

2



* 0 0 0 5 5 4 6 0 0 0 *

0005546-000

3 1 2 . 3 3 - S i 3 5 1 e

英帝国

島谷亮輔・著

国際聯盟協会

1 9 2 8

ABC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

貴族院
函 311
号
冊

國 帝 英

著 輔 亮 谷 島

行 發 會 協 盟 聯 際 國

3/2.33

Si 351e



696719

序

アングロ・サクソン民族が政治的に貢献した不朽の事業は、自由の政治思想及び此思想を基礎とする其政治組織であつた。此民族にとつては『自由』は一個の信仰であつて、其社會上の根底は確乎不拔である。合衆國の獨立及び佛蘭西大革命が、思想上英國の政治組織の研究及び之れを土臺としたロック及びモンテスキューの哲學的思索に負ふ所たるや茲に論ずる迄もない。歐洲大戰の原因は英米の政治家及び學者の論ずる如く、嚴密な意味に於て專制主義對自由主義の鬭争で無かつたかも知れない。英國の歴史家中にはグーチ氏の如き之れを主義上の争の如く單純に見ることを欲しないものもあるが、然し英國の政治家が自由の擁護を旗幟として戦ふべく決定し、廣く世界に訴ふるや、英本國民は勿論のこと英帝國を擧げて、此旗幟の爲めに戦ひ、能く四年四個月の久しき亘り、大戰の苦難に堪へ得たのであつた。政治家の失政、軍人の過失等幾度の難境が相ついで此期間に起

つたに拘はらず、聯合國中此帝國のみ、一個の叛亂も軍隊内に起らず、潰敗の記録を残さず、軍隊及び國民が一難の起る互に勇氣を振起して對應策を講じ、資源と智力とを傾倒し、佛蘭西、伊太利等の味方の急に赴き、眞に民族的特色たる持久的偉力を發揮して、遂に強敵を挫き得たのであつた。而して此帝國國民を結合して斯くの如くならしめたものは、『正義』『自由』に對する觀念が此國民の心胸に徹底して居た爲めに外ならない。時の總理大臣アスタイスは開戦の當初に於て、英國政府の宣戦の動機及び目的が此時の如く純正であつたことは此國の歴史上に無い所だと告白して居るが、此崇高な觀念の爲めに戦ふものであるとの自覺が國民全體に徹底しなかつたならば、全國民の一致團結は終局まで望まれなかつたかも知れなかつた。著者は大戦の當初思出多きルシタニア號で紐育から英國に渡つたが、同船した船客の多くは米國に歸化して居た英國人、蘇格蘭人の青年で、義勇兵として大戦に参加すべく本國に歸還せんとして居たものであつた。而して彼等は、單に母國の急を座視するに忍びないと云ふ單純な愛國心の動機のみから戦

場に突進せんとするもので無くして、『正義』『自由』なる理智の命する所に從つて行動してゐるのであつたことは、著者をして深く感激せしめた所であつた。今日英帝國の組織が此自由制度を基礎として完成されたことの決して偶然ではないことは、英國人を知り、此國の歴史を研究するに從つて益々理解される事柄である。此理解なくして今日の英帝國を解釋することは出来ない。英帝國の如何なるものたるかを解して初めて、自由主義と根本に於て相反せる共產主義の種子が、英帝國の土壤に發芽し能はざる所以自ら首肯し得られる譯である。

本書は英帝國發達の事情を簡叙し、大戦以後自由制度を基礎とした其政治組織の改革、帝國間各分子の關係、國防の方針を略述し、進んで英帝國の異分子たる印度の立憲制度及び其現状を陳べ、最後に英帝國の富強、其將來に關し若干觸るる所あつたが、英帝國の如き大組織に關する研究を小冊子に纏めることの容易で無いことは、讀者も諒承されることと思ふ。又愛蘭自由國、南阿聯合成立の由來の如きは英帝國の組織上最も興味ある問題であるが、紙幅の許さざるものがあつ

て、著者は之れに論及するを得なかつた。
 今日英帝國はそれ自身が一個の國際聯盟である。ロイド・ジョージ氏はヴェルサイユ條約の内容を説明するに當つて、吾人は不烈顛的國際聯盟だとの言辭を使用して居たが、世界の久遠の平和を期する合理的方法は、自己の自由を主張し固執すると同時に、他の自由を尊重し之れを侵犯しないこと、尙ほ英帝國の組織、及び其精神の如くなるを得れば、之れを發見するに難からずであると觀察せられる。

昭和二年末

麻布の寓居にて 著者

英 帝 國

目 次

第一章 帝國會議開催まで……………一

一、英蘭の擴張……………一

二、英帝國組成分子……………一〇

三、自治制度の基礎……………二二

四、帝國會議開かる……………二八

第二章 英帝國の新基礎……………三五

一、英國皇室を中心として……………三五

二、帝國軍事内閣の成立……………三六



三、平等權の確立と聯盟參加……………三

四、軍事會議及軍事内閣の平等決議……………四

五、英本國外交權獨占に對する不安……………四

第二章 英帝國根本法の制定……………五

一、新組織に伴ふ制度の變更……………五

二、帝國會議の事業……………五

三、相互の立法關係……………六

四、商船法……………六

五、司法權の關係……………六

第四章 條約締結權の統一……………六

一、交渉……………七

二、調印……………七

三、批准……………七

第五章 通信交通機關の完成……………八

第六章 國際法上英帝國の地位……………九

第七章 新嘉坡の海軍根據地……………一〇

第八章 英帝國國防上の地位……………一〇

第九章 印度の政治改革……………一〇

一、印度を知る根本知識……………一〇

二、スワラヂ運動……………一〇

三、歐洲大戰と印度の努力……………一〇

四、印度の憲法政治……………一〇

五、非協同運動の失敗……………一〇

六、ヒンヅー教回教間の紛争……………一〇

七、社會改革運動……………一〇

八、軍制改革……………一〇

第十章 人種差別待遇 一七九

第十一章 英帝國の經濟的結合 三〇九

一、貿易は英國の生命 三〇九

二、帝國經濟會議に於ける英國の提案 三三三

三、濠洲首相の保護政策提唱 三三六

四、自由貿易主義の破綻 三三五

五、英國民の移住難 三四二

第十二章 帝國の富源と其の開發 二四九

一、植民地の開發 二四九

二、印度の開發 二六〇



英 帝 國

第一章 帝國會議開催まで

一、英蘭の擴張

英帝國は、歴史的に云へば英蘭の擴張であつて、地理的に云へば全世界に散在し日の没する所なき領土をなして居る。

世界の近世史は歐洲の擴張の歴史であるが、全歐洲を通じて英蘭は擴張競争の優勝者であつて勇敢な英國人が西班牙、葡萄牙、和蘭、佛蘭西の諸國民と植民地建設の奮闘に於て勝利者たる確乎不動の地位を確立し得た後と雖も、其領土は年々歳々著しく擴張されたのであつた。歴史家からはヴィクトリア女皇の時代は、英本國即ち聯合王國は最も平和な時代、文運隆盛の時代であつたとされて居り、クリミア戦役、南阿戦役以外には戦争らしき戦争は無かつたのであつたが、

廣汎な領土と人口

此時代に於ても、英帝國の領土は貯金の利息の蓄積された如く、知らずくの間盛んに擴張されつゝあつた。ホブソン氏が其名著『帝國主義』中に於て説明した所によると、一八八四年と一九〇〇年との間に於て、英帝國に編入された領域は三百七十一萬一千九百五十七平方哩であつて其人口は凡そ五千七百萬人に達して居る。

歐洲大戰の結果、委任統治の形式の下に英帝國の行政組織の一部に編入された領域はかなり廣大であるが、過去七十年間に英帝國の人口及び領土は約三倍の増加を見たのである。

英帝國の領土擴張

年次	面積(平方哩)	人口
一八〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
一八五〇	四、五〇〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇、〇〇〇
一九〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇、〇〇〇
一九一九	一三、七〇〇、〇〇〇	四七五、〇〇〇、〇〇〇

即ち世界の陸地、及び人口の四分の一は英帝國の中に抱合されて居る次第である。而して英帝國の組織を一言にして盡せば、英蘭の擴張であつて、其居住者たるアングロ・サクソン民族が實力で之れを領有したものに外ならない。其發達擴張の歴史は一般歴史、植民史等の研究題目であ

るが、要するに此帝國を組成する各分子の關係は歴史的に特種の色彩を持つて居り、英蘭對各分子との關係は人種的にも行政的にも一樣では無いのであつた。此點は今日英帝國の國力を凌駕し(若くは凌駕せんとし)て居る北米合衆國の發達の道程と大に趣を異にする所である。従つて英帝國の相互の政治的乃至行政關係を如何に確定すべきや、換言すれば英帝國の憲法組織の制定如何は、此國にとつて久しきに亘り、大問題であつたのである。歐洲大戰役の直前に於て、此行政組織の問題からして、愛蘭民族は英國政府に反抗して内亂状態にあり、獨逸の參謀本部が開戦の好機會として數へた一個の理由は英本國內の此の内亂状態であつた程、愛蘭問題其他同種の問題は此國にとつて重大なものであつた。

所が大戰の結果として英帝國の行政組織は今日に於て略確定的に成立して、大體に於て英帝國を組成して居る各分子の相互關係は平等であると云ふ根本義が成立した。即ち英帝國の母國たる聯合王國も、之れから分派した、若くは統一された各分子たる愛蘭や、濠洲も、原則上は絶對平等の關係に立ち、國防上、外交上同一の權限を有するものであると云ふ原則の成立を見た譯である。尤も此原則は英帝國の組成そのものの如く、歴史的の産物であり、複雑な關係にあるから後述する如く詳細の説明をまつに非ざれば、完全に讀者をして理解せしめることは、容易でない

と思はれるから、先づ英本國及び各分子との歴史的關係の概略を叙述し、次章に於て英帝國の憲法關係を詳述することにする。(註一)

ブリタニ

西曆紀元前、羅馬のシーザー及びクロージュースに占領され、ついで征服された迄は、今日の英國はブリトン民族によつて居住されて、ブリタニアと稱されて居た。此人種は今日の佛蘭西や白耳義の地方に居住して居たものと同じの人種であつて、ケルト(ゴール)民族に屬するものであつた。羅馬帝國が其國を統治した期間は四五百年間であつて、羅馬の施政に服した歐洲全體の人種から成つた屯田兵は、英國及威斯の各要地に駐屯し、土人と雜婚し、羅馬の文化を普及し、次で基督教の傳播すると共に、全英國は其勢力に服することとなつたのであつた。(註二)

アングロ
ン・サクソ
ンの侵入

羅馬帝國が瓦解し、屯田兵の大部分が引揚げを余儀なくされた後は、英國はチュートン民族に屬して居るアングルス、サクソン、デーンの侵入を受けた。是等の民族は英國が尙羅馬帝國の治下にある間は海賊として、海岸線を侵し、屢々防禦の任に當るものをなやましたに過ぎなかつたが、此防禦の撤回されると共に、内地に深く侵入し來り、土着民たるブリトン人を盛んに戮殺し羅馬の文化の産物である都會、寺院を悉く破壊し、半原始的な生活を繼げて居たのであつた。羅馬の文化が英國内に深く侵染して居たかは、最近考古學の發達、各地の鑿堀事業の行はれるにつ

れて、始めて其情況が明白となつた次第である。

然し野蠻なアングロ・サクソンの侵入と雖も、舊來のブリトン民族が悉く殺された譯ではない。一部は西方威斯に押し込められ、其他は征服者たるアングロ・サクソン民族と結婚して、今日の英國人を爲して居るものである。アングロ・サクソン民族は其後に來たデーン人と久しく戦ひ、其後ノルマンデイに居た、是れ又チュートン民族の一派たるノルマン王が、其民族と、佛蘭西人とを引きつれて英國を征服し、久しきに亘つて英國に君臨した爲め、其節度に服すべく余儀なくされたものであつたが、今日の英國人の基礎が、此慍悍にして武を好むアングロ・サクソン民族にあることに間違はない。

彼等は數百年間、英國よりも地味が豊饒であつて、氣候溫和な佛蘭西を征服する爲めに、國王の指揮の下に何度となく努力したか知れないが、佛蘭西の國民性が圓熟し、陶冶されるに及び此計畫は失敗に歸したのであつた。

農牧時代
の英國

前述の如く英國に播かれた羅馬の文化は、半開民族たるアングロ・サクソンの爲めに一時破壊されたのであつたからして、英國の文化が再び芽え出で發達する爲めには、斯の如く破壊されなかつた歐洲大陸の地方よりも、遙かに長時間を要したのは當然であつた。從て英國はヘンリー七

世、八世、及びエリザベス女皇の時代迄は、住民は主として農業牧畜業を営み、且つ四面海を繞らすことから漁業を營んで居たものであつた。其生産物たる羊毛は獨逸の商人によつて今日の白耳義、北部佛蘭西に輸出され、茲で有名なフレミングの絨物となつて、全歐洲は勿論英國にも賣捌かれたのであつた。英國内、殊にロンドン市の實權も歐洲大陸の商人の手にあつたと云はれて居る。今日英國で金貨のことをスターリングと稱する起原は、獨逸商人の團體たるイースターリングから來て居り、銀行爲替業が、伊太利の商人に握られて居たことは、今日銀行町であるロンバード街の名稱の起原でも知られる通りである。又征服者ウイリアム王の頃から猶太人の居住を許された結果はデューリー街の名稱が残つて居るのを見てもわかる。斯の如く商業上の實權及び加工品の製造賣捌の實力を外國人に握られ、農業、牧畜業、及び漁業に營々として居た英國人とつての大問題は、是等の羈絆を脱して、獨立自主の國民生活を實行すべく努力することにあつたと云ひ得る。

茲に英國民の基礎を爲したものは漁業であつた。海上國民であつたアングロ・サクソンは陸上の民族となつた後も其海上生活を忘れなかつた。漁業は彼等の主要な産業で、其産物を彼等は盛んに歐洲に賣出した。漁業と同時に造船航海の術も彼等の熟習した所であつた。英國の西端デヴ

漁業は海上國民の基礎

オンシア地方は港灣に富んで居る。人工を加へ得る今日ではロンドン、リヴァプール、マンチェスター、ソーザンプトン等が交通の中樞を爲して居るけれども、三四百年前にあつては自然の良港を中心として航海業が發達したのは自然であつた。コーンウォール、デウォンシアの沿岸無数にある良港を中心として、其港々の著名な問屋の主人公や若旦那の中から、英帝國建設の先驅者が輩出したのであつたのは決して不自然ではない。

前述せる通り、英國人の勢力は歐洲大陸から驅逐され、エリザベス女皇の即位した年には、其最後の踏臺であつたカレーも亦奪還されたのであつたが、此時は葡萄牙、西班牙等の先進國によつて新世界の發見された時であるから、英國民は茲に眼を轉じて、新大陸發見の競争に乗り出し得たのである。而してエリザベス王朝時代の花形役者であるジョン・ホーキンスや其親戚であるサー・フランシス・ドレークや、サー・ウォーター・ラレーは此デヴォンシアの産であつた。

豊臣や徳川の初期に於ける博多や堺の地位は以て英國のデヴォンシアの地位であり、呂宋助左右門等の仕事はまたホーキンスやドレークの仕事であつたと思へば間違ひない。唯彼にあつては赫々の偉業が爲し遂げられたのに反して、我にあつては國史上重きを爲すに至らなかつた大相違がある。

エリザベス時代

個人的努力の結晶

此エリザベス王朝以後英國人の海外的發展は、時に消長があつたに拘はらず、繼續され、今日の英帝國に至つた譯であるが、其特色を一言にして盡き得るならば、個人の努力の結晶であつて、國家的政策の遂行が生み出したもので無かつたと云ふことである。此點は他の列強の發展史と大に趣を異にしたる點である。英帝國の發展の如く個人が其偉大な力柄を歴史上にしるしたことは稀有の事件である、ホーキンスやドレークの如きは一個の海賊であつた。尤も今日の法律や道徳上の標準から此名稱を下す次第ではない。當時世界の通商貿易は羅馬法王から西班牙人のみに許されて居たのであるから、英國人が此不合理な制限を脱する手段は、之れに武力を以て對抗するの外はなかつた。彼等は獨力能く西班牙の軍艦と闘ひ、其財寶を奪掠するの快舉に出たのであつた。又彼等は奴隷賣買によつて巨利を博したのであつたが、背後に國家の權力又は後援を擁した譯では無く、英國人の特色たる勇敢冒險性が然らしめたのである。

農業より
商工へ

前述の如く當時の英國は農業牧畜の國柄であつたが、先づ第一に國內的には農業國より進んで製造工業國となつた。平和戦争共に大陸より離れて自給自足の道を講ずること、之れには原料の供給を歐洲大陸に仰ぐ必要なくして、之れをそれ以外の新大陸に求めることが、此國として第一の要件であつた。第二には年々増加しつゝある過剰人口のハケ口を新大陸に求めることが當時の

株式會社の設立

要件であつた。此兩要素とも英國民は成功したのである。今日印度南阿等統治の事績を見れば、如何に英國人が偉大なる努力を爲したか、明瞭であるが、其偉勳は決して國家的努力では無くして個人的努力の結晶たる場合が多い。又本國政府が往々にして其政策を誤まつたに拘はらず、幾多の人傑の努力が結局これを成功に導いた場合も少くはなかつた。

既に個人の努力であつて見れば、其力は國家の場合に於ける如く、廣大無邊と云ふ譯には行かなかつたので、英國人の商業的天才は、茲に『株式會社』なる制度を採用し、その運用に成功した。株式會社の起原は伊太利である。いくら大商人と雖も三四百年前の事であるから、其實力は微細なものであつた。そこで冒險的なロンドンの商人で目的を同ふするものによつて組織せられた數個の株式會社は、當時航海の術に長じて居た西班牙及葡萄牙から老熟せる船長を聘し、船舶を機装して、新大陸、新航路の發見の費用を支出したのであつた。ニューファウンドランドの發見及其豊富な漁業の利益は其結果として表はれ、次で北米合衆國の發見及び植民となつた。東印度商會が一六〇〇年にエリザベス女皇の特許狀を得て一個の通商會社として組織された當時、何人も印度帝國統一の先驅者たるべしと想像するものは無かつた。然し結局通商上の妨害者たる和蘭人、佛蘭西人との争は此會社を驅つて印度の領有統治に着手せしめ、今日印度帝國統一の基を開

かしたものであつた。

二、英帝國の組成分子

植民地發展の動機

斯くて英國人の勢力は亞細亞方面にも、北亞米利加大陸にも駁々乎として振ふて居たが、十八世紀の後半紀になつて北米十三州の植民地が結束して離反し、佛國の後援を受けて獨立したので英帝國の基礎は茲に一大挫折を來し、植民地は林檎の如きものであつて、其成熟すると共に本國より離反するは必然の勢であるとの思想を本國民に抱かしめ、其植民熱をして久しく冷却せしめるに至つた。然し本國民の思想及び政策の如何に拘はらず、本國に於ける人口の増加、及び之れに伴ふ本國民の生活難は、之れを驅りて其植民地に移住するの余儀なきに至らしめたのである。

佛蘭西人

今日濠洲の如き廣大な面積を擁して居るが、其住民は全然白人種であつて、又大部分は英國人である。新西蘭の如きもマオリなる少數の土人が居るが、此れを外にしては英人であることは、英帝國の強味である。此兩者と異にするものは加奈陀及び南阿である。加奈陀は初め佛蘭西の植民地であつたが、七年戦争の結果英帝國に歸屬せしめられたもので、クエベック州の如きは、今尙此佛人の子孫であり、佛蘭西語を使用し、舊教を奉じ、自由黨の中堅を爲し、其他の地方の英人

和蘭人

居住區域と政治的に相對抗して居る。又南阿聯邦の如きは十九世紀末に於て英帝國の兵力に已むを得ず屈服せるもので、聯邦成立後と雖も、其中堅を爲すものは、和蘭人の子孫たるブリア人である。従て此兩者からして英帝國より分離して獨立國を組織すべしとの議論が是れまで屢起つたのは不思議とするに足らないのであつた。歐洲大戰以前にあつては英本國が歐洲に於て戦争の渦中に投じた場合、加奈陀及び南阿は中立を維持すべしとの議論が極めて眞面目に唱へられて居た程であつた。

英帝國が他の列強と異なる處は、其地理的關係である。英帝國は全世界に散布されて居るだけ、思想上、又は國防上共通點を求めることは、他國と比較して困難な點が多い。尤も植民地は其發達近年に屬し、其勢力も本國と比較して微力であつたが爲めに、英帝國の國防と云ふ帝國として最も重大なる任務は、主として英本國民の負擔する所であつた。一九〇五年迄は英本國の軍隊は加奈陀に駐屯して居た程だ。であるから國防方針の根原を爲すべき、若くは之れと離るべからざる關係にある外交も亦本國民の仕事であり、外交機關は本國政府の專有物であつた。之れを要するに本國政府は大戦前に於ては一種の親權を植民地の上に行使して居たのであつた。

印度人阿

英帝國を組成する人種中大多數を占めるものは印度人、阿弗利加人である。此事は地理的關係

弗利加人

を離れて英帝國を打つて一丸とする議會制度が、將來到底實現しないことを語るものである。一九二一年に於ける英帝國の人口は四億四千九百萬、此内アングロ・サクソン其他白人種は六千五百萬に過ぎずして他は印度人三億千九百萬、阿弗利加人二千萬、白人種の中でも舊「聯合王國」に居住するもの四千八百七十萬で、其他植民地に居住するものは合計約千七百萬に過ぎない。又植民地人口増加の割合が英本國と同數に達するのは近き將來には望まれない。現在の人口の増加率、及び本國其他よりの移民獎勵によつて考へるときは尙百年以上の経過を要する筈である。

三、自治制度の基礎

植民地統治の方針

十八世紀の中葉に於ける英國領土の中で、印度は東印度商會の管轄の下に若干の貿易港を其支配下に屬せしめ此外には西印度諸島の大部分と北亞米利加の海岸に沿ふ植民地であつた。(註三) 此領地は其起原が同じで無く、且つ行政組織も異つて居たが、要するに本國政府は立ち入つた干渉を行はないうで、大體植民地の爲すが儘に任して置いたものだ。マサチユセツ灣の植民地の如き其適例で、立法機關も、行政官も、住民中自由民の選舉する處であつた。其後、英本國は航海條令を發布して、其貿易上の勢力を擴張する必要を感じたので、茲に初めて植民地を重要視するや

うになつて、次第に干渉の政策を採用し出した。第一にマサチユセツ灣植民地に與へた特許狀を取消し、知事の任命權を皇帝の手に收め、其他の植民地も此例によることになつた。従て植民地の行政組織は大抵一樣となり、皇帝の任命した知事と、住民により選舉され納税の權力を握つて居る立法機關とが對立することとなつた。此政治機關の對立は英人の植民地では至る處必ず行はれた處であつて、知事と立法機關との間には常に衝突起り、立法部は知事の專横を牽制する爲めに經費の支出を拒み、結局北米合衆國の獨立の種子も此兩者の衝突から蒔かれたのであつた。

加奈陀の政治

加奈陀は七年戦争の結果一七六三年の巴里條約で佛國より割讓した領土であつて住民の大部分は佛國人から成つて居た。佛國民は英國國民の如く自治政治に慣れないから、英領となつても、代議政體の制度を設けず、皇帝の任命した參事會をして立法に當らしめて居たが、合衆國獨立するに及び、勤王黨は大多數今日オンタリオ州となつて居る地方に移住し來つたので、一七九一年北米の英領植民地には選舉による議會を設けることとなり、尙ほ佛蘭西、英蘭兩人種の軋轢を防ぐ爲めに、加奈陀を上下に二分し、別々に統治することとなつた。

新制度は當分の間は圓滑に進行して居たが、下加奈陀に於ける佛國人も間もなく與へられた武器の使用方法を諒解し始め、議會は其權力の争から、知事、及び英人の官吏と衝突し始めた。人

種的偏見、並に上加奈陀が下加奈陀に經濟的に從屬關係にあることも、此紛争を甚だしからしめた。上加奈陀に於ても、知事討議會の争は従前通り絶えずして、結局一八三七年の叛亂勃發となつたのである。無論此叛亂は容易に鎮定に歸したけれども、從來の方法で植民地を統一することの不可能なことは明々白々となつた。そこで英國政府は下加奈陀の憲法を中止し、ダーラム卿を政務長官として派遣し、秩序回復と將來の植民行政組織を如何にすべきやを調査報告せしめる大任をさづけた。

ダーラム卿の政治意見

ダーラム卿の英領北米事情報告書は植民政策上最も顯著なる文献として多數識者が好んで引用する處のものである。

植民地に於ける行政部對立法部の紛争は、獨り上下加奈陀に起つた事件で無くして、近隣のプリンス・エドワード島、ニュー・ブリュンズウィック、ノヴァ・スコシア及びニューファウンドランドにも起つたのであるが、是等植民地の憲法は一樣であつて見れば、憲法上の缺點は共通である。即ち數回の選舉で反對黨の議員が多數當選するに係はらず、政府は平然として其地位を保有したことが紛亂の大原因であるから、立法部をして代議政體の持ちものたる權力を與へない間は此紛亂は絶えない。煽動政治家が人氣を博する最も容易な方法は政府を攻撃するにある。反對

黨の有力家と云へば慷慨悲歌の徒であつて、唯民心を攪亂することを以て目的とし、毫も其言論が實行的價值ありや否やは問ふ處にあらず。故に此弊害を匡正するの道は責任政治を布くにあり此方法としては別に憲法改正等の手段を執るの要なく、唯單に知事に訓令を與へて、議會に多數を制し得る政治家に一任するに、行政の實權を以てすべく、國內の政争に關して知事は本國の後援を期待する能はざることを承知せしめ置くにありとは、同卿の力説した處であつた。

ダーラム卿の献言は直ちに本國政府の採用する所とならなかつたが、八年後即ち一八四七年にダーラム卿の義子エルジン卿が知事となるに及び、該報告書に力説された原則は實行された。エルデン卿は大膽にも多數黨であつた佛人系の急進黨に内閣組織を命じ、英人系の怨恨を買ひ、其乗用馬車は襲撃され、議會の建物は放火全燒の災難を見た程であつたが、同卿は屈する所なく、本國政府も亦同卿を助け、此原則の實行を全ふせしめたのであつた。

加奈陀に續いてノヴァ・スコシア、ニュー・ブリュンズウィックにも代議政治は採用され、其他の植民地も、之れが運用に堪へ得るや否や、本國政府は之れを許可する方針に出でた。一八五四年ニュー・ジブランド議會が代議政體の許可を乞ふや、英國政府は之れを許し、二年後ニュー・サウス・ウエールズ、ヴィクトリア、タスマニア、サウス・オーストラリア、及びニューファウ

責任内閣制度の實行

ンドランドも之れを許可され、一八五九年にはクイーンズランドも許された。ケープ植民地は一八七二年、西オーストラリア及びナタールは一八九〇年及び一八九三年に夫れ／＼此特権を獲得した。南阿戦役の結果英帝國に包含されたトランスヴァールは一九〇六年、オレンジ植民地は翌年に自治政治を許された。此兩國に於ては居住民は英國の軍隊と戦つたものであつた。然も此事實にも拘はらず、英本國政府は之れを與へたのであつた。

三大聯邦
成立

以上は植民地統治上の一階梯であつたが、第二の階梯としては植民地の近接せるものが相合して一種の聯邦を形成するに至つた。植民地中の古參たる加奈陀がやはり率先して聯邦の建設を提唱し、其議熟するや本國政府は之れが承諾を與へた。而して形式上一八六七年英領北米法が議會を通過し、オンタリオ、クエベック、ノヴァ・スコシア、ニュー・ブリュンズウィックを打つて一團とし、加奈陀僚邦 (Dominion) なるものが成立し、其他の州も後に加入し得る條項が加へられたが、數年ならずしてマニトバ、英領コロンビア、プリンス・エドワード島も包含され、ニュー・ファウンドランド以外の北米英領を全部包含することとなつた。(一九二七年七月其ダイヤモンド祝典舉行され、皇太子、英國首相出席した。)

濠洲の聯邦は地方的關係からして、其成立が非常に遅れたが、之れは外界の刺戟乏しき地理的

事情から來て居る。濠洲全體は同一の人種であつたが、經濟政策上の相違、即ちニュー・サウス・ウエールズは自由貿易を主張するに反し、ヴィクトリアは保護貿易を實行する等の差は聯邦の成立を延引せしめた。一八八五年に至り漸くにして限られた權能の濠洲の聯合參事議會が成立し、之れを端緒として眞の聯邦憲法は出來上り、ニュー・サウス・ウエールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア、クイーンズランド、タスマニア各州は人民投票で之れに賛成し、英本國議會は一九〇〇年の濠洲聯邦法で之れに裁可を與へた。西濠洲も之れに参加した。

南阿聯合は一九〇九年南阿弗利加法の下に、希望峯植民地、ナタール、トランスヴァール、オレンヂ河植民地の四自治植民地が會議を重ねた後、翌年になつて成立したものである。

斯くの如く三大自治植民地の聯邦組織の結果、英帝國の組織は簡單になつた。英本國は各個の小植民地と交渉する代りに、一個の植民地の政府と交渉すれば足り、且つ一個の總督を任命すれば足りる事となつた。加奈陀僚邦では、總督が各州知事の任命權を持つて居り、各州議會の法律案に拒否權を行使し得ることとなつて居り、以前各州の上に皇帝自身の持つて居た特權が總督に移される事になつた。

尤も國情を異にする濠洲では、地方的感情強烈な爲め、各州の知事は依然英國皇帝直接に任命

される。

英本國が自治植民地に行使する権能は四方法あつた。第一は知事(總督)の任命、第二は法律案拒否の権能、第三は外交政策の支配、第四は植民地の法廷が英本國の樞密院司法委員會に控訴することであつた。

四、帝國會議開かる

植民地會議

一八八七年にはヴィクトリア女皇即位五十年の大祝賀式が行はれ、各自治植民地の首相は其祝賀式に參列すべく、ロンドンに集合した。之れを機會として植民地會議なるものが開かれた。之れが英本國と植民地とを政治的に聯結する爲めの最初の機關であつた。此機關で帝國共通の問題即ち太平洋の海底電線敷設、植民地間の交通の敏速を計る方法、關稅特惠問題等を議題としたのであつた。此會議には植民大臣が主宰者であつた。

然し各自治植民地が英本國から植民扱にされることは、彼等の自負心を傷けるものであつた。従て英帝國各分子相互の關係をもつと合理的にすべき必要は、植民地の發達と共に、自然に起つて來たのであつた。一八九七年、及び一九〇二年には帝國聯邦の問題が本國政府で提議されたが

植民地の代表者は應じなかつた。最後に一九〇七年には帝國議會を開くべしと云ふ案と是れ迄の如く非公式の會合に止まるべしとの案との間に折衷説が成立して、植民地會議に代るに帝國會議なる名稱を使用し、同時に主宰者は植民大臣で無くして英本國政府の首相を以てすることとなつた。英帝國進化の第二階梯であつた。此會議は左の如き決議を通過した。

帝國會議
始まる

『帝國會議』と稱さるべき會議が四年毎に開催され、英本國政府と海外に於ける自治領との間に共通利害の諸問題討議考究さるることは帝國の利益である。聯合王國の總理大臣は當然會議の會長たるべく、自治領の總理大臣は當然會議の議員たるべく、會長故障ある時代つて會議を主宰すべし。聯合王國の總理大臣は自治領の總理大臣と商議の後、帝國會議を準備召集するものとす。各政府の任命により他の閣員も亦會議員たるを得。但し會議の特別の許可あるに非ざれば、各問題の討議には各政府より二名以上の代表者を出さざること、各政府は一個以上の投票權を有せざること。

一九一一年には帝國參議會を設置する案がサー・ジョセフ・ワードにより提起されたが、其他の僚邦も英本國も共に不賛成であつた。此機會に英國首相アスキイス氏は英本政府は僚邦政府に外交政策に關し協議するの意志なきことを明確に述べる所があつたが、之れは英本國の各政黨議員

の多數が決議して、外交政策上帝國全體の意志を代表する一種の顧問會的の代表評議會を設置すべしと云ふ覺書を提出したことが有つたからである。然し本國政府は植民地の欲求を無視することとは出来ないから、翌年一九一二年には一個の提案を出して各僚邦はロンドン駐在の閣員を任命すべきこと、此閣員は帝國國防委員會に正規の會員として召集され出席すべきことを主張し、外交政策の決定に僚邦をして参加せしめることの問題の解決を後廻しとし、先づ僚邦の代表者と相談することなくして、外交政策上の大事件を決定すること無かるべしとの申出をした。

ローウェル博士は『自治政治の許可及び擴張は大に其同一人種が居住して居る植民地に對する英國の統治を減少したけれども、之れと同時に以前絶えなかつた紛争を衰滅せしめ、結局帝國的感情を發達せしめた効果があつた。英國に於ける植民地に對する態度も一變して友誼的となつた。今日結局は獨立だなど云ふものあるを聞かない。』と云つてゐる。(註四)

前述の如く北米十三州の獨立以後、英國の政治思想を支配して居たものは自由主義であつた。十九世紀を通じて此主義は文明史上重大な働きをしたが、植民地にも自治制度が敷かれ、之れが窮極の結果は獨立せる政治體たるべしとは、多數の識者が豫測した處であつた。他方から見れば英國本國は植民地に對しては寧ろ冷淡であつたのである。所が植民地と本國との聯結を密接にしたも

帝國結合の要素

のに二個の要素がある。第一は交通の發達である。交通通信の發達が、世界を短縮せしめた如くに、英本國と植民地とを接近せしめた。植民地の住民と本國民との接觸を頻繁ならしめ、元々同人種である立場からして、感情上思想上の融和を計ることを得せしめた。今日南阿産、濠洲産の林檎や、葡萄が、生のまゝ英本國の家庭の食膳に上りつゝあるのは、此交通の賜と云ふの外はない。第二は自衛的觀念の發達である。英本國に於て、英帝國が世界に權威ある政治的地位を維持し行くには、植民地の協力を求めることが、今後益々必要だと云ふことを意識し始めたのは、極めて最近のことである。サー・チャールズ・デルクの如き識者が『ジー・グレーター・ブリテン』なる著書を發表して、本國民が其植民地の事情に對し注意を拂ふ必要を喚起したのは一八六八年であり、同時に歴史家フロードまた各植民地を遊歴して、其靈筆を以て祖先の偉業を謳ひ、植民地の發達せる状態を英國民に知らしめた。而して帝國主義的大政治家ジョセフ・チャンバレン氏が特惠關稅政策の下に本國と植民地との經濟的結合を絶叫したのは一九〇三年であつたが、當時の時勢には多く顧みる所とならなかつたと云ふも誤れる觀察ではないのである。然し乍ら自衛と云ふ根本的觀念は嚴として存して居るのであつて、二十世紀劈頭の日本の勃興以來、濠洲居住民の心底に其維持して居る『白人濠洲』主義の脅威を感じたのは事實である。此の恐怖心は人種の同

加奈陀、
南阿、愛
蘭の地位

一と云ふ事實以外に濠洲及び新西蘭を驅りて本國に對する接近を益々深く感ぜしめるに至つた。加奈陀及び南阿の地位は濠洲新西蘭の地位と少しく異なるものがある。加奈陀は北米合衆國以外の國家からの脅威を少しも感じない地位にある。従て英帝國中國防の觀念が最も冷淡であるから英本國に對しては經濟的の目的の如く、國防上から親しみを持つことは出来ない事情にある。然し加奈陀が歴史的に有する今日の地位を棄て、將來合衆國の一部に編入さるる地位に甘んずべしとは信ぜられない。南阿に至つては加奈陀よりも人種的に一層英本國に親しみ得ざる國情であるが、廣汎な自治制度の下にある南阿聯邦より一步を進めて完全なる獨立を維持し、印度よりの人種的壓迫と對抗するよりも、現在の英帝國の下に、是等の難問題を解決するの易きを求めて居るのである。即ち直言すれば離れるよりも都合が良いから、英帝國なる大旗の下に集合して居止まると云つたやうな形式であつて、精神的には極めてルーズな紐帯で結ばれて居るのである。更に進んで愛蘭に至つては、人種的にも、歴史的にも、アングロ・サクソン民族と同化し難き點あり、不斷に獨立を冀ひ、大戰中にも獨立の計畫を立て、平和後も獨立の戰鬥を繼續し、一九二一年十二月六日愛蘭人民の代表者アーサー・グリツフィス、マイケル・コリンズ等と、ロイド・ジョーチ内閣との間に一個の『條約』を締結し、加奈陀同様の自治權を附與されるに及んで、漸

く英本國との關係は平和に歸したと云ふものの、尙ほ共和國建設の希望は消滅に歸した次第ではない。(註五)

更に進んで印度帝國となると、以上の植民とは全然異つて居る。印度の人民は上記の白人種よりは別なものであつて、今日に至るも完全なる自治權を有せず、或る限られた立法權に參與してゐるに過ぎずして、統治の全權は英本國より派遣された官吏によりて掌握されて居る次第である。英本國との政治的關係に就いては、後章に詳細に記述する筈であるが、斯の如く各異つた立場にある分子を合して之を一個の國家組織の範圍内に收容することは決して容易なことではなく、政治家の苦心を要する所である。

(註一) 此の問題に關する参考書は讀み切れない程あるが、次の二三冊子は簡單にして興味あるものである

Ian Colvin; *The Origins of Empire*

Archbold Hurd; *The Sea Traders*

Prof. Egerton; *A Short History of British Colonial Policy*

(註二) F. H. Verfield & G. Macdonald; *The Roman Occupation of Britain* 及び Arthur Weigand;

Wanderings in Roman Britain 参照

(註三) 本節は A. L. Lowell; The Government of England 第二卷第三百九十二頁に據る

(註四) 前掲第四〇七頁

(註五) (12 Geo. 5) Irish Free State (Agreement) Act, 1922

第二章 英帝國の新基礎

一、英國皇室を中心として

古來帝國の政治組織は中央集權の一個あるのみであつた。羅馬然り、歴代の支那王朝然り、印度の王朝然り、露西亞の帝政時代然りであつた。是等の例は征服者と被征服者との關係から出來て、征服者たる中央の權力者は、被征服者の意志如何を問はず、其意志を強制的に之れに透徹せしめたものであつた。英帝國の場合でも前記の各分子が發達の道程にある間は、英本國の意志は即ち英帝國の意志であつた。英本國政府の行ひつゝあつた政策に對し、植民地より重大な異議を挾むことは先づ無かつたと云つてよい。所が相對的に英本國の勢力が微弱となり、之れに反して植民地の實力が年と共に充實し、勃興の時代に際會しつゝある今日に於て、昔のまゝの中央集權の實行は不可能となつて來た。此帝國の政治組織を如何に改造すべきやは大戦以來具體的の懸案となつたが、今日に於て一個の成案を見たのが、即ち英本國及び各 Dominion (屬領と譯し來つたが、今日では僚邦とでも譯するのを妥當とする) は内政上獨立し、外交上平等であつて、直接に

英國皇室の下に統一されると云ふ一個の原理を發見するに至つたのであつた。之れは法理上の一個の擬性に過ぎない。此擬性的觀念を合理的ならしめる上に、君主の政治上の實權薄弱な英國の如き國家に於て、皇室が最も必要な機關となつたことは一見妙である。然し之れは共和國の政體の下にあつては絶対に案出し得ざる事柄で、間接には英國の皇室の地位を強固ならしめる結果を生んだものである。

此原理によれば、英本國政府も、加奈陀政府も、其外交上、國防上の權利は平等である。英本國政府の總理大臣も、新西蘭の總理大臣も資格に於ては相讓る所はない。等しく英國皇帝の任命する所であつて、之れを褒賞するものである。條約の締結に當つても加奈陀政府の爲した所のものは、英國皇帝が之れを批准するのであつて、其奉戴する總督は、英本國政府の派遣したものである。英國皇帝の代表者としての資格であり、愛蘭又は加奈陀の派遣した全權公使は英國皇帝の任命したものであると云ふのである。

尤も此原理の實際上の運用は簡單には參らない。種々複雑な事情が、之れに伴ふことは當然ではあるが、然し乍ら原則としては、確乎不動のものが今日成立し、之れが英帝國の機關を支配して居るのである。英國では能く「兄弟商會」とか「父子商會」とかの名稱を散見するのであるが、

今日の英帝國は England & Sons 又は England & Brothers であると思つて間違ないやうである。

一九二七年八月三日オタワに於ける加奈陀僚邦成立六十年記念祭祝賀會の席上、英國皇太子は演説して僚邦の地位が帝國內平等の地位に達し、皇室に對し共通の服従をなすものなること、皇室は國土、人種、黨派のあらゆる區別の上に超越し、總て斯る差別を超越したる統一を標識せんとするものであることを特説され、「他日此高き責任を負ふべき運命に際會せんか、之れに辜負せざらんことを信ず」と述べられてゐる。

斯くの如く英帝國の基礎に皇室の存在が必要缺くべからざるものとなつたと云ふことは、同皇室の地位をして益々強固ならしめ、責任を重からしめたものである。ジョージ五世陛下は嘗て一臣下に對し君のやうに暇があるのは羨ましいと語られたとの事であるが、今後の皇室の御仕事は、單に英本國の政務に關し、諸般の報告を受けられ、法律其他の文書に署名される許りで無く、各僚邦の政務に對しても、同様の事務を見られるのであるから、其繁忙は想像に余りあることと思はれる。從て皇太子其他の皇子も大小記念祭臨場、新築開場式臨場等の半政治的、半社會的職分を全ふされる上に於て、寧日なく、其日程は普通數ヶ月前に於て既に確定して居る有様である。

帝國會議は慣例として其開會の始めに當り、兩陛下には御挨拶狀を奉呈して皇帝に忠誠を誓ひ兩陛下の萬歳を祈り、之れに對し陛下の勅語あり、又閉會に際しては再び忠誠の意を表するのである。

一、帝國軍事内閣の成立

大戦に於ける植民地の努力

英帝國の組織が今日の如き發達を見たのは大戦の結果であつた。歐洲大戦に於て、英本國が其全力、即ち兵力に於ても、金力に於ても、資力に於ても、ありとあらゆるものを盡して、以て中歐同盟國と争つたことは、無論であるが、聯合國側、即ち佛蘭西にしても、伊太利にしても、其國力に限りがあるが爲めに、金力、資力に於て英國は其全力を傾倒するの余儀なきに至つた。斯くの如きことは前古未曾有の事柄であつた。英帝國の殆んど全部が戦争の最初よりして本國を後援し、且つ其戰鬥力を鼓舞し、鞭撻したことが無かつたならば、如何にネバリ氣の強い、膽汁質に富むと稱せられる英本國民と雖も、中道にして志氣沮喪し、佛蘭西の如く軍隊内に叛亂を見たり、又は伊太利軍の如く潰敗するが如き事實を見たかも知れなかつた。然るに大戦の劈頭からして英本國の立場は正義なりとの強烈な確信と母國民を救済する人情からして、濠洲や、新西蘭の

國民は勿論のこと、利害關係の前二者から比較すれば、薄弱である加奈陀が僅かに數年前に中立維持論を主張したことを忘却して、大戦に参加したのみか、感情に於ては英國國民に對するよりも獨逸國民に對して好感を有して居た、南阿の和蘭人の子孫、更に進んでは人種的に全く相反して居る印度帝國に至る迄、響應して英本國、即ち聯合國の急に赴いたのであつた。即ち大戦開始の年の暮にはシク、グルカ人の印度兵は佛蘭西の戰場に加はり、何等軍事教育を受けては居ないか然し獨立心に富み、賢明にして志氣旺盛な濠洲兵、新西蘭兵は、我日本海軍に護送せられて、埃及に於ける其訓練場に運送されつゝあつたのである。即ち英帝國は一致團結して大戦の最初より最後に至る迄大敵に當つたのであつた。此事たる歐洲大戦上の最も特異とすべき事實であつて、事實上、思想上強固なる共通點が無ければ出來ないことである。此一大事實は今日英帝國の政治組織の根本を決定するに重大な關係なしとは云へない。

即ち此大戦に於ては、各植民地並に印度は英帝國なる屋臺骨を維持する責任を本國民と分擔する實力あり、一人前の國民たることを十二分に證據立てたのであつた。大戦に於ける各植民地の協力を詳細に叙述することは、短文の能く爲し得る所でないが、次の表は大戦開始の時、即ち一九一四年八月四日から、休戦即ち一九一八年十一月十一日に至る期間に全英帝國より募集された

陸軍兵力の總數であるが、一見して各植民地及び印度の努力の異常なるものが有つたことを知り得るのである。(註一)

其出兵數

一九一四年八月四日に於ける	七三三、五一四
正規兵、豫備、及び地方軍の兵力	四、〇〇六、一五八
其後英蘭内で募集された數	二七二、九二四
威斯及モンマシア	五五七、六一八
蘇 格 蘭	一三四、二〇二
愛蘭(愛蘭以外の地にて募集された數を除く)	六二八、九六四
加 奈 陀	四一六、八〇九
濠 洲	二二〇、〇九九
新 西 蘭	一三六、〇七〇
南阿弗利加	一一、九二二
ニユーファウンドランド	一一、〇〇〇
其他の植民地	一一、〇〇〇

白人應募者總數

七、一三〇、二八〇

白人以外の人種の兵力は大要次の如し

印 度

開 戰 當 時

一三九、五六一

一九一八年九月三十日迄に募集されたもの

一、一六一、七八九

南阿弗利加

九二、八三七

西 領 印 度

一〇、〇〇〇

其他の植民地

二〇、〇〇〇

白人以外の人種合計

一、五二四、四六七

全人種總計

八、六五四、四六七

支那人其他にて輸送の爲めに使用され、埃及、メソポタミヤ及サロニカ地方に従軍したものは之れ以外に屬す。

無論此一戰に於て英本國は上記の表以外海軍力の大部分を擔任し、其力の極度迄を使用したものであつて、植民地印度よりの共力が無かつたならば、力屈したかも知れない程であつた。植民地

及び印度が英本國の救援に馳せ参じたことは、南阿戰爭の時に始まるのであるが、戰爭としての規模云ふに足らざるものがあると同時に、精神的には意義重大なものがあつた。然し大戰に於ける如き大仕掛の救援は英帝國結合の大理想を鼓吹した大政治家ジョセフ・チャンバレンと雖も夢想しなかつた處のものであり、他面に於ては植民地及び印度の實力を示したものであつた。

此事實は大戦中、英本國の政府によつて十分看取された處である。聯合國によつて一人でも味方を得ることは終局の勝利に必要なことであつた。而して廣大なる英帝國内の資源人力を迅速に傾倒し、敵に對することは、英本國の政治家としては、最も緊喫の事柄であつた。而して之れを遂行するに當り、軍事内閣の成立に成功した總理大臣としてのロイド・ジョージが執つた第一の事柄は、各植民地の首相及び印度の代表者をロンドンに招いて、全帝國の重要方針の決定に参加せしめたことであつた。帝國軍事内閣の創設は此方法であつた。軍事内閣一九一七年度の報告は其緒言中に率直に次の如く記述して居る。(註二)

海外の各政府に政治上及び軍事上の形勢を報告し、共同の目的に向つて斯る莫大の犠牲を拂つて居る各國民をして帝國の事務に参加せしめる或る種の方法を案出することの必要は日光明白となつて來た。従て一九一七年の初めに當り、海外僚邦の首相は戰時の諸問題、及び平和の

英國植民
地の地位
承認

可能的條件を討議する爲めに、軍事内閣の特種の會議に連續して参列すべく招待された。印度も初めて帝國の會議に共力すべく其代表者を派遣すべく要求された。斯くの如く擴大された閣議を稱して、帝國軍事内閣と呼ぶに至つたのである。戰時の必要は帝國の各方面よりの代表者の一團をして毎日惹起される戰爭の事件に對する處置、及び帝國が組成されて居る各單位の自治權を阻害すること無くして、帝國全體の大問題に對し討論せしめ、且つ決定を與へるに至らしめたのである。此帝國軍事内閣の發達、及び會議は大英聯邦の各國民をして無數の軍需品及び各種の物資に加ふるに、七百五十萬以上の人員を自由の爲めに戦ふべく憤起せしめた團結及び犠牲の驚嘆すべき精神の發露の當然の歸結であつた。此試みは閣議参列者が悉く成功なりと思つたので、軍事内閣は毎年會合すること、帝國內の各首相、又は其特命の代表者は英本國の内閣員と共に當然閣員たるべきことが決定せられた。

斯くて此帝國軍事内閣は一九一七年三月廿日から五月二日の間に十四回會議を開いて重大問題に裁決を與へたのであつたが、年々會合すべきこの發案者は此會議の主宰者たる英國首相であつた。ロイド・ジョージ氏は此會議の性質を説明して

軍事の必要から發達したものであつて、形式は極めて彈力的であり、要は帝國の各政府の責

任ある首領が、特に帝國的政策の實行の任に當る閣員と共に、對外政策及び之れに關聯せる事件を相談する爲めに、一定の時期に會議するにあり、……此方法によつて各當局者は帝國の總ての事件に關し、十分なる報告を受け得べく、帝國の各部分が今日享受してゐる自治權を秋毫も汚損すること無くして、重要な帝國の政策を相議し、相談合して決定し得るのである。此結果が憲法的發展上に如何なる影響を及ぼすべきか、之れが決定は吾人の企圖せんと欲する所のものではない。帝國聯邦の自治國間に帝國、及び外交問題に關し『不斷の相談』を爲すべき機關を完成せんとする全體の問題は戰爭後に召集される會議の議題とすべきものであるが、然し乍ら印度をも參加せしめた帝國內閣を組成した試みなるものは、相互の諒解を助け、目的、及び行動の統一上に極めて効果があつたのであるから、宜敷此試みは永久的とすべきものであつて、此提議は必ずや帝國の總ての國民の贊同を得べきを疑はない。(註三)

三、平等権の確立と聯盟參加

帝國軍事内閣は各植民地、及び印度に好感を以て迎へられたことは當然のことであつて、植民地の政治家が聯合王國の首相と平等に席に座すと云ふことは、精神的にも、物質的にも、帝國の

結合を強める上に有力であつた。然し此平等権の確立には別に意義のあることであつた。各植民地及び印度は本國の急を救ふ爲めに多數の壯丁を歐洲の戦線に送り、多大の犠牲を拂つたのであつたが、其犠牲を齎すに至つた外交上、戰略上の決定に關しては、何等參與する所なく、差迫つた形勢に已むを得ずして動かされ、本國の政治家、乃至軍人の命令のまゝに動かされたに過ぎなかつたのであつた。勿論外交や國防上の負擔の十中八九迄は、本國民の負擔であり、殊に軍事のことにかけては、植民地からは平生の訓練に缺けて居た爲め適當な軍人を産出せしめなかつたのであるから、此場合本國の指導を奉ずるのは止むを得ない事柄であつた。

然し之れには重大な缺陷があつた。英本國の如き民主國にあつては戦時中と雖も、軍事の最上指揮權は政治家の手にあつて、軍人は其下にあり、之れを助け、其命令を奉ずるの外はなかつた。此事實は聯合國、殊に英國の軍事行動を決定した上に、重大な關係があり、其利害得失は頗る興味ある問題であるが、それは兎も角として、此政治家の机上的戰略の下に、彼のガリポリ攻略戦は多大の失敗を招き、主として此任に向けられた濠洲兵、新西蘭兵は多大の犠牲を拂つたのであつた。ガリポリ戦なるものは一九一五年に行はれたものであつて、君府の要害を聯合國の手に收め、露國との聯合を全ふせんとする作戰計畫であつた。此計畫そのものは誠に立派なものであつ

ガリポリ
攻略の
失敗

たが、此計畫の實行に使用した兵力なるものは、戦術の訓練に於て缺けて居る粗造の軍隊であつた。濠洲兵、新西蘭兵は地勢上、埃及で訓練されて居たのであつたが、英本國の兵力そのものが戦後に至り、急に膨脹した位であつたから、無論教導の任に當る將校に缺けて居た。加ふるに武器の點に於ても英本國の準備は出來上らず、大口徑の砲門の如きは佛軍より借用して居たのであつた。此植民地兵は體力の強壯にして志氣の旺んな點に於ては、英本國兵に勝るとも劣らないこと尙ほ一九一七年末に於て参加した米軍の如きものであつたが、軍隊としての訓練に於ては十分であつた。従て老練なるキツチナー元帥の如きは英國の陸軍大臣として、ガリポリ攻略に反對を表し、陸軍側の最高幹部は悉く反對したのであつたが、それにも拘はらず、攻撃は開始され、結局大失敗に歸したのであつた。

此大犠牲を拂つた植民地の父兄が如何に残念に感じて居るかは、戦後に至り濠洲政府が濠洲軍隊の戦史を編纂するに當り、極力此失敗に關し、本國政府の遣方を攻撃してゐるかを見て明瞭である。此計畫の主張者は時の海軍大臣ウィンストン・チャーチル氏であつた爲めに、同氏は攻撃の目標となつた。而して『世界危機』なる大著述は此攻撃の反駁として出來上つたものであるが畢竟ガリポリ攻撃の失敗の事實は掩ふべくも無いのである。

帝國外交
政策に發
求言權の要

それは兎も角として、此失敗は直接に植民地の輿論をして本國の政治家や軍人にのみ、植民地の子弟を託することの心配を痛感せしめ、茲に帝國の外交國防に對する發言權の切實なる要求となつて表はれたのである。若し戦前に於て植民地が帝國共通の仕事である國防に關し、今少しく注意を拂ひ、且つ之れに對する負擔を引受けて居たならば、此外交國防上の協議に英本國は快よく参加せしめた事と思はれるが、多大の犠牲を拂はされた實物教育は最も有力に植民地の輿論をして外交國防上の協議に参加するの必要をさとらしめたのである。換言すれば今迄の如く本國の政治に冷淡で居ては、將來大變な迷惑を蒙ると云ふ考を植民地をして考へせしめたのであつた。即ち此戦争は植民地人をして帝國的に意識せしめるに至つたのである。濠洲首相スタンレー・ブルース氏が帝國會議參列の歸途合衆國で試みた演説中にも（註四）又と再び相談を受けた事のない大戰に巻き込まれることは御免だとの意を述べて居るが、此言たる、總ての植民地の政治家たると、何たるかを問はず、心中深く銘記した所のものであつた。而して發言上の權利に關しても各植民地は英本國と平等であり、唯事情上英本國の首相が、此會合の主宰者たるのみであるとの自負心は強烈なものがあつた。英本國の政府が帝國軍事内閣を召集したのは、植民地の輿論に響應したものに外ならなかつた。

帝國軍事内閣は英本國及び植民地の總理大臣に印度政府の代表者を加へた協議機關であるだけに、其缺點は單に一時的の機關に過ぎない點にあつた。政黨を基礎とせる爲めに各政府の存在は政黨が其國々の議會に多數を占め得た期間に限られて居ること勿論であるが、濠洲、新西蘭の如き遠隔の地方にあつては、其議會に直接の責任を有する總理大臣が、此閣議に出席する爲めに、久しく本國の地を離れて、ロンドンにあることは、事實不可能である許りでなく、黨勢上頗る不利益であつた。然し乍ら軍事上の必要で翌年の一九一八年にも再び此帝國軍事内閣は召集され、前年に總選舉の爲めに代表者を派遣し得なかつた濠洲からは、首相ヒューズ氏出馬に及び、印度からは英本國の閣員である印度國務大臣の外にベンカル洲行政評議院議員である印度人を參列せしめた。印度の諸王族の一人も其王族を代表して諸種の會合に出席した。一九一八年の帝國軍事内閣の報告は次の如く陳述して居る。

帝國軍事内閣の會議は當然秘密であるが、會議は必ずしも軍事上の問題にのみ限定せられず外交政策の各方面、英國聯邦の戦ひつゝある戦争の目的等、其他、帝國の政策の各般に亘つて居たのであつて、海外よりの帝國軍事内閣の代表者にして七月に行はれたヴェルサイユに於ける最高軍事會議に於て英國政府によつて採用さるべき政策の決定を助け、自身此會議の一に參

國際聯盟
に参加

列したことは、此際特筆すべき事柄である。

一九一八年は聯合國にとつて多事であつた如く、英帝國にとつても最も多事であつた。帝國軍事内閣が一旦其會議を終へて、植民地の各首相が本國に引揚ぐるや、戦局は漸く終結を告げたので、各首相は對獨講和の問題を討議すべく再びロンドンに召集さるるに至つたが、此第三回の會合に於て決定されたのは、植民地の代表者も平和會議に出席すること、及び各植民地は英帝國の一員であると同時に、國際聯盟の一員たる主張が成立したことであつた。即ち英帝國は國際法上一個の單位であるが、英帝國を組成する各分子即ち英本國、加奈陀、濠洲、南阿聯合、新西蘭の各自治植民地（後に至り愛蘭之れに加はる）に印度は國際聯盟ではそれ／＼一個の單位であると云ふ變則を認めしめたのである。尤も國際聯盟中の重要な機關、理事會の一員たる常任理事國としては英本國のみが英帝國を代表するのであつて、聯盟總會にのみ英帝國は六個（後に至り七個）の投票権を有するのであり、英帝國全體の方針は常任理事國たる英本國が英帝國全體の意志を決定した後で無ければ、實行に至らないのであるから、此投票権が別々に實行される如き事は一個の空想に過ぎないのであるが、一國にして數個の投票権を有する事自身が、他から見れば一個の特權として認められたのであつた。此特例は後に至り、北米合衆國の上院がヴェルサイユ條

約の批准の討議を爲すに當つて、大統領ウイルソンの政策に反対の地位にある共和黨の連中から該條約反対の口實の一個に數へられ、保留條項第十四條で米國に對して英帝國同様の投票權を與へるやうに該條約の修正を要求する決議案は上院を通過した。

尤も英帝國から見れば、之れに對しては相當の云ひ分がある。英本國は植民地の自負心を満足せしむる事が其の利益であつて、此事が各植民地をして將來永く英帝國の一分子として活動を繼續せしめる方法である。『英國の僚邦や印度帝國は相一致して自由の爲めの大戦争に貢献したのであつて、此大戦役史の叙述される時は植民地の努力は歴史上の他の帝國がまねの出来ない、英國流の制度に對する一個の證憑を爲すに相違なく、此戦時に於ける努力と勲業を認めなければこそ、英國の僚邦は國家の一個として完全に認められ、ヴェルサイユ以下の各平和條約の調印者となり國際聯盟會議の議員として聯盟會議に出席して居る次第である』(註五)

印度帝國は勿論のこと、加奈陀、濠洲の國力は之れを國際聯盟の他の小邦、和蘭、白耳義等に比較しても決して劣つて居ないのであるから、彼等に同等の對遇を與へることに不都合は無く、其方が正當であるとは、英帝國側の辯解である。

四、軍事會議及軍事内閣の平等決議

一九一七年
軍事會議
の決議

上述の如く、大戦が英帝國の政治組織に一大刺戟を與へ、英本國も、各自治植民地、及び印度も、原則上平等であると云ふ決定を見た譯であるが、如何にして此原則を實際の運用に適用すべきかは、政治上、法理上大問題であつた。で一九一七年の帝國軍事會議(軍事内閣と同時期に行はれたものであつて、植民大臣主宰の下に、植民地の代表者と英本國の閣員若干で組織され、開議の議題とならない各種植民地關係の問題を討議したもの)では加奈陀首相サー・ロバート・ボーンデンの動議で左の如き決議をなして居る。(註六)

帝國軍事會議は帝國を構成する分子の憲法關係を改訂することは戦時中に取扱ふべくあまりに重要にして複雑な議題であり、此事たるや交戦關係の終焉と共に出来る丈け迅速に特種の帝國會議を開いて、之れをして討議せしむべきものだとの意向を有して居る。

然し乍ら會議は、其改訂の方針としては現在各自治政府の享有する總ての權限、及び内政上の完全なる支配權を保存すると同時に、僚邦を帝國聯邦の自治國として、及び印度を此の重要な部分として承認すること、外交、及び對外關係に對して僚邦及印度に適當な發言權を與ふべ

きこと、共通せる帝國の事件の總ての重要な事柄に關しては、繼續的交渉、而して斯る交渉の結果に基づき到達された各自の政府が決定し得る必要な行動をなすに際して、有効な手段を講ずべしと云ふ見解を記録に存し置くことが其義務だと思惟するものである。

更に一九一八年七月三十日には(註七)帝國軍事内閣は次の如き決議をなした。

帝國軍事内閣の決議

第一、(1)僚邦の總理大臣は帝國軍事内閣の閣員として聯合王國の總理大臣と直接に交渉するの權利を有すること

(2)斯かる交渉は内閣の問題となる程の重要なものに限らるべきこと、而して各總理大臣自身此問題の程度如何を判斷すること

(3)總理大臣間の電報による交渉は原則として植民省の機關を通じて行ふも、例外として之れ以外の直接の交渉手段をとるを妨げざること

第二、帝國軍事内閣の仕事を繼續し、共通利害の重要問題に關し、戰時中協議の永久的方法を案出する爲めには、各僚邦の總理大臣は、總會の期間に正規的に行はるべき帝國軍事内閣の會議に其代表者として閣員の一人をロンドンに駐在官として、若くは訪問者として任命すべき權利を有すること

一九二一年の帝國會議

斯る會議には印度の代表者をも招くべきことも同時に決定された。

英帝國の『憲法』制定の問題は當然戰後に繰越されたのであつたが、一九二一年に開かれた帝國會議では英本國からは議題として持ち出されずして、英帝國の組織、及び運用に關しては植民地側に於て名案あらば承り度いと云ふ態度に出でた位であつて、(註八)戰後英帝國の結合なる當面の問題の急を要しないことと、且つは英本國が内政問題、及び歐洲の戰後の處置で忙殺され、他を顧るの暇なき状態にあることと相まつて、植民地から見れば、英本國は存外此問題に冷淡であるとの感想を抱かしめ、秘密會議に於ては各植民地の首相から不満足を表する議論が盛んに惹起されたと傳へられる。(註九)尤も英本國自身すら他國の如く成文憲法を有せずして、憲法は制定さるべきもので無く、發達すべきものであるとの傳統的信條を有する國柄であつて見れば、英帝國の成文憲法を制定することは事實不可能とせられたので、此議論は終局採用され一個の決議として表はれたのであつた。然し植民地の不安とする處は外交上の權利を英本國の政治家にのみ一任する點であるから、此不安を除去する爲めには、どうしても茲に一個の成文法の制定を迫つたのである。此不安は直ちに次の事實に現はれて來た。

五、英本國外交權獨占に對する不安

聯立内閣
外交の失
敗

獨逸膺懲の勳功が英帝國にあつては専らロイド・ジョーヂに歸せられたのは、何人も異議を挾まざる明白な事實である。彼は軍事内閣の首班として大戰の責任を双肩に負ひ、平和後は條約締結の大任務に當つて居た爲め、外交上の大權力は彼の手に歸することとなり、本ものの外務省の仕事は、彼に横取りされる形となつて居た。當時の外務大臣は敏腕精勤なカーゾン卿であつたけれども、彼の專斷を如何ともすることが出来なかつたのである。彼の功名を惡むものが、當時の彼を稱して『獨裁官』だとケナシたのも無理ではなかつた。(註一〇)元來英國では閣議の内容は秘密であつて、議事は總理大臣が議事の済んだ後に心覺えに記録して置く位のものである。閣員と雖も議事の進行中筆録するを許されないとはいふまでもなく、『五十年の議會生活』中にも明記して居る程である。所でロイド・ジョーヂによつて起された軍事内閣は軍事上の決斷を要する爲に内閣の上に内閣を置いたのであるから、その決定せる事項は他の閣員に示す必要が起つた。そこで軍事内閣の書記官長なる制度を必要とするに至り、サー・モーリス・ハンケーなる敏腕家によつて此機關の事務は整理されたのである。彼は所謂能吏であつて、平和會議の書記官長なる

重任も彼をまつて始めて其完全なる機能を果されたのであつたが、事實上の外務大臣であつたロイド・ジョーヂの仕事の整理は、此ハンケーによつて整理され、當然外務省の手を經べき文書も内閣書記官長によつて處置され、保存され、外交上の重要事件についても、外務省は與り知らなかつたことが往々にしてあつた。之れは外交事務上の變則であつた。萬事はロイド・ジョーヂ氏の方寸にあつて、英帝國の外交方針が何であるか、外務大臣も能く知らないし、外務省の記録にも無いものが多かつた。従て自治植民地の各政府も五里霧中に彷徨して居る一方、ロイド・ジョーヂの外交、殊に賠償問題に關して對佛外交に對する攻撃の火の手は、保守黨の内外に盛んに起りつゝあつたのである。此逸例は東方問題即ち、土耳其、希臘に於ける英國の外交に於て最も能く現はれた。議會政治家であるロイド・ジョーヂは東方問題に關し特種の智識を持つて居た譯ではない。然し土耳其は敵國であり、ヴェネゼロスの勢力の下にあつた希臘は聯合國の味方であつたことと、ヴェネゼロスが稀代の人物であつた爲めに、聯合國、殊にロイド・ジョーヂは希臘の土耳其攻略の方針に賛成を表した。而して希臘に於ける政變がヴェネゼロス派の失脚、聯合國に反對のコンスタンチン帝の復活及希臘に對する聯合國の同情が冷却した後と雖も、ロイド・ジョーヂは内々希臘政府の總理大臣ザイミスを援助して、ケマル・パシヤ軍を攻撃せしめて居たのであ

つた。此事は東方問題の研究者から見れば亂暴極まる政策であつたが、ロイド・ジョージの顧みる處とならずして、希臘軍潰敗に繼ぐに、希臘に革命起り、ザイミス以下政府の大官は銃殺されると云ふ慘劇が起つた。當時土耳其と休戦状態にある聯合軍はダーダネルス海峡の防備に當つて居たが、土耳其軍は勝に乗じ、之れを進撃すべく、英軍の立場は一時危急に陥つたのであつた。

之れは一九二二年九月下旬の出来事であつたが、聯立内閣は周章狼狽、時の植民大臣チャーチルをして筆を執らしめ、聲明書を發表し、土耳其の不都合を鳴らし、之れを攻撃するの要を説き各自治植民地の救援を求めたのであつた。然しダーダネルス海峡の東岸チャナクに駐屯せる佛軍隊が土耳其軍攻撃の参加を拒絶したと、英國内の輿論の猛烈な反對と相待つて、植民地の回答は聯立内閣の東方政策に大反對を表し、土耳其膺懲なる無名の出征に参加することを拒絶したので、ロイド・ジョージは茲に政界に失脚し、ボナー・ローの下に保守党内閣は出現したのであつた。此事件たる英帝國の外交に植民地が有力な發言權を求めた顯著なる例證であつて、植民地の参加なくしては、英帝國の外交が都合能く進捗せぬのみか、植民地の聲援なき英本國政府の主張が、佛蘭西其他の歐洲大陸に對し、權威なきものたることを明瞭に證明した。

一九一七年以來英國の政治は戰時の急に應ずる對外的必要に迫られた變體的のものであつて、

新内閣の政策

ロイド・ジョージを首相とする聯立内閣は同氏の率ゆる自由黨の一派と保守黨の全部の勢力を擁し、勞働黨が一九一八年に内閣から脱退した後と雖も、議會に於ける壓倒的多數を制して居たのであつた。然し内政問題に於てはコブテン、グラッドストンの遺鉢を繼いで居るロイド・ジョージとペコンスフィールド、チャンバレンの英帝國の發達に重きを置く保守黨との間に一致を見るは容易のことで無く、當面の政策は愛蘭問題に對しても、經濟政策に對しても、多くは兩主義の妥協であつて、一九二一年以來政界の不平は漸次醸成されつゝあつたのであつた。

保守党内閣の出現が、英帝國の結合に好結果を齎らしたことに疑問はない。ボナー・ローは大政治家ジョセフ・チャンバレンが一九〇三年に英帝國結合の雄圖を實行する方法として特惠關稅政策を提唱した時からの有名なる共鳴者であつた。彼が加奈陀生れの蘇格蘭人であることも、植民地の理解を助けたと云へる。彼は就任第一にロイド・ジョージが英國の繁榮策として歐洲の復興をあせり過ぎ、之れが爲めに佛國と紛端を惹起する政策を執つたことを非難し、英佛の提携を主張し、英帝國の開發と云ふことが、英國としては歐洲の復興と云ふ事よりも重大な意義ありと説いた位であつた、彼は不幸にして病を得て辭職を余儀なくされたけれども、其遺鉢を繼承したポルドウイン内閣によつて、ロイド・ジョージ内閣によつてむしろ閑却された形にあつた英帝國の

「憲法」制定の問題が都合よく片付けられたのは、決して不思議でないのである。之れより先き加奈陀僚邦が、完全な自治権享有の結論として條約の締結権を要求し、又外交官派遣の権利を戦後主張しつゝあつたが、ロイド・ジョーチの聯立内閣は加奈陀人であるサー・オークランド・ゲデスを華盛頓に全權大使として派遣し、此問題を糊塗せんとして居たが、一九二二年に僚邦の一個として自治権を享有した愛蘭が加奈陀同様、華盛頓に全權公使を派遣する権利を要求した等の關係から、久しく此憲法關係を不決定の儘に放任することは許されなかつたのであつた。

そこで一九二三年と一九二六年に召された帝國會議は主として此問題の解決に全力を濺ぎ、略成功に近き機關を創設した次第である。一九二三年の帝國會議では主として條約締結権に關し決定する所あり、一九二六年の帝國會議では更に一步を進めて全般に至る制度を決定したのである。此制度たるや、帝國會議が任命した帝國相互關係委員會の會長としてバルフォア伯が其報告書に陳述した通り、後の帝國會議の基礎たるべきものである。

(註一) THE WAR CABINET 1918 年次報告第九十五頁

(註二) 同上

1917 年次報告第六頁

(註三) 一九一七年五月十七日衆議院に於ける報告演説

(註四) 一九二六年十二月廿九日紐育に於て演説

(註五) ロイド・ジョーナ氏一九二一年帝國會議開會の辭の一節

(註六) THE WAR CABINET 1917 年次報告第九頁

(註七) 同上

1918 年次報告第十頁

(註八) 前記ロイド・ジョーチ氏演説

(註九) ANNUAL REGISTER 1921 年

(註十)

無名士著 POMP OF POWER 參照、此著述は戦後の英國政府の實情を穿てるものとして興味あり。著者は夕刊新聞グローブ（今廢刊）の主筆であつたライオン氏との説がある。

第三章 英帝國根本法の制定

一、新組織に伴ふ制度の變更

英帝國の
定義と精
神

大不列顛と僚邦とは、英帝國內にあつて自治國であつて、地位に於て平等であり、其内政、若くは外政の何の點に於ても相互が決して他の下位に立つこと無きもので、唯皇室に對し共通の服従を有することによつて結合せられ、且つ英國民聯邦の役員として自由に聯想されてゐるものである。(註一)

之れは今日の英帝國の憲法的存在を肯定する定義として、英帝國の智識によつて絞り出されたものである。此定義は報告書の原文に於て既にイタリツクで書かれてあるだけ、特に掲載の必要を見る次第である。英帝國は大不列顛(英蘭、蘇格蘭、威斯の總稱、本書に於て英本國なる名稱を使用す)と各僚邦以外に印度帝國あり、英本國に直屬の植民地あり、保護國もあり、其人種的差別、人文發達の程度に於て一樣に律する譯には行かない。従て將來と雖も北米合衆國の憲法の如く、各州の平等、中央議會の創設、中央政府の存在を許すことは事實上不可能である。即ち他國の如

く成文憲法の成立が不可能となつて来る次第である。それから大不列顛と各僚邦が其権限に於て全然同一平等であることと、英帝國の統一とは兩立し難いのであるが、英帝國の實際的哲學者は茲に皇室に對する服従なる法律上の擬制を案出して、國際的一單位として英帝國を説明したのであつた。

此定義によつて、一九一七年以來植民地が本國に強要して居た問題は解決された譯である。而して其創案者は「此定式によつて英帝國の眞骨頭を理解せんとする外國人は或は之れを以て相互の協力を容易にせんとするよりも、寧ろ相互の干渉を不可能ならしめるやうに仕込まれたものだ」と思考するかも知れないが、斯くの如き批評は、全然歴史的地位を無視するものだ（註二）と辯護し、過去五十年間に於て海外僚邦の急激な發達は舊政治機關を新形勢に調節せしめるの必要あり、地位の平等を主張するに至つたのは、正當にして且つ當然の成行だと爲し「各自自治植民地は今や、其運命の主人公」であるから、彼等は獨立も出來れば、其欲する儘に従ふ權利あり、他より秋毫の壓迫をも蒙るものでない」と云つて居る。

自由主義
は帝國の
基礎

英帝國の單位は平等であるとして、さて如何にして英帝國を事實上に結合し、活用せしむべきか。之れに對してバルフォアの説明は次の如くである。「元來英帝國は形式上で無くても、實際

上には積極的理想の上に立つて居る。自由の制度は其生命である。自由の協同は其道具である。平和、安全、及び進歩は其目標とする處である。此民主主義の大理想は將來の英帝國を結合する要である」と。然し各植民地と英本國とはそれ／＼平等であるとして、英帝國が一個の國際的單位として外交、及び國防の實際問題を處理するに當つては、前記のドグマ丈けでは何の役にも立たない。且つ歴史的に取扱はれ來つた英國對植民地との行政、立法、司法關係が、此定式によつて忽ちにして改變され、又は廢止されることは不可能であるが、少くとも此精神で將來の關係を適合せしめることとし、一九二六年の帝國會議で出來る丈け改めることになつた。其第一の改正は聯合王國なる名稱の廢止であつた。

此聯合王國の名稱は愛蘭が大不列顛に合併せられ、一八〇〇年に愛蘭議會がウエストミンスターなる英國議會に合同した時に創まるのであるが、此名稱は愛蘭に自治を許された時から無意義となつたものであつた。過去何十年かの間此聯合王國なる名稱は愛蘭國民には嫌で／＼たまま無かつたものである。故に自治權を得た愛蘭國民が此廢止を要求したのは當り前である。英國と北米合衆國間に締結された、領海外でも酒類の密賣嫌疑の船舶を追捕し得る權限を、後者に與へた條約に對して加奈陀は賛意を表したのだが、愛蘭は其條約の明文中に此聯合王國なる文句が記載

「聯合王
國」廢さ
る

されており、愛蘭自由國の成立以後に、此稱號を使用することは不適當だと云ふので批准を拒絶した位であつた。従て英國皇帝の稱號から『聯合王國』の文字を取り去ることとなつた。之れも同様に現在使用されて居るユニオン・ジャックの旗は、英、蘇、愛の三國民の結合を象徴するものであるから（英國國民の信仰するセント・ジョージ、蘇國民のセント・アンドリュース、愛蘭國民のセント・パトリックの旗の模様を綜合したもの）理窟から云へばやはり變更さるべきものである。一九二七年五月廿三日官報は皇帝の稱號の變更を發表し『聯合王國』の名稱廢止され、之れに代ゆるに次の如くなつたと述べて居る。

George V. by the Grace of God of Great Britain, Ireland (以前は The United Kingdom of Great Britain and Ireland and of the British Dominions beyond the seas King, Defender of the Faith, Emperor of India. 尙ほ羅丁語の稱號左の如く變更せる。

“Georgius V. Dei Gratia Magnae Britaniae, Hiberniae (以前は Britanniarum) et Terrarum transmarinarum quae in ditione sunt Britannica Rex. Fidei Defensor, Indiae Imperator.”

皇帝の稱號

總督の地位變更

英國皇帝の署名が George V. R. I. とあるが國王及び皇帝の冠字をとられたものである。次は總督の地位變更である。元來自治植民地に於ける總督の權能には二個あつた。第一は總督は本國より任命された官吏であつて、本國の權利を擁護し、本國が植民地の上に保有する大部分の支配權を行使することであり、第二は植民地の最高官廳であることであつた。此兩個の權能を行使するに當り、皇帝の代表者たる資格に於てするのであるが、第一の資格は聯合王國及び帝國の主權者として、第二の資格は植民地の主權者としてであつた。

ローウェル博士曰く(註三)「知事の重きを爲す所以は其法律上の權能よりも寧ろ道德的勢力にある。其存在は皇帝の如く帝國の社會的及び裝飾的徵象として必要である。事實上自治政治が發達し、其經驗を積むと共に、知事の法律上の權力を行使する機會は減少したが、社會的機能發揮する必要は益々多くなり、茲に知事の資格に變化を齎すに至つた。以前は是等の自治植民地でも皇領植民地でも知事の椅子は官吏が立身出世の階段として見做されて居たが、最近の傾向は地位名望あり、財産に富んだ貴族であつて其官舎は社交界の中心となるやうな人物を植民地の方で希望するやうになつて來た。要するに多少の相違はあるが、知事の職たる英國皇帝の地位に接近しつゝある。」

ローウエル博士の著述の發表は一九一〇年であつたのを見れば總督なる機關の内容が今日の如く變化したのは決して偶然でないことが明瞭である。此頃から其人物の選定に當つては特に自治政府の意向を聞き、其内諾を得た後に任命したもので、總督は事實上英國皇帝と同様各紙上の權力を行使するに過ぎなかつた。所で一九二六年の帝國會議の開かれる以前、加奈陀僚邦に政變が起り、總督が時の總理大臣の要求した議會解散に承諾を與へなかつたことが發端となつて、茲に總督の越權論が政争に利用された。總督が解散に承諾を得なかつた理由は時の政府が議會に多數を有せず、其地位が薄弱であると云ふ見解からで、何等本國政府の訓令によつた譯ではなかつた。然し英本國にあつて皇帝は斯る場合總理大臣の解散奏請を拒まないのに、獨り加奈陀の總督が之れを拒むべき權限は、加奈陀が完全に自治權を有する以上は無い筈であつた。

そこで總督の地位は皇室の代表者であつて、僚邦内に於ける行政關係は、大不列顛内で皇帝陛下の保有する權限と同一であり、總督は英本國政府又は其一行政官廳の代表でも代理でも無いと云ふ事になつた。

從來、英國政府と植民地政府との文書往復は此總督を通じて行はれて居たのであつた。然し斯くては事柄が迅速に行はれないから、前述の如く一九一八年の帝國軍事内閣の決議によつて、英

本國、及び植民地政府の總理大臣は直接に交渉を爲すこと、之れには植民省の機關を通じて爲すこととなつたが、總督を通じて文書の往復を爲すことは時勢に適合しないことが認められ、將來は此政府と政府間直接に公式の往復をなすべきものと云ふことになつた。然し直ちに從來の習慣を變更することには種々面倒が伴ふのであるから、此變更は漸を以て行ふこと、且つ重要文書の謄寫は之れを總督に通達し置き、植民地の重要事務に關しては英國皇帝が閣議、並に國家の重要事務に關し詳細の報告を受けて居ると同様にすべきものと云ふことになつた。

自治植民地の地位向上と云ふ事實から演繹された事は、僚邦省の成立である。即ち自治植民地との交渉と、英政府直屬の植民地との交渉を同一の省で取扱ふことは不都合だと云ふので從來の植民省は分離して、僚邦省と植民省となつたが、事實事務が繁忙を加へた譯では無いから、大臣は兩者を兼任し、且つ事務も從來通り、同一の建物で行はれて居る。體面論は東洋にのみ流行する譯ではない。

加奈陀、濠洲等の自治植民地は是れ迄、ロンドンに High Commissioner と稱する其代表者を派遣し、廣大なる官衙を設け、其植民地と英本國の植民地との交渉の任に當らしめて居たが、其主要な仕事は植民地の物産の販賣を英本國其他に擴張する如き、又移民の奨励、之れに要する事

務を取扱ふ等であつて、政治的には何等の意義なく、且つ地位も重きを爲さず、本國に於ける一大臣級の人々が任命されて居たのであつた。今や植民地の地位向上に伴つて此位地も向上し、植民地の代表者は諸外國より英國皇室に向つて派遣される外交使節と同様の資格及び對遇を受けることとなつた。

一、帝國會議の事業

帝國會議は英帝國の最高政治、即ち外交國防の方針並に英帝國を組成する各分子、即ち英本國と僚邦相互の問題を討議する機關であつて、主として英本國政府によりて召集され、英本國の總理大臣主宰者となつて居る。文書又は電報による交渉よりも、各政府の責任者が一堂に會し、胸襟を開いて談合する方が結果が良いことは當然である。會議は毎年一度とか、何年目に一回とか必ずしも定期的に開かれる譯ではない。此點は全然英國流であつて、臨機應變である。出来ることなら毎年之れを開催することが双方の利益であるが、各政府の全權は其總理大臣であり、其議會に大多數を占める政黨の首領であり、久しく本國を離れることを許さない事情があるので、屢ロンドンに來るを許さない。一九二二年の會議でも出来ることなら、帝國會議は毎年開催したいと

の希望は「會議外交」の信者で實行者であつたロイド・ジョージの提唱した所であるが、植民地側は實行不可能を以て答へたのであつた。新西蘭首相マツセーの語つた所によると、加奈陀經由でロンドンに來るには少くとも二十七日間を要したとの事である。そこで戦後には一九二一、二二、二六年の三回に會議は開かれ、重要問題の決定を見た次第であるが、其議題の範圍は其エゼンダの示す如く廣汎である。一例をとつて一九二六年の報告書に見ると左の如くである。

- 一 緒言
- 二 開會の辭
- 三 兩陛下への奉奏文
- 四 軍艦「ヴァレリアン」號遭難
- 五 公表
- 六 帝國相互の關係
- 七 外國關係
- 八 植民地、保護國、委任統治地方
- 九 國際聯盟の永久委任統治委員の事業に關聯せる諸問題
- 一〇 ニュー・ヘブリデス諸島に於ける共同管理
- 一一 北氷洋に於ける英國の方針

二 帝國會議の事業

一二 國防

一三 國籍問題

一四 帝國內の通信（航空連絡以外の）

一五 太平洋の海底電線

一六 帝國航空連絡

一七 海外植民

一八 勞働者賠償

一九 理化學研究

二〇 林業

二一 其他の經濟問題

a 帝國內に帝國產の活動寫眞を上場せしめること

b 産業上の基準を計ること

e 帝國海軍委員會及び帝國經濟委員會

d 海洋會議

e 航路に油散布の件

f 統計上の問題

g 租稅問題

二二 國王、印度皇帝に對する奉奏文

二三 閉會決議

而して帝國會議を組成してゐるものが、英本國、加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿、愛蘭、印度帝國に加ふるに自治植民地の小なるものであるニユーファウンドランドであることは云ふまでもな

5。何れの僚邦の代表者も一國內の首領であるから、繁忙な政務を持つて居り、議會及び輿論に對する責任を持つて居るから、會議は普通議會の閉會して居る秋季に行はれ、期間は一個月以上に及ぶ。

植民省會議

一九二七年に至り、植民省會議なるものが開かれた。是れは僚邦に關係のない、英本國直屬の所謂皇領植民地、例へば香港、新嘉坡、錫蘭、阿弗利加の英領で植民省の管轄に屬するものの知事を集合し、植民大臣の主宰の下に行はれ、植民地の發展策を講ずるものである。

三、相互の立法關係

僚邦の三法關係

帝國會議の任命したバルフォア伯の委員會は更に進んで僚邦の立法關係を研究してゐるが、是れ迄爲し來つた慣例としては

第三章 英帝國根本法の制定

(a) 僚邦の議會を通過した法律は毎年ロンドンに回送され、之れを受取つて英國政府は僚邦事務大臣を通じて「陛下は拒否權を御使用なされぬやうに」と上奏することになつて居ること、(b) 或る場合には僚邦の法律に對して英本國政府の奏請によつてなされる陛下の署名を保留すること、

(c) ウェストミンスターに於ける英國議會の立法的効力と僚邦議會の立法的効力との差異は、一般には後者の通過した法律は其僚邦の領地以内に限り有効であると云ふことであつた。

(d) 領邦に關してウェストミンスターにある議會の通過した立法の効力に就いては Colonial Laws Validity Act の如きものがあつて、其法律關係は明瞭を缺くものがあるから、將來は英國並に僚邦間に協議を経、一致を見た上で同様の法規を制定することにすれば、事實上の曖昧を免れ得る。

と云つて居る。此問題は前記委員會にとつては至大の難問題であるので、短日月の間能く決定し得る處でないとの理由で、英政府、並に植民地政府が専門家を煩はして十分研究したら良からんと云ふ事になつた。

自治植民地が既に英本國と平等の地位に立つた以上は、該植民地の議會を通した法律に關し、

英本國政府が、皇帝に對し拒否權の行使、又は保留を勸告することは、合理的で無くなつて來た。そこで會議中、愛蘭自由國の代表から、愛蘭自治國の地位は加奈陀の地位同様と云ふ事になつて居る。即ち一九二一年締結された愛蘭國民の首領と英國政府との約束中には「愛蘭自由國の帝國議會及び政府（即ち英國議會及び政府のこと）に對する關係は總て加奈陀領邦のそれと同一なるべし」と明記されて居るが、此憲法關係の明白を希望すとの説が出たので、委員會は斯る拒否權及び保留權の行使は各僚邦の政府が其範圍以内の事務に關しては總て皇室に勸告すべきが至當であるから、從て英國政府が一僚邦の事務に關する事柄で、該僚邦政府の見解に反した勸告を陛下に上奏することは立憲的慣例と一致しないと云ふ結論に達した。

帝國內自治植民地の一が他の自治植民地の利害に影響を及ぼすかも知れない法規を制定する場合には、前以て關係政府間に相談するが至當な手續であると云ふ事になつた。

英本國以外の英帝國の一員の立法權の範圍、殊に其立法の効力を其領土の範圍以外に及ぼすやうにしたいとの自治植民地からの希望が議題に上つたが、之れに對しては英國議會が僚邦に適用される法規を通過するに當つては、當該僚邦の同意を経たる後に於てすべしと云ふ憲法上の慣例にしたらいと云ふ事になつた。

僚邦立法
權の範圍

以上は委員會が將來の原則として考へ出した處だが、尙ほ詳細の熟議討論を要する關係から、委員會は英本國及び植民地政府が次の次項を研究する委員會を設立せんことを勧告してゐる。

即ち次の諸項に關し、調査、報告を爲し且つ報告を爲すこと、

(1) 僚邦の立法にして皇帝の同意を留保し又は此種立法の不認可を命ずる現行法規の諸條項。

(2) (a) 僚邦の議會が其法規をして範圍以外に効力を及ぼす資格を有する現状、

(b) 各僚邦議會は僚邦の平和秩序及び安寧維持に對し、效力普及を當然必要とする如き總ての場合に、其法規に範圍以外に効力を及ぼすべき權限を與ふべしとの原則を認める實質的方
法又は最も便宜なる方法如何。

(c) 一八六五年制定 Colonial Laws Validity Act (植民地律令效力發生法) に規定された、若くは包含された原則、及び該法の條項が本報告書中に記述された如き英聯邦の各員間に現に行はれる各種の關係に鑑み、廢止、修正、若くは變更するを要すべき範圍。

四、商 船 法

英帝國を組成する各分子は平等であると云ふ原則は認められたが、此原則の適用が急速に行は

れ、又は完全に行はれるには、種々の困難がある。商船に關する法規の如きは、其顯著な例である。船舶は其性質自身が既に國際的で、且つ世界的である。英帝國の大を爲したのは、英國の船舶に外ならぬのであつて、今日に於ても英國の海運業は世界に覇を爲して居るが、其船舶を支配する法規は、英本國の法規であり、到る處の港灣に於て、英國法の支配を受けて居る次第である。加奈陀の海員法とか、濠洲の船舶法と云ふものは無い。加奈陀市民、濠洲市民の持つて居る船も英本國法の支配を受け、英本國の領事の世話に預るのであるから、今之れを加奈陀の船籍、濠洲の船籍と云ふやうに區別し、又濠洲や加奈陀が、自己の領事を各地に派遣する如き事は事實上不可能である。そこで此船舶關係の法規を研究した委員會は植民地の平等主義を此商船の法規、例へば一八九四年制定の商船法、殊に七三五及び七三六の條文と調和することは出来ないからして、若干の不平等は英帝國の進化の道程上免れ難い事であると斷言し、此商船法規の問題に關しては特別の副委員會を設立して専門家をして左の條項を研究報告せしめることを提議した。即ち

現行法規の發布された以後、發生した憲法上の地位、及び一般關係の變化に鑑み、帝國の各部に於ける商船に關する實際、及び法規を全般の利害から見て支配すべき原則を討究し、且つ報告すること。

此副委員會には印度は自治植民地の一つでは無いけれども、其海運の利害は重大であるから、特に代表者を加入せしめることを要求し、且つ認められることとなつた。

五、司法権の關係

原則として植民地の法廷から樞密院の司法委員會に控訴が出来ること云ふ事實は、以て英國が植民地の上に實権を有して居る事になつて居る。司法行政上の中央集権は政權統一上の最も有力な武器の一つであつて、英國皇室の地位を堅めた最も有力な機關の一つであつた。然し乍ら控訴には費用が高み、且つ事件は主として英國の辯護士にとつて取扱はれる場合に於て、英國自身の最終審法廷でも無いロンドンに於ける一個の裁判所たる樞密院の司法委員會に控訴権を保持して置くことがどれだけの價值があるか明白ではない。此特權保留は植民地に全く無人氣であつて、加奈陀では此權限を法律によつて制限せんと試みたことがあるし、濠洲聯邦法では此權力は同法によつて制定された植民地の高等法院が是認する場合以外には、憲法上の問題に關して英國に控訴することを得ずと同時に、爾後法律によつて其他の事件に關する控訴権をも廢止することが出来ると明記されてある。此條項に關する憲法草案に就いて丈け英國政府部内に反對があつたが、多

少の文句修正後植民地の要求は容れられた程である。一九二六年の帝國會議では英本國政府の態度は僚邦の希望通りに従ふと云ふのであるが、問題が複雑して居るから、次の帝國會議迄に此決定を延期することになつた。

註一 一九二六年帝國會議議事要録第十四頁、政府出版第二七六八號

註二 同上

註三 ローウェル博士『英國政府』第二卷第四〇四頁

第四章 條約締結權の統一

外交方針
の統一
法の方針

英帝國が國際法上一個の單位であると同時に、國內的には之れを組成する各分子が平等である關係からして、當然惹起される困難な問題は國際關係の統一である。

巴里の平和會議では、僚邦の首相は其僚邦を代表して全權として出席する權利を要求し、英本國政府も其要求を容れて、英國皇帝の御名御璽の下に外務大臣が副書した形式で親任され、彼等は平和條約に調印する光榮に浴したのであつた。即ち彼等は英本國の代表者と共に英帝國全體の代表者として出席したのであつた。此條約の結果自治植民地は印度と共に國際聯盟の一員となつたのである。即ち自治植民地は英帝國の一分子ではあるが、國際聯盟では他の獨立國同様一單位として認められるに至つたのである。

此國際關係、即ち外交方針の統一に關して英帝國憲法上の大綱を決定したのは一九二三年の帝國會議であつたが、其後三箇年間の經驗に基づいて更に細目の決定を見たのが一九二六年の帝國會議であつた。

此會議の結果、形式的には外交の支配權も英本國は植民地と協同する迄に、其地位を讓歩したやうであるが、事實上是英本國が國防と共に重大な負擔と指導權を掌握してゐることは無論のことである。

條約締結の交渉、調印、及び批准の形式に關し一九二三年及び一九二六年の帝國會議が其決議によつて確定した所は次の如くである。「〔内記述されたものは一九二六年の帝國會議の決定である。〕(註一)」

(1)

會議は茲に代表した帝國の各政府が國際的協定の交渉、調印、及び批准に當つて、次の如き慣例を遵奉すべきことを承諾せんことを勧告す。

「條約」なる言葉は普通外交上の實驗により國家の元首によりて發せられ、全權を委任された委員により調印され、且つ該委員に條約を締結せんことを命令した國家の元首間の條約の形式を有する協定の意義に使用されたものである。

一、交 渉

交渉の形式

(a) 帝國の他の部分に、若くは帝國全體に及ぼすべき結果を適當に考慮すること無くしては條約は帝國の各政府の孰れもによつて交渉を開始さるべきものでないことが望ましい。

(b) 條約を締結する意志を以て交渉の開始される以前に、之れが利害を有すると認められる帝國、其他の政府の誰もが通告を受ける手續をとるべく、之れによつて斯る政府に其利害に影響ありと認めるに於ては、其意見を開陳し、若くは其利害にして密接なるときは、其交渉に参加させる機會を得せしめること。

(c) 帝國の各政府の一個以上が交渉に参加する總ての場合に於ては、交渉前、及び交渉中、是等政府間に出来るだけ十分なる意見の交換が行はねばならない。英帝國の代表者が列席するやうな國際會議に於て、交渉される條約の場合では、今日慣例として僚邦、及び印度はそれ／＼代表されるのであるから、斯る代表者は斯る目的を達する爲めに利用されねばならない。

(d) 帝國の各政府の代表者が交渉に参加しない場合には、其交渉進行中に起る利害關係のありやうな問題に關して報告することの手續をとるべきこと。

此項に關し一九二六年の帝國會議は補足して曰く

〔上記の規定はある政府が行はんと欲する如何なる交渉にも適用さるべきものであつて、其他

の政府に是等の政府が之れに利害關係を有するや否やを陳述する機會を與へるやうに解釋すべきものである。」

一個の政府が、或る他の政府が交渉を行はんとする意志ありとの通告を受取りたるときは、立ろに其態度を表示するの義務を負ふものである。發言した政府が反對の議論を聞かず、其政策にして他の政府に對して、主動的の義務を負はせない限りは、當該政府は其政策は一般の是認する所となつたものと推定を下して差問ない。然し乍ら他の政府に主動的な義務を負はしめるかも知れない手段を採用する以前に、其明確な同意を得ることが必要である。

〔條約の性質上、帝國の總ての政府の批准の望まじき場合には、發言した政府は、其態度を表明すべき十分の機會を與へられ、而して何等反對の批評を下さなかつた政府は、條約の批准に同意すべきものと推定してよろしい。當該政府を代表する全權の調印が無ければ、條約の批准に同意するを好まない政府は、宜敷、此全權の任命をなすべきである。〕

條約の形式

條約の形式

〔條約の中で或るものは締盟國の名稱を列記して、國家の元首を列記しないものがある。國際

聯盟の膽煎の下に交渉される條約の場合では、聯盟規約の附屬書に締盟國を記載するに當つて使用された言葉に慣つて先づ『英帝國』なる言葉が使用され、次で僚邦、及び印度なる言葉が此國等が締盟國たる場合に使用されることとなり、大不烈顛及北部愛蘭並に植民地及び保護國なる文字は使用されて居ない。此慣例は僚邦や、印度は件の條約締結の仲間として大不烈顛と同じ地位に居ないことを示すと同時に、曖昧、誤解を招く惧があり、且つ一般に不満足な使用法である。〕

〔此困難に打ち勝つ方法としては（政府間の取極以外の）總ての條件は、聯盟の膽煎の下に交渉されるものたるを否とを問はず、國家の元首の名稱に於て爲すべく、而して若し條約が帝國の政府の或るもの、若くは總てのもの爲めに調印されたとしたならば、該條約は帝國の異つた部分の間の特種關係の徵象として皇帝の名稱に於て爲さるべきものであると云ふことにした。英帝國の分子の爲めに調印される條約は次の順序で纏むべきものである。大不烈顛及び北部愛蘭、それから聯盟の特別の會員でない英帝國の總ての部分、加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿愛蘭自由國、印度（勸告せんとする條約形式の見本は委員會の報告書に附録として添附されるも、茲には掲載しなす。〕

條約が帝國の一個所にのみ適用される場合には、其部分の爲めのみなることを皇帝明記するを要する。

〔帝國の各部分間の特種關係の徵象として皇帝の名に於て條約を締結することにすれば、條約が既に該領域丈けの爲めに皇帝によつて調印されるものであるからして、特に其條件は該領域相互の權利及び義務を規定するものとして認められてはいけなさと云ふやうな條項を強いて記載する必要がなくなる。此事たる、一九二五年の武器賣買取締會議の際既に論議された處であつて、該會議の法制委員會は上記の章句の表示する原則たるや、總ての國際的協約を支配するものなりとの斷定を下して居ることを記憶するを要する。〕

〔或る種の國際的協約の場合には、帝國の異つた部分の政府は其條項の若干部分を行政上の手段として相互間に適用せんと欲するかも知れない。此の場合には當該政府は斯る條項の適用されるべき範圍及び條文を明記するを要する。國際的協定が帝國の異なる部分間に適用される場合には、國家の元首間に締結される條約の形式を避けねばならない。〕

全 權

全權任命の方法

〔異つた英帝國の單位に對する代表委員は、其場合毎に、當該政府の奏請に基き、代表委員が調印し得べき、帝國の區域を明示し、且つ此區域に照應する全權を、皇帝によつて附與されるべきものである。帝國の或る領域には主動的義務を課せられないが、然し乍ら是等の領域に歸屬する大英國臣民の地位には影響を及ぼす場合がある。斯る場合には主として關係せる政府、若くは諸政府の爲めに行動すべく任命された代表委員に特に其の政府が全權を附與することは一再ならず好都合の場合が多い。其他の場合に於ては後日帝國の他の部分加入し來ることあるべしとの條項を用意すれば可なりである。〕

二、調 印

調印の形式

(a) 帝國の一部分に義務を課する部分的條約は、其當該政府の代表者のみが調印すべし。斯る代表委員に發せられた全權は其義務を遂行される帝國の當該部分たることを明記し、條約の前文及び本文に其範圍を明記するやうにすべきこと。

(b) 部分的條項が帝國の一部分以上に義務を及ぼす時は、該條約は關係せる總ての政府の爲めに、一人若くは二人以上の全權委員によつて調印されるべきこと。

(c) 國際會議で交渉された條約に關しては、會議に代表した帝國の總ての政府の爲めに代表委員が調印する現行の慣例を繼續すること。

〔國家の名稱が一個の條約の中調印に附記される場合にありては、帝國の相異なる區域は、條約の前文に記載されたる代表委員列記の方法に就いて述べられたと同様に記述さるべきものである。帝國と異つた區域の代表委員の調印は、前述せるものと同様の順位に配列さるべきものである。〕

帝國の一區域の爲めに締結される條約の調印は、調印に際して反對の事實明記されるに非れば、權限の及ぶ限りの區域を包括すべきものである。〕

三、批 准

批准の形式

條約批准に關する現行の慣行を維持すること。

(2)

國家の元首間に締結される條約より別に、政府間に協定の締結されることが普通行はれて居る。普通技術的若しくは行政的性質を有する此種の協定には、調印する政府の名を以てするの

であつて、國家の元首が發した全權の資格を持たず、單に其政府の代表者の資格で調印するのであつて、當該政府が受諾又は確認の形式を使用することがあるけれども、國家の元首によつては批准されない場合がある。此種の協定に關しては、現行の習慣を繼續すべきものである。然し乍ら交渉に入る以前に、帝國の諸政府は帝國の其他の領域の利害の影響する點を考慮中に入れ、若し利害關係ありとすれば、其區域の政府は提案されんとする交渉について通告される手續を履み、其意見の開陳を爲すべき機會を提供さるべきである。

叙上の決議は全會議に提出され、一致承認を経たが、(一)第三項に關して若干の説明を附し條約の調印に關する現行慣習を叙述すれば、次の如くである。

(a) 帝國の一領域に義務を課する條約の批准は當該政府の請求によつて有効となる。

(b) 帝國の一領域以上に義務を課する條約の批准は、之れに關係して帝國の部分の政府間に協議を遂げた後、効力を發生するものである。議會の承認、若くは立法が、批准に對する希望、若くは之れに一致するかを其政府によつて表明される以前に必要なりや如何の問題は、各國政府の決定すべき處のものである。

條約の効力發生

〔一般に、條約には批准に關する條項と條約は若干の批准の通告をまつて其効力を發生すべしとの條項があるものだ。條約が効力を發揮するに必要な批准の數を計算する目的に關して、聯盟の別々の會員である帝國の異なる領域の爲した批准は、別々の批准として計算さるべきかの問題は、聯盟の膽煎の下に交渉された條約と關係して、時々發生し來るのであるが、將來は斯る困難を避けんが爲めに、一個の條約が斯る條項の挿入の必要なりとされた場合には、斯の條約は聯盟のこれらの會員若干名の爲めに批准された時に於て有効となるべしとの一條項を挿入するやうにしたいものである。〕

〔適當な機會に於て、他の聯盟の會員に、條約の形式に此變更を希望する旨及び變更の望ましき理由を通知すべきものだと吾人は思考する。帝國の各政府は將來行はれる國際會議に派遣される代表者に訓令を與へた、前節に於て述べた勸告の實行されるやうに、其最善の努力を爲すべきことを命令せんことを希望する。〕

(b) 國際會議に於ける代表者

國際會議に於ける代表者

〔前述せる如く、一九二三年の帝國會議の決議に鑑み、國際會議に於ける帝國の異なる區域よりの代表者の問題を考究したが、吾人の到達した結論は主要次の如くである。〕

一、國際聯盟が召集し、若くは其膽煎の下に行はれた會議に於ける代表に就いて何等の困難が発生しないこと。斯る會議では聯盟の全員が召集され、而して全員が出席すれば、夫れ々別々の代表者が代表することになる。協力方法は一九二三年の條約決議I 1。項を適用すればよろし。

二、外國政府の召集する國際會議では、代表の性質は幾分か召集を發した政府の招待の形式にあるものであるから、一般に適用さるべき規則は定められて居ない。

(a) 學術的性質の會議では、帝國の異つた領域は(若し參加を希望するならば)夫れ々別々の代表者を派遣することが普通であり、且つ常に斯くありたい。而して斯る代表派遣を可能ならしめる招待を受けるやうに努力をなすべきである。

(b) 外國政府の發言した政治的性質の會議は正に格斷の場合の特種の事情に應じて考慮さるべきものである。〕

〔其特種の利害關係の波及するや、殊に條約成立の結果として主動的義務を蒙る惧ありや、從

て會議に代表者を派遣するを得策とすべきや、若くは交渉を帝國の一領域又は直接利害關係ある數個領域の手に委ねて、其結果を甘受すべきやの問題は、帝國の各部分の決議すべきものである。

若し一政府にして一個の條約の成立に参加せんと希望する時、其代表派遣をなし得べき方法は、其接手した招待の性質によつて、帝國の他の政府と取極むべき事柄である。

帝國の一領域以上が代表派遣を希望する場合には、三個の代表派遣の方法が可能である。

(1) 共通の代表委員又は數個の代表委員を派遣し、其全權は、参加せんとする帝國の全領域の奏請により發行されること。

(2) 會議に参加せんとする帝國の若干領域の各自の代表委員より成る單なる英帝國代表を派すること。此方法は一九二一年の華盛頓軍縮會議の際に採用された代表派遣の形式であつた。

(3) 會議に参加せんとする帝國の各區域を代表する別々の代表委員の方法。相談の結果として、斯の第三の方法を採用することが望ましい時は、發言した政府よりの招待の形式は、此代表派遣の方法をして可能ならしめるやうに努力さるべきである。

若干の非學術的條約は、其性質上、之れをして帝國の總ての領域の上に拘束せしめるやうな形式で締結さるべきで、此目的上、總ての政府が一致して批准すべきである。條約の締結に参加することによつて、例へば、共通の代表委員を任命する如き方法によつて、何の範圍まで批准に同意が出来るかと云ふことは、各自の政府が決定すべき事柄である。條約の性質上其批准が帝國全區域の一致を要すべきものであるかの問題は、政府間に討議と一致を見るべき事柄である。

(c) 外交の全局

外交の全局

〔吾人は一九二三年の條約決議に一貫しての原則を日常外交事務の取扱上起り來る事柄に適用する可能性に就いて攻究して見た。此範圍に於ては、國防の範圍に於けると同様、責任の大部分は今日に於て、而して當分の間は依然大不烈顛政府の上に落ちることは、章々として明白である。然し乍ら、事實上總ての條約は或る點迄、就中二三は特に、外交關係の事務に従事して居るのであつて、境界を接して居る外國との外交事務に於て特に甚だしいものがある。此特種の例證は加奈陀と北米合衆國との間の關係であつて、結局、華盛頓に加奈陀政府を代表する全

權公使の派遣を必要とする迄の必要を見るに至つたのでも推知し得べきである。是れによつて見るに、此題目の總ての討議を一貫する根本の觀念は、大不烈顛も、また僚邦もそれ自身の政府の明確な同意を得るに非ざれば、主動的な義務の受諾を強ひられることが不都合であると思ふ。此根本觀念に鑑み、委員會は此報告書の第五節(a)中條約交渉に關して記述された一般原則は尤も大部分は已に實行され来たつたことではあるけれども、將來當該政府が其各自政府の事務管掌範圍内に歸する外交關係に波及する總ての交渉を爲すに當り、手本とし有用に採用すべきものなりとするに一致した。」

(d) 僚邦内に派遣された外國の領事に發行する認可狀の件

僚邦内の外國領事に認可狀を發行する慣行に關し茲に一問題がある。是れ迄の一般の慣行は英帝國內の何の領域でも正任領事の任命される總ての場合は、當該外國政府は大不烈顛政府に對し、外交機關を通じ斯くくの任命あるべきことを通告し、當該の人物が事實正任領事であることが明白ならば、更に形式を経るを要せず、陛下の認可狀を發行する手續を取つたのであつた。正任領事でないそれ以外の領事の場合では過去に於て認可狀發行以前、當該僚邦に相談

領事の認可狀

するのが習慣であつた。

外務大臣は吾人に通告して、大不烈顛政府は、將來外國政府が一僚邦内に領事として行動すべき人物に認可狀の發行を求め來つた場合には、當該僚邦政府の考慮を求むべきこと、僚邦政府にして認可狀の發行に同意する時は、該認可狀は僚邦の一大臣の副書を得る爲めに送達さるべしとの提案に賛意を表すと曰はれた。此決定に必要な訓令は既に勿論通達された事である。

(e) 僚邦政府及び外國政府間通信の機關

前回の帝國會議以後起つた特種利害の發展、即ち華盛頓に於て愛蘭自由國の利害を代表する全權公使の任命あり、次で今や將に加奈陀の外交員の任命を見んとする形勢を吾人は注意したが、北米合衆國駐在の諸代表間に協力を見るのが最良の効果を齎すべく、此協力は既に開始されてるが、將來益々密にすべきことを吾人は感じた。僚邦の公使が外國の元首に信任狀捧呈以外の場合では、一般及び政治的關係の事件では、僚邦政府と外國政府との間に行はれる現行の外交機關を引き續き使用さるべきこと頗る望ましと云ふことに一致した。

(註一)一九二三年及一九二六年帝國會議議事要録、政府出版一九二三年一九八七號及び一九二六年出

第五章 通信交通機關の完成

前述の如く(第一)英帝國が集合せずして散在して居る事實、(第二)自治獨立觀念の發達、責任内閣制度の發達とは相俟つて通信交通の利用を極度に必要ならしめて居る。例へば英本國の採らんとする外交政策は一々之れを自治植民地に報告して其暗黙又は明白な同意を求めなければならぬ。又植民地の首相が帝國會議の用向其他で英國に出張した場合、第一に本國の輿論と接觸を保たねばならない。彼等が政權を握つて居る所以の根源は夫々議會に多數を占めて居る政黨を指導して居る地位にあるからだが、海山萬里を距てて居ると、兎角之れとの接觸が薄らぎ、其結果は黨内の信望が薄くなる現象を呈し來る。其黨派と雖も其指導者が久しく留守をして居ることは、黨勢の維持擴張上頗る不利益の立場にある。英帝國の國防外交の方針を決定する上には毎年、帝國會議を開き、各自治團體の政治上の責任者たる首相級の人々が會合するのが利益であるが、斯の如きは事實上實行不可能であつて、内政上首相は其國をぬく事が出來ない。久しく留守をすれば、個人としての世界的名聲は或は高まるかも知れないが、本國の地盤は前記の理由で危くなつて來る、

帝國會議を毎年開きたいとの希望は一九二一年の會議で首相ロイド・ジョージ氏が發言されたが植民地側は到底内政の事情が許さぬとの理由で承諾し得なかつたし、一九二三年には總選舉があつたので濠洲の代表者はたしか出席に遅れたのであつた。スムツツ將軍が政權に失墜したのは久しく本國を離れて居た事も、其累を爲して居る。

海底電線の完備

事情斯の如くであるから、帝國結合の第一の狀件は相互意志疎通の方法として通信交通の機關を完成するにあるが、此點に於ては英帝國の設備は殆んど人力の限りを盡して居ると云つて良い、今日世界の海上の海底電線は米國と英國とによつて壟斷されて居るのは事實である。太西洋を横斷した最初の海底電線は紐育ヘラルド紙の持主ベンネット氏が架設したものであるが、今日此方面の發達は驚嘆に値する。それから、米國政府が弗律賓群島を獲得してから太平洋を横斷する海底電線を沈設した。而して此方面以外は總て英國のものであつて、東洋方面にある大北電信會社の如き國籍は丁抹であるけれども、英國の東洋電信會社系に屬して居るし、獨逸の持つて居たものは戰後に於て其通商と共に他の奪ふ處となつたやうな次第で、平時と戰時とを問はず、英米の何れかによらなければ日本の如きも外國との通信は事實上遮斷されると云ふも過言ではないのである。

所謂「赤線」と稱する海底電信線、英國からニューファウンドランド、加奈陀を経て英領コロンビアに出で茲から濠洲新西蘭に至る線は植民地會議時代に於て英帝國の結合を連する上から二十世紀の初めに沈設されたものであつた。其他英國の海運業が造船業と相俟つて今日と雖も依然世界に覇を唱へて居ることは、吾人をまつて知る問題ではない。然し此事實あるにも拘はらず、戰時中英本國と英帝國の他の部分との通信は、獨逸の海軍の爲めに脅かされ、著しく遲延を免れなかつた。殊に地中海方面にあつては潜水艇の脅威の爲めに海底電信線の修繕を絶對不可能ならしめたので埃及に至る迄の新聞電報の如き十日を要した位であつた。東洋方面濠洲方面の公用電報の如きも、それ程甚だしく遲着は無かつたにしても、不便は名狀すべからずして、其爲めに軍事上の齟齬を來したことが屢々惹起されたことと思はれる。

そこで休戰後、既設海底電線の修繕、新線の沈設を取急いだが、此種の電線は急造出来る性質のもので無いので數年後に至り、漸く完成し、通信も迅速となつた。

英帝國の結合を助ける有力な道具となつたのは、無線電信電話の發達である。之れは戰時に通信を遮斷される危険の少ないことと、有線の輻輳を緩和すること等の効果があるので、一九二一年の帝國會議以來、之れによる通信網を完成することが議題となつた。英本國では最初マルコニ

無線の發達

一會社に其帝國全體の通信網を專斷させる契約を締結して居たが、植民地側其他の故障で、之れを取消し、自衛の方針を立て、ラグビー附近に獨逸のナウエン以上の發信受信機を建設した。マルコニー氏はビーム・システムの完成に成功し、多くの動力を使用すること無くとし、南阿、加奈陀、印度、濠洲に至る四個の此方法による無線電信機關は既に落成して居る。將來各首相が其部屋から電話によつて其意見を交換する時期が到來しないと断言出来ない。

航空路の發達

それから、電信以外の通信を迅速ならしめる上には、今の處汽船以外に安らかな方法はないが、濠洲より英國に至るには加奈陀を通過するも、今日に於て尙ほ二十七日を要するのであるが、之れを更に短縮する方法は、唯航空術によるの外はない。英本國では長距離間の飛行は獨逸に於ける戦時の發達に鑑み、ツェペリン式飛行船を使用する考であつたが、同國並に米國に於ける飛行船の成績は思はしくなく、其經費の嵩むことと、故障の頻々たることは飛行船の發達に對して抱かれる懸念である。

飛行機による太西洋横斷、英國南阿間、英國印度間、英國濠洲間の長距離飛行は總て英國人によりて先鞭を附けられた。之れは飛行機製造會社により計畫されたものであつたが、今日伊太利米國、佛蘭西等それ／＼長距離飛行の競争に参加し、各成功を收めつゝあるに拘はず、此發達は

英帝國にとつては、國家的必要から來て居る。例へばイラク地方には常に英本國の飛行隊の有力部隊が駐屯し、埃及印度間の飛行機による連絡が、屢々行はれ居る如き之れである。幾年かの後に濠洲英本國間の郵便及び旅客運送は大形飛行機により定期的に行はれるに相違あるまい。

一九二六年の帝國會議では英國の航空大臣が説明して英帝國の遠隔の地とロンドンとを二週間以内に連絡することを目的として居ること、英國濠洲間、英國南阿間の二航空線に専ら努力するの要あること、殊に此線中、カイロ・カラチ間、カーツーム・キスム間は一九二七年度に定期飛行着手さるべきことを述べて居る。尙ほ航空大臣は英本國の航空隊と濠洲、南阿の航空隊との協力によつて此定期航路を維持したいとの希望を述べ、帝國の區域内のことはそれ／＼其區域で擔保して發達を計り、斯くて全體の航空線を張るやうに努力することが、財政上にも好都合なるべく、長距離飛行は依然航空船による方が安然、愉快、迅速であるから、英本國は二個年以内に印度濠洲に至る航空船の試験飛行を計畫すべき旨を發表した。而して帝國會議は目下建造中の二個の飛行船が一九二八―一九年に試験飛行の出来るやう其通路に當る關係政府は繫留柱其他の建物、附屬の工場等を建設すること、氣象の研究を爲すこと、英國政府は現在航空船工場であるカーチントンに繫留格納庫更に一個を建設すること、一九二八年か九年かに加奈陀政府の招待に應じ、帝國航

空會議を同國で開催することの申合を決議した。

第六章 國際法上英帝國の地位

僚邦の地位が向上して、英帝國を組成する各自治國（英國を含む）が相互平等で、獨立の地位を獲得したことは國際法上の一研究題目を増加した。（註一）

國際法上の單位である國家は獨立して居なければならぬ。一個の意志の單位で無ければならぬ。英帝國は國際法上一個の單位であつた。今日に於ても同様である。然るに之れを組成して居る僚邦は世界上の國家を以て組織されて居る國際聯盟の完全なる一員であり、他の國家と條約を締結し、又其代表者を他の國家に派遣し、又他の國家の代表者を駐屯せしめ得る。一九二四、五、六年に加奈陀政府は合衆國との間に四個、佛蘭西との間に一個、伊太利との間に一個、白耳義との間に一個、和蘭との間に一個の條約を締結した。次に加奈陀政府は一九二〇年既に英本國政府との約束で華盛頓に公使を派遣する權能を獲得したが、一九二四年には愛蘭自由國先づ之れを實行し、一九二六年に加奈陀之れに倣ひ、一九二七年には合衆國の公使愛蘭自由國に派遣された。即ち僚邦政府は國際關係に於て行動する權能を有し、且つ之れを實行して居るのである。

所で僚邦の條約締結權、外交官任命權の如き無制限なるものではない。愛蘭自由國は國際聯盟に加入した後、一九二一年末に愛蘭の代表者と英國政府當局との間に締結した愛蘭自由國を英國政府に於て承認し、其地位を加奈陀同様の僚邦なりと認めしめた所謂「條約」を聯盟事務局に提出して登録せんことを求めたが、之れは國際法上の條約に非ずとの理由で婉曲に拒絶された。

皇室の地位

僚邦の條約締結權には前述の如く制限がある。其案件は英帝國內の他の區域に利害關係あるもので無くして、其僚邦の利害に限られるものなること、其全權委員は英帝國を統治して居る英國皇帝（國王）即ち皇室（Crown）の名稱によつて皇室の地位を表現されて居る）なること、其商議せんとする内容は他の僚邦に一々通知して置かなければならない。（註二）無論國防上獨立した關係を他と結ぶことは許されないのであつて、其權限は主として通商航海關稅等に限られて居るのである。

然し乍ら、既に條約を締結し、外交官を派遣し得る以上は、外國に對する僚邦政府の責任のあることは事實となつて來たが、此責任の所在を示す所の機關は英帝國を通じ英國皇室によつて統一されて居る。皇室は形式上僚邦政府の總ての國際關係を支配して居られる。外國政府に對しては英國皇帝あるのみである。皇室は世界至る處の首府に其外交使節を駐屯せしめ、其中で加奈陀

外國との交渉手續

の爲め、及び愛蘭自由國の爲めに、華盛頓に外交官を派遣して居る。僚邦諸政府に對する責任の強制如何は、二三の例を挙げれば極めて明白であるが、例へば華盛頓軍縮條約の下にあつて、各僚邦は英國の比率たる五の維持に對し、共同の責任を持つて居る。今假りに濠洲（若くは其他の僚邦）政府が之れを破つたとして、合衆國は原因が團體的事件であるから、華盛頓に於ける英國大使に不服を述べることとなる。英國大使は此不服を英國の外務大臣に通告し、此團體の中心代表者たる同外務大臣は此不服を總ての僚邦政府に通告し、茲に於て交渉により、若くは帝國會議によつて、濠洲政府と其他の僚邦政府との間に、此難問題を片付けることになり、結局、ロンドン駐劄合衆國大使を通じ、合衆國政府に回答を通牒することとなるのである。是れに反して加奈陀の爲めに行動した皇帝と合衆國との間に締結された二國間條約の違反行爲に對し、合衆國が加奈陀に對し不服ある場合には、其不服は加奈陀の全權公使に提出されるのである。加奈陀の爲めに皇室の下に行動する加奈陀全權公使は其不服を總督、即ちオタワなる政府に移牒して、ロンドンなる政府には送らず、而して總督は加奈陀政府の補弼の下に行動して、此難局を適宜に處置する。總督は次で此不服に對し華盛頓駐劄加奈陀全權公使、若くはオタワ駐劄合衆國全權公使を通じ回答する順序となる。是れと同様に純然たる愛蘭關係の事柄は直接に愛蘭全權公使がダブリンに

於ける政府と處置し、ロンドンに於ける政府とは爲さない。是れに反し純然たる濠洲、新西蘭、南阿、印度、若くはニューファウンドランド關係の事件は、前記加奈陀、愛蘭の如く全權公使の派遣を見ないのであるから、従前加奈陀に對して行動したと同様、英國の全權大使が、當該僚邦の爲めに皇帝代表として取扱ふのである。

凡そ政治上の實體として國際法上格式を獲得し得るや否やは、三個の事實を思考して決定さるべきもので、其第一は行動する僚邦政府の權能は決定的であるべきものである。即ち僚邦政府は國際關係に於て行動し得るやを決定するにあるが、僚邦は既に條約を締結し、公使を派遣し得る事實によりて、此事實は證明された。其第二は外國に影響する其行動のあるもの及び總てに對し僚邦政府の外國に對する責任を負ひ得るやを決定するにある。此事實たる前述の如く證明された。而して外國が僚邦の地位を承認すること、換言すれば第一に行動する僚邦政府の權能、第二に其行動に對し僚邦政府の責任を外國に於て承知してゐるかを決定することが第三の條件であるが、一九二〇年に於て國際聯盟は五個の僚邦を其全資格ある會員と認め、五十六個の國家は今や僚邦を國際聯盟の總ての活動に於て平等なるものと認めて居る。一九二三年以來、聯盟に加入しない大國たる合衆國は其僚邦の一つと條約を締結し、僚邦中の二個からの外交使節を現に駐劄せしめて

居る。合衆國は總ての僚邦を一團としたものと一九二一年には條約を締結した。即ち合衆國は華盛頓條約の結果として、僚邦に對し自ら同一の地位にあることを認めたこと、尙ほ聯合國が自らヴェルサイユ條約を調印批准したと同様であつた。國際聯盟の五十六個の會員及び合衆國は、僚邦との關係に於て、僚邦政府は單獨に且つ聯合的に行動する權能を有し、而して其行動するや、其行動する場合に應じて、單獨的に、若くは聯合的に其行動に對し責任を負ふものなることを、暗黙の間に承認したものである。即ち國際聯盟の會員、及び合衆國は各僚邦が國際的單位として行動すること、而して其個人的行動に對しては個人的に責任をとるものなること更に僚邦は集團的實體として行動し、且つ其集團的行動に對しては聯合的に責任をとるものなることを承認したものである。

之れを要するに、外國は、第一、僚邦は團體として皇室の下に國際的集團的實體を爲し、第二、各個の僚邦は其爲めに行動する皇室の下に一個の國際的實體たる事實を認識し、且つ之れを承認したものである。以上縷述する如くであつて見れば、僚邦を目して一個の國際的單位、即ち國家なりと稱して不可なき次第である。

扱て、國際法上國家には種類がある。國際法の大家ホールは之れを二種に區別した。即ち獨立

國家と不完全獨立を有する國家それである。

ホールに據ると、獨立國家の資格は、之れを組成する社會が政治上の目的の爲めに永久的に設立されてること、限定された地域を有すること、外界の支配から獨立してることである。僚邦は明かに各個社會を爲して居り、各個政治上の目的の爲めに永久的に設立され、限られたる地域を有し、各個外界の支配から獨立して居る。して見れば、僚邦は國際法上國家なりと稱して不可はない。然るに帝國會議を通じ、國際法上の他の國家たる英國との其歴史的關係を通じ、是等は其の外界の支配から獨立してるとの記述を打消すが如き一個の聯合を形成して居るのであるが、國際法上明かに一個の單位である英本國政府が明白に承認を與へて、僚邦は法律上英本國と平等なりと號して居るのである。僚邦間の聯合なるものは、特に一九二三年、及び一九二六年の帝國會議で決定を見た如く、自發的法則の下に集つた自意的實體の聯合である。されば僚邦は國家ではあるが、國家社會にあつて、他の久しく認められた一員と密接な關係を結んで居り、國家として之れを分離するには未だ適切なりと云ひ能はざる種類の國家である。權利に對する其能力は此密接なる共同關係あるが故に、所謂獨立國のそれと全く同一ではない。従て僚邦は正確の意味で獨立國ではないと結論せねばならぬ。

僚邦は獨立國家なりや

僚邦は不完全國家なりや

不完全なる獨立を爲す國家の部類の中には、ホールは個人、事實上、聯邦、若くは聯合的結合により他と合體して居る國家、及び他の保護、若くは宗主權の下に置かれて居る國家を含ませて居る。

ホールに據れば「個人的結合は、總ての點に於て異つて居る二個の國家が若干の目的に對し、其共同の機關として行動する同一の君主の統治を受けた場合に存存するが、相互の行動によつて何等拘束を受け、若くは責任を負ふものではない」英帝國の僚邦は若干の目的で無くして、總ての目的に對する共通の機關をもつて居る。國王は各僚邦政府の形式上の最高施政者である。或る點から見れば、僚邦は相互の行動に對し拘束され、若くは責任を負ふものである。例へばハリプト漁業條約（加奈陀北米合衆國間に締結された條約の一）の如き、華盛頓軍縮條約違反の場合の如き、僚邦の二個、若くはそれ以上に影響する行動の如き是れである。一個の僚邦が戰爭に捲き込まれるれば、全僚邦も之れに捲込まれ、而して是等は相互の行動に對し拘束され、若くは責任を負ふものと云つて間違ひない。他の點から見れば僚邦は相互の行動に對し毫も拘束されたり、若くは責任を負ふものではない。例へば一九二五年加奈陀を代表せる英國皇帝と合衆國間の境界確定條約、及び其他の加奈陀合衆國間の條約の如き是れである。是れに由つて見れば僚邦なるものは

帝國の他のものと個人的結合を爲してゐるものではないとの結論に到達し得る。或る點から見れば個人的結合を爲してゐるが、他の點から見れば然らざるものがある。従て此地位たる個人的結合の國家中に分類され得ない。

ホール曰く『國際法上聯邦の顯著なる特長は中央政府が存在し、總ての外國關係の處置を管掌してゐることに存し、此聯邦を形成してゐる國家には毫も此聯邦より離散すべき權利なき事にある。』
 僚邦が英帝國の全體から分離する權利を持つて居るか居ないかは容易ならぬ難問題であつて、法律上は持たない。事實上且つ憲法上は持つて居るとも云へる。然し兎も角僚邦が聯邦の一員で無いと云ふことは、僚邦は總ての外國關係の處置を任す中央政府を持つて居ないと云ふ事實で明白に推斷し得られる。是れに由つて見れば僚邦は聯邦の部分形成するものではないと論斷し得る。

ホール曰く『聯合的國家間に設置された結合は、永久的に二三特種の目的に對して其行動の自由の一部を放棄することを單に同意した獨立國の結合であつて、共通の政府の下に結合されて居ない。共通の政府自らが國際的實體なりと見做さるべきものである。』

僚邦はそれ自身の事件を取扱ふ上に於ては獨立國である。是等は團體的目的に對し其行動の自由の一部を放棄するに同意し、其目的の如何なるものたるは問ふ所に非ずである。是等は共通の

政府の下に結合されず、自ら國際的實體を爲して居る。して見れば僚邦は聯合的國家の一員たりと論斷し得られる。

是れに反して、僚邦は團體的事件の上では獨立國ではない。是等は單に特種の目的に限らず、廣大無限に其行動の自由を放棄することに同意して居る。即ち僚邦はある中央機關、若くは政府に許すに政治のある特種機能の處置を以てして居ない。僚邦は團體的目的に對しては一個の國王によつて結合され、國王は、自らして國際的實體を爲して居る。して見れば僚邦は聯合國家の一員を爲すものでないとも論斷し得られる。

斯くの如く或點から見れば、僚邦は聯合を形成し、他の點から見れば聯合を形成して居ないことになり、結局聯合を形成せずと云ふ結論に到達して來る。何故かと云ふに聯合の場合では、中央機關は之れを組成せる分子の全權委員によつて講成されるのだが、帝國會議は各僚邦政府の總理大臣の會議機關であり、聯合の場合では人民は其各自國家の臣民であつて、共通の國籍なるものが無いが、英帝國では人民は各自國家の臣民たる許りでなく、同時に帝國の臣民であり、一個の國王に服従することによつて、共通の英國國籍を持つて居るからだ。聯合的結合の精神及び目的は僚邦間の精神及び目的とは斯くの如く趣を異にして居るから、僚邦は聯合を形成しないと云

ふ結論に達するの外はない。

ホール曰く「一個の社會が國際法上の單位となるべき被保護國の系統に數へられる爲めには、其臣民は特別の國籍を保存してゐるものなること、保護してゐる國家との關係は、後者が行つた戰爭の期間中、其中立權を維持し得ることが必要である。換言すれば其臣民は其社會を自身に對する以外は、何等の服従を要しないこと、其國際的自由は、保護する國家の支配權が他の國家との紛争的事件を避けるやうにするか、若くは紛争の起つた時に、安然を保障するか如き事柄にのみ限定さるべきものである。

今僚邦は其臣民が一個の社會自身であるのみならず、同時に他の社會をも合せて君臨せる國王に忠誠を爲すものであるから、被保護國と云ふを得ない。更に一個の僚邦と他の僚邦との關係は他の僚邦が巻き込まれた戰爭を通じて中立を維持し得ないのであるから、従て僚邦は被保護國にあらずと云ふことになる。

ホール曰く「他國の宗主權の下にある國家は、後者の部分を爲すものであつて、漸次分裂に向ひつゝある間、若くは主權者の寛大な爲めに、通商條約を締結するとか、外國領事に認可狀を下附するとか、獨立社會の權力の一部を獲得せるものである。」今僚邦は獨立社會の權力の二三に止

まらずして其全部を獲得して居る。ホール更に曰く「他國の宗主權の下にある國家は明白に他國の一部分であるからして、明白に之れに附與された權力しか持つて居ない。明白に附與されたもの以上の外界的行動の權力ありと推定することは、主權者に對する叛亂の行爲である。今一九二六年の帝國會議の決議する所によつて、僚邦は、主權國と云へば云ひ得られた大不烈顛と平等なものであつて、他國の主權の下にある國家の場合に於てのみ存在し得る優者對劣者と云ふ關係は、僚邦間、若くは僚邦と大不烈顛間には明かに適用されない。従て僚邦は大不烈顛若くはそれ以外の國家の宗主權の下にありとは云はれない。

ホールは又玖馬の國際的單位の一種を攻究して從屬國と名稱して居るが、此特長は從屬國の内政に對して隣國が干渉し得る權利あることかも知れない。大不烈顛も、また其他の國家も、條約又は他の方法で僚邦の内治外交に干渉する權利を持つて居ない。是れに由つて觀れば僚邦は從屬國ではないと論斷し得る。

以上來々々々叙述した所によつて見ると、僚邦は今日迄國際法で認められた國家中のどの種類にも充てはまらない、國際法で認められた國家の格式を持つて居ないと云ふことになるが、尙ほ國際法上に認められ、諸外國は第一に、僚邦は集團としては皇室の下に國際集團的實體を形成し、

僚邦は國
際法上の
新格式

第二に各僚邦はその爲めに行動する皇室の下に一個の國際的實體を形成して居るし、若くは形成し得ることの事實を認識し且つ承認して居る。

即ち曰く、僚邦は今迄知られた國際法上の他の人格、若くは人格の集團の格式とは異つた格式を創始したものであると。

格式とは字義上地位若くは位置を指稱するのであつて、地位若くは位置とは其特種の地位若くは位置の權利を所有し、義務を履行する能力ある結果であつて見れば、格式は件の實體若くは數個の實體が有して居る權利及び之れに對する義務如何によつて決定するものである。即ち格式は件の實體若くは數個の實體の認識された權利によつて決定される。或る著述家の云へる如く「各種の法律上の状態は其格式であつて、其格式は其種に屬して各員とも同一なものであり、權利に對する能力の測度を爲すものである。』即ち認識された權利なるものは英帝國の僚邦の法律上の状態を組成し、斯くて其格式を形成するのであつて、其格式は各僚邦とも同一であり、權利に對する其能力の測度を爲すものである。

英帝國の僚邦が有する權利とは、第一、國際法上一個の國家たるべき權利であつて、其形式上の最高執政者が單に其一個の爲めに行動するものだと形式の通告を發した場合に行はれる。第

二、國際法上之れまた一個の國家を爲して居る英帝國、若くは其聯邦として知られた集團的實體中であつて、自己の命ずる所に従つた平等の員數たるべき權利、及び共同的及び集團的に之れを形成すべき權利あること。第三、集團的實體の爲めに行動し、且つ又其集團的實體を結合する其權能を特別の場合に限界して其集團的實體の一個の爲めに行動する國王を戴く權利あること。第四、不烈顯的たるべき、即ち英國國王に忠誠を表すべき權利之れである。

僚邦の法律上の状態は國際法上認められて居る其他の實體、若くは數個實體の一種の員數の状态より異なるものである。其異つた法律上の状態を諸外國が承認したことによつて、僚邦は國際法上一個の新らしき格式を創立した。而して其格式は僚邦の格式である。

以上は僚邦の國際法の地位を説明せるものであるが、茲に注意すべきことは、ニューファウンドランドの地位である。同國は英國の最古の植民地であり、帝國會議の一員として加奈陀と同等英帝國內一個の僚邦であつて、獨立國家であるが、然し乍ら國際聯盟の一員ではない。即ち國內的には國家であつて、國際的には國家として認められて居ないのは一個の奇觀である。最も同國は人口三十萬に足らない小國であること、純理論に重きを置かない英國流の遣方から必要が無い爲めに斯る矛盾を放棄して顧みないのかも知れない。然し小國と雖も内政上に完全な自治權を

ニュー
ファウ
ンド
の
地位

印度の地位

有し、獨立國家たる資格に缺くる所はない。即ち完全な議會制度によつて國民の意志は發表され實行されて居るのである。是れに反し印度は僚邦の格式を與へられ、且つ國際聯盟の一員として認められては居るが、其政治上の權力は國民が持つて居るので無くして、英國政府によつて支配されて居る。後章に述べる如く或る程度迄國民の意志を發表すべき立法機關は設立されたが、其權限は極めて限定されたもので、印度を獨立國として取扱ふことと、加奈陀を獨立國として取扱ふことは、此間に重大な差異がある。それにも拘はらず、之れを國際聯盟の一員とし、且つ僚邦として内外共に認めさせたことには、英帝國統治と云ふ政策上の意味から出たものに過ぎない、是れまた純理論に拘泥しない英國流と云ふの外はない。純理論から云へば印度が完全な自治權を有し、國民の意志によつて動く政府が設立された後で無ければ國際上の國家として認める譯には行かないのである。

加奈陀が一九二七年九月の國際聯盟總會に於て非常任理事國の一員として選舉されたことは、加奈陀が國家として認められたことを有力に裏書きし、本論の趣旨の合理的なことを證明したものと云へる。

(註一) 本章は主として亞米利加國際法雜誌第二十一篇、第三號(一九二七年七月)所載 V. Kenneth

Johnston's Dominion Status in International Law を譯したものである。

(註二) 本書第四章條約締結權の統一参照

第七章 新嘉坡の海軍根據地

海軍力の
地中海集
中

英國海軍力の中心は地中海の樞要モルタ島にあつた。所が獨逸海軍の脅威に備ふる爲めに、軍令部長フィッシャー提督は一九〇六年に英國艦隊の編制を變更して、本國艦隊なるものを設け、主力を北海に集中し、戦時に至つたのであつた。尤も對獨逸艦隊は自由黨内閣の不徹底な政策の爲めに完備するに至らず、スカパフロ、ロンス鎮守府の状態は不満足極まるものであつたけれども之れに據つて獨逸海軍との對抗は出來たのであつた。所が獨逸海軍全滅して、英國海軍は北海に備ふるの必要が無くなり、平和克復後は再び戦争以前の狀態、即ち地中海集中主義をとる事となつた。何故に地中海に集中するを利益とするかと云へば、モルタ、デブラルター方面の方が氣候溫暖であつて、天氣も永續するから、艦隊の練習に洩向である。射撃の如きは四時悪天候である英國國、殊に北海方面では成績良好を期待し難い。其證據にはユットランドの海戦に於て英の巡洋戦闘艦隊の射撃は獨逸のそれと比較して遙かに劣等であつた。之れは練習の機會が平時より乏しかつた結果である。(註一)

それから、モルタの位置は艦隊が迅速に大西洋に進出し得ると同時に、印度洋、太平洋に接近して居る。而して米國艦隊以外に今日有力な艦隊を有するものは、日本を除いては佛蘭西、伊太利であるが、英帝國の交通線を脅す此二國の海軍力と對抗する上にモルタの位置は最も重要であつて、英國海軍は伊太利佛蘭西の海岸線を直ちに壓迫し得るのみならず、兩國の阿弗利加に於ける領土と本國間の交通を遮断し得るのである。殊に佛蘭西にあつては、本國に於ける陸軍兵員の不足を補充する上から植民地軍隊の編制に重きを置いて居るので、地中海の英國艦隊の威力は佛國の陸軍を脅威するに足るものがあるのである。

それから第二に英帝國の防備上決定された最も重大なる事件は新嘉坡に第一流の根據地を設置することであつた。此決定の可否は英本國に於て議會の内外に問題を惹起されたが、我日本の國防に無關心なるを得ない事柄であるが爲めに、我國に於ても多少輿論の注意を惹起したやうである。而して此問題の見方は日本の立場からして、其可否を考察すること、單に英帝國の防備なる立場から、冷靜に考察することによつて、自ら異つた結論を見るのであるが、茲には純然たる後者の立場からのみ、之れを冷靜に考察するを至當とする。

英帝國の防備、殊に海上の防備に就いては、一九二一年の帝國會議の議題であつたが、此會議

新嘉坡根據地決定

は英帝國の各部分が此防備に協力するの必要を認め、且つ他國の海軍力に等しき勢力を維持することが、此目的に對する最低限の標準の意見を述べた丈で、其大方針は來るべき華盛頓會議の結果にまつことにし散會したのであつた。

何人も知る如く、此會議の結果として日英同盟は廢止されたのであるから、英帝國は將來太平洋方面の防備に日本海軍の協力を借りる譯に行かなくなつた。換言すれば英帝國の防備は英帝國丈の資源を盡し、獨力でやつて行かなければならなくなつたのであつた。新嘉坡の防備は此必要から出て來たのである。

是れより先き、戰時中大艦隊司令長官で且つ軍令部長であつたゼリコー提督は戰後太平洋方面濠洲新西蘭の防備状態を視察し、歸來新嘉坡に根據地を置くべきこと、且つ太平洋方面にも、日露戰役當時同様強力なる英國の艦隊を遊式せしめるの必要を發表したが、英國海軍の政策の決定は、同提督の意見を採用したものの、それよりも極めて少規模なものである。

此計畫と多少關聯して英國の海軍省は大戦終結以後に出來た超弩級艦フッド、リパルス二隻に輕巡洋艦隊を加へ、南阿、新嘉坡、濠洲、及び新西蘭を訪問せしめ、歸途は英領コロンビア、巴奈馬運河、大西洋岸の加奈陀を訪問した後歸還せしめる計畫を立てた。尤も輕巡洋艦隊は英領コ

一九二三年帝國會議の決議

ロンビアに立ち寄つた後は本艦隊と別れて南米の西海岸ホーン岬を経て本國に歸還せしめることとしたのであつた。而して一九二三年の帝國會議は次の如く決議する所があつた。(註二)

(一)會議は英帝國を組成する各國の領土及び貿易の適當な防備をなすを必要と認めること。
 (二)是に關して會議は帝國の各部分の議會が、其各爾政府の提案に基づき、其執るべき行動の性質及び範圍を決定すべきものなることを明白に認める。

(三)此條項に基づき、會議は準據すべき原則として次の如き注意を與へる。

(a)地方的防備に對しては會議に代表された帝國の各部分が第一の責任を負ふべきこと。

(b)帝國の各部分の海上交通、及び其軍隊並びに貿易の通過する航路及び水道を防禦するに要する適當な準備をなすこと。

(c)海軍根據地の設備、艦隊の遊式を確保するに足る修理及び燃料を準備すること。

(d)海軍力の最低限を維持したき希望、即ち大不烈顛、全自治僚邦及び印度が承認した軍備制限に關する華盛頓條約の條項に従ひ、一外國の海軍力に均勢を維持すること。

(e)英國の各部分で、航空軍の發展を計ることとし、其方法としては、實行し得られる丈け編成、教練の共通制度を採用し、統一せる教科書、武器の用式、裝具、豫備品を使用する

ことを(飛行機の型は例外)帝國の各部分で使用し、以て他の部分との協同作業を出来る丈け迅速に、且つ最大の能率を發揮し得るやうに爲すこと。

(四)上記の原則を當該各地域に適用するに當つて、會議は左記の件を考察した。即ち、

(a)濠洲聯邦、新西蘭僚邦、及び印度は東洋方面に於ける領土及び貿易の保障となるに必要な移動力を確立する上に必要缺くべからざるものとして、新嘉坡に一個の海軍根據地を設置することに深甚な利害關係を有すること。

(b)地中海及び紅海を通じ東洋に至る大航路の安然な通過を維持するの必要なること。

(c)大不烈顛が充分な勢力を有する本國防備の航空軍を維持し、其海岸線に接近せる最強力

の航空軍による空中攻撃に適當なる防禦をなすの必要あること。
 (五)會議は帝國の總ての部分の安全強固に備ふるを以て最も必要なりと考へると同時に、此思想と兩立し得る範圍に於て軍備を更に縮少されんことを熱心に希望し、且つ此目的を達するに當り、好機會の逸し去られることなきを信ずる。

斯んな次第で新嘉坡根據地設備の問題は英帝國全體の國是たることに決定した。

是れより先き英本國の政府は一九二一年六月に此問題を決定し、最新式艦隊の使用に適合する

やうに新嘉坡の海軍根據地を改築するに決定したのであつて、首相ロイド・ジョージ氏は同年十月廿七日下院で此事を發表し、(註三)海外領土の保障確保の爲めに太平洋のそれを含む海外の若干根據地を改善すること、且つ若干の場合は擴張すること、帝國會議は一般的に此政策に賛成なることを述べて居るが、實際計畫に着手したのは二個年後の一九二三年であつた。即ち一九二三年二月廿七日海軍歳出案の説明書に於て海軍大臣は新嘉坡根據地設置の漸進的計畫に決定せるとを發表し、是れに要する初年度の豫算二十萬磅を計上した。而して該豫算案を下院に提出するに當つてエメリー氏は海軍の主たる目的は英本國の海岸を守る丈けでは無くして、世界至る處の海洋の自由を確保するにあるが、今日では之れを爲し得ない。

何となれば艦隊に移動力を與へるに必要條件である燃料の供給も出来なければ、船渠及び修繕の設備も無いからである。吾人は極東方面に戦闘艦隊を派遣することも出来なければ、同方面に之れを維持することも出来ない。海軍省が戦略的中心點に燃料の貯藏所の連鎖を漸次に建設し、且つ新嘉坡に最新の主力艦より成る艦隊の要求に應ずるに足る根據地を創設せんとせるは、實に此缺陷を補はんとする爲めである。

現在ある乾船渠は長サ八五〇呎、幅九二呎、深サ三二呎であつて、新建艦ロドネー級二隻、ロイ

根據地設置の理由

計畫の内容

ヤル・ソヴェレン級五隻、リナウン級二隻、クイーン・エリーザベス級五隻、フード又はイーグル、總計十六隻の主力艦を收容する能力がない。殊に主力艦又は飛行機母艦が破損した場合は吃水が四五呎迄下るから、三二呎の吃水を最大限度とする船渠ではどうすることも出来ないのであるが、新計畫は新嘉坡島とジョホール間の水路の東方三哩の地點を選び、茲に一乾船渠と浮船渠を設け、之れに伴ふ修繕工場、倉庫、艦隊の消耗する物品の貯藏所を建てんとするにあり、乾船渠の費用凡そ百萬磅であつて、華盛頓條約に許されたる最大限度の軍艦二隻を同時に収用するに足るものである。根據地の設備に要する費用は總て千萬磅で、十個年間に完成する計畫である。

此建造費は主として英本國の負擔であるが、根據地の用地は英政府直轄の皇領植民地たる海峽植民地から寄附せしめ、(一九二三年)馬來聯邦から二百萬磅を寄附せしめた。(一九二六年六月廿三日)同聯邦會議で聯邦の一員たるセラングアのサルタンの提案に他のサルタン連及び英國の代官の同意を経て、五個年間に前記の額を英本國政府に献上することを決議したのであつた。馬來聯邦は大戦前に戦巡艦一隻の建設費を英帝國に寄附した。同地方は錫の鑛山の豊富なのがあり、且つ大當りの護謨園の産業があり、天與の富源である。又水力量の豊富を利用して水力電氣を起す計畫も實行されつゝある。現に同地方産出の鐵鑛が我國に多量に輸入されて居る。斯る植

民地を有して居る英帝國の底力は驚嘆に値するものがある。

香港の戦時船舶管理利益金二十五萬磅も新嘉坡の根據地建設費目に充當されることになつた。

(一九二六年六月)

新西蘭議會も十萬磅の高を英政府に寄附することに決定した。

新嘉坡根據地問題は英國議會の大問題となり、労働黨及び自由黨側から反對され、一九二三年末労働黨内閣が組織さるるや、其主張通り、根據地廢止に決定し、其建設に必要な經費の支出を見合せ、從て工事も斷絶した程であつた。

太平洋上に海軍力を有するものは日米兩國のみである、而して少くとも此方面に於ける英米兩國の對抗は豫想し難き事情にあるわけ、新嘉坡問題は直接日本の海軍に對する準備であることは何人も疑はざる所であるわけ、此問題は我國の輿論に不愉快な印象を與へて居ることも亦争い難い所である。併し感情問題を去つて、第三者の立場から此問題を觀察するには、次の如き論點を研究するを要する。

(一) 國防上より見たる新嘉坡の地勢

(二) 根據地の目的

新嘉坡の地勢

(三) 建設費支出の程度

平和論の見地から云へば、軍備の爲めに多大の經費を投ずることは、愚なことであり、且つ惡むべき事柄であるが、今日に於て軍備が必要なりとされて居る以上、單なる國防上の見地から見て、新嘉坡の地位は見通し難き所である。此地は極東と印度及び歐洲の通路に當つて居るから、商港としての價値は大であり、自ら馬來半島、蘭領印度の中心をなして居る。若し船舶が此海峡を避けんとすれば、スマトラ海峡か、又は爪哇海峡かを迂回するの外はない、距離は香港へ一四五九哩、コロンボへ一五六七哩、濠洲の北岸ボード・ダーヴィンへ一八八七哩であるから交通上の要衝に當つて居ることは地圖を見れば一目瞭然である。

チブラルターの地位は地中海の西口を扼して居るので、戰略上の價値は絶大である。即ち此口を扼すれば、敵の海上の交通を全然遮斷し得るのであるが、商港としてのチブラルターの價値は全然無い。是れに反して新嘉坡の地勢は支那海と印度との交通を全然遮斷することは出来ないが、尙ほ敵をして前記二海峡を迂回せしめる大不便を與へるものであり、且つ若し此地にして敵軍の手中に歸せんか、味方の不利益は甚大である。新嘉坡根據地建設の必要は茲に於て起る次第である。新嘉坡の商港としての價値は其貿易額、商船の寄港の著しきを以ても知られる通りである。

(註四) 香港の地位は商港としての價值が絶大である割合に、根據地としては、支那大陸に接近せるが爲めに、陸上よりの攻撃に對抗する爲めには、強大なる陸軍を備へなければならぬ。之れに反して新嘉坡島の對岸馬來半島の海岸は敵軍の上陸に不便で、陸上は平坦、熱帯の森林密集し行軍に障害を爲して居るから、陸上より攻撃を受くる危険は絶無ならざる迄も、極めて少くない。新嘉坡の險惡の地たるかは大戰中獨逸の假裝巡洋艦がベナンを襲撃したにも拘はらず、海峡深く突入して新嘉坡を襲ふことを避け、一時太平洋上の脅威であつた快速巡洋艦エムデンの如きも、遠く南太平洋、印度洋を迂回して、遂にココス島で濠洲海軍シドニー號に撃沈されたのであるが、若し新嘉坡にして一時なりとも敵軍に歸せんか、形勢は變動したに相違ない。

前述の如く一九〇六年以前にあつては、英國海軍は香港を根據地とする強力なる支那艦隊を派遣して居たのであつた。所が今日造船造兵術の進歩の結果噸數増大したので、主戦艦を收容すべき船渠は獨り香港に缺けて居るのみならず、モルタ島以東に無いのである。モルタ新嘉坡間の距離は正に六〇〇五哩であるから、極東方面にある主戦艦が修理を要する場合には、平時と雖も一々モルタ島迄引返さなければならぬことになる。不便此上ないが、戦時にあつては絶対不可能で、今日の狀態では英帝國の海軍は其主戦艦を極東方面に派遣し得ないのであつて、即ち英帝國

根據地の重要

の國防を他の強國の好意か、國際聯盟の存在に依頼する結果を見て居る譯であつて甚だしく不都合である。

今日の海軍にとつて根據地は必要不可欠のものである。帆船時代にあつては飲料水に食料を登載しさへすれば、其持續する限り船舶は能く數個月の航海に堪へ得たのであつたが、今日では燃料の持續が第一の要件となつて居る。且つ近代的軍艦を構成して居る複雑せる機械は従前よりもつと余計に修繕を要し、入渠を要する。帆船が能く數個月海上にあることは珍らしきことでは無かつたが、數週間軍艦が港を離れて居ることは、假令燃料の問題が解決された場合と雖も困難な事柄に屬する。加ふるに潜水艦の脅威があつて、主戦艦、若くは潜水艦の攻撃を避け、又は之れを攻撃する目的で作られて居ない軍艦にして敵の海上に久しく遊式して居ることは危険となつて居る。即ち味方をして不斷の危険を冒さしめるのみならず、兵員をして不斷の緊張をつゞけしめ結局能率を下らしめることになるのである。是に於て根據地なるものが必要となつて來るのである。(註五)

根據地は二種に區別される。其第一種は主戦艦隊を入渠させ、其修理をなし、武器食糧燃料を貯藏供給し得るものであつて、第二種は或る程度の修理をなし、且つ食糧燃料を供給し得るに過

ぎざるものである。第一種に属するものは完全なる防備をなし、艦隊をして安んじて碇泊せしめるに足るもので無ければならぬ。

艦隊が航海に於て其職分を果す上には、二個の行動を爲し得なければならぬ。即ち移動し得ること、戦闘し得ることである。移動する爲めには、燃料が必要であつて、其速力、若くは能率を維持する爲めには入渠するを必要とする。その移動力の範囲は帆船時代から見れば著しく減少した代りに、各地に燃料供給所を設置することによつて、却つて擴張されたと云ひ得られると同時に、此燃料供給所を各地に設置することが必要となつて來た。さて根據地に燃料の貯藏あり、燃料供給所の便ありて、移動力を生じたとして、戦略上、及び戦闘上最も必要な要素たる速力を維持せんとするには、船渠及び修理船が必要であつて、第一流の根據地となると主戦艦をも收容し得るものを要することとなる。それに根據地に無くてならぬものは武器の貯藏所である。大砲の豫備品、部分品、彈藥等悉く然らざるは無しである。是れに加ふるに艦隊を收容する港灣の設備、之れをして水雷の攻撃より免れしめる丈の設備を要する。新嘉坡に設置さるべき根據地は總て此の設備を兼ね合せたものであるべき筈である。

華盛頓條約の結果

新嘉坡に根據地が新設される理由は華盛頓軍縮條約の結果、英國は現在有する香港に於ける

船渠の設備を擴張することを禁止されて居るが、新嘉坡は其制限範圍以外であつて、日本が其本國、米國が其本國並に布哇に根據地の設備を完成擴張するのを何等妨げられないと同じく、英國が新嘉坡に於て爲す所を何等妨げられるもので無い。現に新嘉坡と日本の港灣との距離は三千哩の遠方にある。布哇と日本の港灣の距離は三千四百哩で、新嘉坡と略同距離であるが、米國は其根據地の防備を盛んに經營して居るではないか。斯くの如き遠距離にある以上、新嘉坡の根據地は何等日本に對する脅威となるものではない。是れをしも脅威なりと云ふ議論が日本に起つてるとすれば、神經過敏であるか、又は海軍擴張の口實を求めらるる爲めにする所の僻論に過ぎないと云ふべきである。

根據地設置反對論の要旨

新嘉坡根據地設置の問題は外國に於ける反響よりも本國に於ける政治問題となつた。而して労働黨、自由黨は共に國際平和論の立場から、及び財政緊縮の立場から猛烈に保守黨内閣の豫算案に對し攻撃を試みた。其論旨は

一、華盛頓條約は條文に於て新嘉坡に根據地を建設することを禁止して居ないけれども、其精神は軍備縮小にある。日本との關係はつい此間まで同盟親交の關係にあつた位であるから、今日之れに對し備ふべき何等の必要はない。若し眞に日本に對する防備であるとするれば僅かに一

個の根據地では何の役にも立たない。日本の海軍に對抗するに足る強大な海軍を極東に派遣せんとすれば、主力艦隊に加ふるに大仕掛の運送船を派遣し、糧食彈藥其他の必需品を補給しなければならぬが、熱帯苦熱の小島嶼に十數萬の兵員及び之れに附屬する人員を駐屯せしめることは軍事上、財政上事實不可能な事である。英本國と新嘉坡八千哩間の交通線を維持し、軍器食糧を輸送するには、英國の海運業を傾けても足りない事柄であるかも知れない。若し事實不可能とすれば一個の根據地が存在したとて、何等の効果はない筈である。加ふるに國際聯盟及び華盛頓條約に表はれた軍備縮少の精神は今後益々實行せなければならぬのであるのに、新嘉坡防備の案は之れを裏切り、軍縮運動を阻止するものである。

二、英國の財政は緊縮すべきであるのに、今日不急の事業たる新嘉坡に防備を爲す如きは不可である。

と云ふにあつた。

此主張に基づき勞働黨内閣は前内閣の政策を踏襲することをやめ、一九二四年三月十八日海軍豫算提出に際し、海軍政務次官をして之れを發表せしめ、同日首相マクドナルド氏も演説して根據地を建設することは「全局の外交政策上甚だしき惡結果を齎すべきこと」の意見に閣議の決定

を見たこと、内閣の方針は國際聯盟を強固擴大し、之れによつて國際間の協調を謀るにあり、調和、仲裁裁判の方法により國際間の紛議を解決し、軍備縮少の綜合的協定を可能ならしむべき條件を創成するにありと述べた。同案は自由黨の賛成により成立を見たのであつたが、此政策は南阿聯合政策の首相スムツツ將軍が滿腔の賛成を表した以外、加奈陀及び愛蘭自由國政府は可否を言明せず。之れに反し濠洲、新西蘭政府當局は反對し遺憾の意を表した。(註六)日英同盟存続を主張したものは此二國であつた。今や英國海軍の保護を最も希望して居るものが此兩國であることも奇なりと云はねばならぬが、要するに此保護が無ければ、一萬三四千哩を英本國より離れて居る兩國は心細いと云ふのであつた。

第二次ボルドウィン内閣成るや、前内閣の政策は顛され、新嘉坡根據地の建設案は復活した。

註一 英國海戦史第三卷參照

註二 一九二三年帝國會議事要録第七節(第十五—一七頁)

註三 Naval Annual 1924 參照

註四 『英帝國の富源開發』の章參照

註五 Sir George Astou: Problem of Defence 及 Naval Annual 1925 所載 C.H.N. James: Naval Bases and Fighting Power 參照

第八章 英帝國國防上の地位

假想敵の
變遷

英帝國の防備を論ずるに際して、第一に觀察を怠つてはならぬ點は、其變遷である。十九世紀にあつては英帝國の假想敵は佛蘭西の海軍力であり、露國の陸軍であつた。而して後者は印度波斯等中部亞細亞の防備に限られて居た。所が廿世紀に於ては其敵は獨逸の海軍となり、此關係は歐洲大戰役に於て結末を告げたのである。大戰終了、國際聯盟成立の今日將來の戰爭は殆んど想像し難き状態にあるが、尙ほ各國とも強大な軍備を維持してゐる關係上、防備問題は少くとも一部の専門家間には大戰以前と同様に單に武備一點の方面から攻究されて居るが、此點から見れば英帝國の假想敵國は陸上空よりしては佛蘭西と變遷し、海上よりしては第一に米國、第二に日本、第三第四に佛蘭西、伊太利と變遷して居る。

佛蘭西の
航空軍

今日英本國の防備上最も恐るべき勢力は佛蘭西の航空軍である。英本國は佛國に劣らざる航空軍の勢力を大戰中維持して居たが、財政上の原因から、大戰後急激に縮少し、後者と比較して劣勢力となつた。のみならず、其一部は埃及イラク印度方面の平時警察上、及び交通聯絡上の目的

で派遣されて居る爲めに、本國の空中防備は手薄となつたのであつた。又大戰中獨逸陸軍の長距離砲の成績の示した如く、英國海峽の最短距離二十一哩であるから、英佛の兩國は互に射距離にあり、テムス河口及びロンドンの港内無數の倉庫は陸上空より脅威されることとなつて來た。科學の進歩は斯の如き結果を齎したのであるが、英國が工業國で、ロンドンを中心とする三四十哩の地域に英本國の人口七分の二集中されて居る事實は、空中よりの脅威が農業國であり、最大都市たる巴里の二百萬の人口しか有しない佛蘭西よりも甚だしいと云ふこととなつて居る。そこで賠償問題を中心としてロイド・ジョーヂの全盛時代に兩國の關係が圓滿を缺いた頃に航空軍の充實擴張が最も喧かましく唱道され、文學者ガルスウオシーの如きものまで、此擴張論者の仲間入りをした程であつた。新嘉坡根據地の設置に反對した自由黨の如きも此空軍の擴張には賛意を表した所以である。

若し兩國に戦端の開かれる時ありとすれば、ロンドン、巴里の如き大都市は破壊されるものと覺悟してかゝらねばならぬが、此可能性は將來兩國民をかつて、相互に親和提携の政策を密にする基礎を爲すものと思はれる。將來此兩文明國が自ら文明の破壊をなす如き行動に出るとは想像し難い事柄である。

佛伊の補助巡洋艦

今日の英國海軍が地中海集中主義を採用した事は前述の如くであるが、此方面に於ける英國の假想敵國は佛蘭西、伊太利の海軍である。此兩國は主力艦に於て英國を敵となし得る財政上、技術上の實力を有しない。従て補助巡洋艦、潜水艦に其勢力を集中し、之れによつて、英國の海軍に當らんとして居る。ゼネヴァに於ける軍縮會議に兩國が参加を拒絶したのは此政策から來て居るが、將來兩國の現勢力が著しく増加しない限り、兩國は對岸の阿弗利加領土との聯絡を遮斷され、且つ海岸の都會は脅威破壊され、且つ伊太利の如きはシンリ島、サーチニア島を喪ふ危険を見るのであるから、理論上は兎も角、是等の強國間の爭議が實際化することは殆んど想像し難いものと見ねばならぬ。

米海軍の勃興

大戰後、米國が英帝國に對する海上の勁敵として出現したことは、一個のアイロニーである。米國は廿世紀の初めから毎年戰艦二隻建造の方針を維持し來つたが、其傳統的政策から歐洲の政治に容喙する如きは、其豫想だもしなかつた所である。所で大戰の當初、其中立國としての權利は、兩交戰國、殊に海上權の支配者たる英國の海軍によつて侵害される傾向であつたが爲めに同國の輿論は反獨的であると同程度に於て反英的であつた。其結果として表はれたのが一九一六年の大海軍擴張計畫であつた。從來豫算編制の都合上繼續年度に亘る計畫は不法なりとされて居

たのを、此計畫後は我國と同様、繼續的擴張計畫が認められる事となつたこと、戦闘艦隊以外に、新たに巡洋戦艦六隻を建造して太平洋方面の防備をも嚴重にすることとなつたのが特筆すべき現象である。而して大戦後は一躍して英國の海軍力と覇を争ふの態度を示し來つたことは何人も知る處である。即ち此結果として英帝國の海軍は二國標準主義、一倍六割主義より降つて、最強國と均等主義を採るの不得止に至り以て今日に至つて居る。

英米の國
際關係

然し英國が米國を想定敵として戦ふの日ありやを考へることは一寸困難な問題である。英米間の戦争はナポレオン戦争當時、即ち百廿五年前に行はれたのを終結とし、爾後は平和を繼續して居る。此間兩國間の紛議無きに非ずであつたが、兩國は其係争事件を仲裁裁判に附する方針を案出し、且つ此主張の先驅者を以て世界に誇れるものであつて、國際聯盟に關する思想も兩國に發生した事も周知の事柄である。米國の内亂當時中立權侵害で有名な彼のアラバマ號事件の如きも英國政府側が莫大な損害賠償を支拂つて無事に落着いたのであつた。廿世紀の劈頭米國の國力が俄然勃興するに及び、主として英國側の政策は米國との調和を維持することを以て國是として居る位で、第三者から見れば、専ら其歡心を求めるに汲々たる如く見受けられる。グレー卿の如き其著書に於てこれを明言し、大戦中同盟國たる日本が太平洋方面に於て盛んに活躍するに於ては

經濟的
に不利な
立場

聯合國が頼みにして米國の嫉視を跳發する惧があつたが、日本は能く聯合國の意のある處を解して呉れて居たので有りがたかつたと云つて居る程である。

それから經濟的に見て英本國民の生活は米國の資源に依頼する所が多い。米國の内亂當時南部の綿花栽培地方は北軍の包鎖を受けたので、綿花の輸出は杜絶され、ランカシャー地方の織維工業は大打撃を受けた。英米間の戦争の場合は此綿花の供給は絶たれるのみならず、今日では小麦の供給をも絶たれ、英本國民の大部分は餓死を免れないこととなる。小麦及び肉類其他食糧品の供給は米國以外加奈陀濠洲アルゼンチン等から來るのであるが、此交通線の維持と云ふことも英本國にとつては大問題であり、國防上の大弱點を爲して居る。

英本國の穀物綿花の輸入量(一九二四年)

	小麦(ハンドレッドウェイト)	大麦(ハンドレッドウェイト)	綿花(俵)
諸外國	六二、七八七、八八四	一一、四〇七、一二四	一四、五八三、九五七
内合衆國	三四、九三八、七四七	五、四九五、九六五	九、七一、九二五
英帝國內	六八、七七、三三〇	九、二四九、二三五	一、七四九、二九三
内加奈陀	四五、四八三、八二〇	二、九五五、八五六	

それから戦略上の點から考察すれば米國の武力に對して加奈陀、西印度諸島を維持することは、英國の今日の武力を以てしては不可能と云ふの外はない。加奈陀と米國合衆國間の境界三千里の間は全然無防禦であつて、大西洋太平洋兩岸の地方は中部に於て何時でも連絡を遮斷される可能性を以て居る。加奈陀の兩海岸を連絡する二個の鐵道幹線は湖水地方の北方で最も米國との境界に接近して居ることは戰略上一大不利な點である。英米戰爭の場合に加奈陀が獨立せざる迄も、一種變體な中立を維持することは有り得べきことであるが、今假りに英帝國全體の意向に従ふとしても、加奈陀九百萬の人口を以て合衆國一億に對抗することは不可能であると云ふの外なく、將來數十年間此の人口の差の減少する見込は先づ無いと云はねばならぬ。大戰當時からして米國の内部では英領西印度諸島を割譲すべしとの議論が唱道されて居た程であるが、バハマ群島ジャマイカ島の如き、米國の海軍に對し、一時潜水艦の根據地として活動する見込はあつても大なる抵抗を繼續し得べしとは考へられないから、結局占領される運命にある。

斯の如く經濟上から見ても、又戰略上から見ても英帝國は米國に對し甚だしき不利益の地位にあるに反し、米國は領土廣大、資源豊富であつて、ラツパー(護謨)以外國外に軍需品を求めるの必要な天與の國柄である。大戰以前にあつては英國は米國に對しては債權國で、百億圓以上の

證券は英國民が保有して居たのであつたが、大戰中此證券は全部軍需品の購賣資金に充當され、戦後の今日に於ては英國政府は毎年三億二千萬圓以上の金を今後六十個年間支拂ふ義務を有して居る程である。此戦時債の償却は英國の財政にとつて一大負擔であるが、米國にして之れを強要しなかつたならば、英本國民の負擔力の減少となるよりも、新嘉坡根據地の大々的設備其他航空軍の擴張等に振向けられた危険があつたことは、想像に難からざるものがある。

更に戰略上から考慮すべきことは、英米戰爭の場合、歐洲大陸の列強の意向であるが、大體に於て英國に不利益であるを斷言し得られる。南阿戰爭に於ける佛蘭西、獨逸の輿論を見れば思ひ半ばに過ぐるものがある。米佛の兩國は傳統的に親交の間柄であり、獨逸は最も大なる敵國として英國を視るべく、米國內には獨逸人の子孫が多いことも、獨逸國民の同情が米國に傾くべきは當然である。

又英帝國內部にあつても、加奈陀の如き二百五十萬の佛國民の子孫を包含し、南阿聯合の如く白人種の過半数は和蘭人の子孫であつて、英國に對し好感情を有せぬものであり、愛蘭自由國の如く傳統的に英國民に對し憎惡敵對の念燃ゆる如きものある間に、強敵合衆國に對し、帝國內の共同一致を求めることは蓋し至難の事業であらう。

各僚邦の地位

故に斯る關係にある以上、英帝國側よりして干戈に訴へる如き手段に出ることは想像だもし難きことであるから、兩國が軍備競争に従事する如きことは殆んど無意味であり、文明の爲めにも取らない處である。唯兩國共に體面論よりして、且つは軍備の微弱なることが對手方をして國際政策上乘せしめる機會を與へると云ふ懸念よりしてゼネヴァに於ける軍縮會議の失敗を見たる大原因をなして居るものと見るべきである。(此點は保守黨の政治家に責任なしと云ふ能はずして、其爲めにセシル卿の辭職を見るに至つた。)

日本海軍

英帝國の國防上の他の有力な想定敵は我海軍力である。濠洲、新西蘭、及び印度に對する我海軍力の脅威が、英帝國を驅つて新嘉坡の海軍根據地設置に着手せしめた事は論を俟たない事實である。我主力艦隊にして四千哩の遠距離にある濠洲を襲撃した場合には、新嘉坡を根據地とせる英帝國の有力な艦隊は其虚に乗じ三千哩の距離にある我本土を襲撃することも出来れば、又四千哩の距離にある濠洲の救護に赴くことも出来る譯である。然し乍ら今日の海軍力を基礎として立論すれば、英帝國の海軍は少くとも其六割を割きて極東に集中するを要し、地中海其他には僅かに其四割以下を余すのみとなるから、英米戦争の場合と同様、歐洲方面に對する聲威に缺けるを免れ難い。少くとも歐洲の列強との完全な諒解が無ければ、極東方面に事端を醸す如き結果を生ぜ

しめることは、英帝國としては一個の冒險的政策たるを免れない。其上前述の如く面積狭小な新嘉坡に主力艦隊を集中する如き陸上の設備、例へば軍需品、食糧の倉庫、造船工場等に於て大設備を要し、且つ本國との交通線を維持することは容易で無く、多大の經費を伴ふ事業であつて、現在の海運業を以てしては不足であるかも知れないと云はれて居る。

尤も現在の計畫の如きは、斯る目的の下に實行されるものでは無く、極めて小規模の根據地に對する設計であり、僅かに主力艦の入渠修繕、食糧の貯藏に供する程度に過ぎないのであるから我國に於ける一部論者の好んで騒ぎ立てる如きものではないのである。若し此計劃に藉口して、海軍擴張の議論に用立てるのなら格別、然らざる限り我國にとつても、利害關係さまで大ならずとは我海軍部内に於ける議論であると稱されて居る。

日英關係

英帝國對日本の國防關係を云爲するものの看過し難き點は米國の態度である。日英戦争の場合ありと假定して、日本の海軍が濠洲、新西蘭を襲ひ、若くは其安全を脅かし得たりとして、此行動を米國の輿論が黙過し得るかは一火疑問である。卒直に云へば此場合は米國をして武力干渉に出でしめるものと斷言し得る。米國の輿論は、複雑であつて、其國民を組成する愛蘭系、獨逸系、南歐系が英國民に對し、多大の反感を抱いて居る爲めに、米國の輿論は常に反英的であることに

は確定的であると云つて秋毫も誤謬はないが、然し英帝國を組成して他の分子たる加奈陀や、濠洲、新西蘭に對しての悪感情は全然無いのであることを忘れてはならない。是等の舊植民地は米國の文明、流行、嗜好を多大に取り入れて居るのであり、均しく植民地たり、新開國たる點に於て共通のものを多量に有して居る。其國民は共に新進氣鋭で、粗野で、單純で、ザツクバランで然も眞面目であり、英本國民の典雅で、重厚で、シンネリムツツリたると大反對を爲して居る。それであるから米國の太平洋艦隊は大戦後濠洲、新西蘭に廻航して大歓迎を受けたのであるが、此廻航を以て尋常一様の事件なりとするは不可である。

形勢斯くの如くであるから、太平洋に於ける海軍力の比較を爲すものは、表面の噸數をのみ見るの甚だしき誤謬であることを覺るべく、日英間に海軍擴張競争を爲す如き愚學を避くべきである。殊に人種問題の如き根本問題を外にしては、日英、及び日米間に惹起さるべき紛議の種は無いのであるから、三國協力して國際平和の障害たる軍備擴張の趨勢を阻止し、更に進んでこれが縮少を計るに努力することは三國の當然の責任と云はねばならない。

英帝國の陸上防備は印度帝國及び之れと近接せる地方の防備に限られて居ると云つてよい。此問題は後に印度の軍政改革を述べる際に一言する。

英帝國國防上の常設機關として帝國國防委員會なる常設機關が戦前より設けられ、英帝國全體の國防に關する顧問となつて居るが、一九二六年の帝國會議の結果、英帝國全體の將校を養成する大學が設けられ、又印度人出身の將校をもサンダーストの陸軍大學に入學せしめることとなつた。

第九章 印度の政治改革

一、印度を知る根本知識

歐洲大戰が英帝國の組織に及ぼした最も顯著な影響は印度帝國が濠洲、加奈陀と共に、英帝國内に於て平等の地位を獲得し、國際聯盟の一員となり、久しく拒絶されて居た憲法政治を獲得したことであつた。無論與へられた自治權の範圍は制限されたものであるが、印度人の爲めの印度なる原則だけは完全に認められたものであつて、此新たな政權の運用に同國民が成功し得るや否やは、頗る興味ある問題である。憲法政治なる形式は日本人、支那人と同様印度人が泰西文明より借用したものであつて、東洋傳來の政治組織で無い點に於て、此運用如何を觀察することは吾人に特種の興味を惹起せしめる。

然し印度の政治組織を理解する以前に、印度特種の状態を知らなければならぬ。何人も知る如く、印度は歐洲人が主として貿易の爲めに、其港灣に來航し、之れを占領し、次で英人によつ

印度の歴史

て統治される迄は、國內は幾多の領主によつて分裂され、其最大なモーグル王朝も腐敗の極に達して居た。而して久しき間西北方より侵入し來る民族の爲めに征服され、掠奪され、殺戮され、人民の生命財産は常に不安を免れなかつたのであつた。之れは印度史上根本の事實である。

第二の根本事實は言語、人種が不統一であることである。今日印度人共通の言語は英語であつて、之れで無ければ、印度人相互の思想を交換することが出来ない。又最も有力な人種たるブラマン族も全人口の少部分を占めるに過ぎないこと、此ブラマン族を中心とするヒンヅー教とマホメツド教を奉ずる七千萬人との間には宗教上思想上の根本的相違があつて兩者相對峙し、調和する見込がないことである。

統計の示す處によると、印度帝國を通じ、二百二十二種の地方語が通用されて居るが、之れを分類すれば十三種であつて、此言語を使用するもの數は西部ヒンデイ語を語るもの九千六百七十萬、ベンガリ四千九百萬より下つて、マラーヤラン語の七百四十萬、ラハング語の五百六十萬に至る。又人種はトルコ・イラニアン、インド・アリアン、スキト・ドラヴィアン、ヒンドスタニ、モンゴロ・ドラヴィアン、モンゴロイド、ドラヴィアンの七つに大別されて居る。階級制度を區別すると、シエイワに屬するもの三千三百萬、ブラマンに屬するもの千四百萬、チャマールに屬する

キヤースト制度

ヒンヅー教

もの千百萬、ラヤプトに屬するもの九百七十萬、ブルミーズに屬するもの八百五十萬、アヒールに屬するもの九百萬、ジャツトに屬するもの七百三十萬、マラツタに屬するもの六百五十萬、其他六十種は總て百萬以上の所屬者を有して居るが、此外最下級の人民にしてキヤースト以外に置かれるもの數は五千五百萬乃至六千萬人に達して居る。此最下級民はキヤーストに屬するもの同一の道の歩行すら排斥され、我國に於ける特種部落に數百倍する人道悲惨なる地位に置かれて居るものである。宗教上最も多數を占めて居るものはヒンヅー（波羅門教）で二億千六百萬、之れに亞ぐもの佛教千百五十萬、マホメツド教六千八百七十萬、シク三百二十萬、基督教四百七十萬、原始的宗教に屬するもの九百七十五萬である。（註一）ブラマン族は歐洲人と其根源を一にして居るアリアン人種に屬するもので波羅門なる汎神教を奉じ、歴史以前中央亞細亞から印度に侵入し、土着の劣等人種を征服し、其宗教を普及したのであつた。此宗教の特長は其祠祭者たるブラマン族の優越權を主張することであつて、絶對的に他の種族との結婚を禁じ、其民族の純潔を維持し、他の民族のものと食事を共にすることを禁じ、動物を崇拜し、殊に牛の屠殺を禁じ、肉食を主張してることである。所謂「キヤースト」制度なるものは此民族保存の必要から生れ出でたものである。

印度に特有なキヤースト制度なるものはブラマン族の社會の特産物であるが、今日の印度には約二千以上のキヤーストがあり、同一のキヤーストに屬するもので無ければ、食事を共にし、結婚を行はないのであるから、立憲政治の基礎たる平等の思想と根本的に於て相容れないものである。此キヤーストの中心はヒンヅー教の祭祠を掌るブラマン族の僧侶であるが、同一のキヤーストに屬するもの必ずしも同一の職業を有する譯では無い、但しブラマン族は文字ある社會であることから、今日印度に於て最も勢力ある人種である。

非好戰的
人種

此種族の他の特長は好戰的でないことである。宗教的であることと非戰的である點はアリアン人種の一派たるセミチック即ち猶太人と相似たるものがある。彼等は印度に於ける優等人種であつたにも拘はらず、武力を以て印度を統一し、又は他人種他宗教の侵略を防ぐことをしなかつたのみならず、彼等は此侵略した人種の下に官吏として其統治を補佐したのであつた。

知識階級
の出現

彼等が文字ある階級たることは英人の印度統治上非常に役に立つた。英人は彼等に西歐文明を教へ、これを指導し、久しき間下級官吏として使役したのである。印度人中卒先してブラマン族が英語を習得し、泰西の政治經濟其他の科學を學んだ點は、支那人中廣東人の地位と能く似たものがある。英國統治後印度人の立身出世の路は英人に接近することにあつた結果として、カルカ

ッタ其他に於ける大學は是等ブラマン族の子弟によつて充満し、彼等の優秀なものは英人の指導の下に印度政府の官吏となつたのであるが、大學教育の發達すると共に、政府の要求する官吏の數には制限あり、到底大學卒業生の大部分を收容し切れなくなつた。此收容に洩れたもの一部は、英國法の下に組織された司法制度の布かれた爲めに、辯護士となり、更に進んでは新聞記者となつたが、之れ以外のものは所謂知識階級として一個の不平社會を現出せしめたのである。此教育過重の弊は今日の我國に於ける状態と似たるものがある。印度の自治運動、獨立運動は此知識階級によつて起されたもので、今日印度に立憲政治の布かれたことは、結果から見れば、彼等の運動の成功せるものであつた。

此大學教育が印度人の實際生活に如何に重要であるかは、大學の卒業試験に失敗せる印度人が其名刺に失敗法學士の肩書を附してゐるもののあることを以て諒解出来るとは印度の現状を批評せるもの常口にする所である。それは兎も角として英國の統治者が印度人教育の大方針を確立した當時に於て、彼等は英國の制度文物を印度人に移植することを以て目的としたことから見れば、今日の結果は意外とするに足らないのである。印度の教育ある青年は英人の如く英語を解し其政治文學を解するに努力し、從て政治思想に於ても、英人の行つた所を行はんとせるものであ

る。唯問題は今日の印度人が其本來の文明の産物でない立憲政治を首尾能く運用する能力ありや、其國民の大部分が無學にして立憲政治の何ものたるかを解し得ない時に、複雑微妙の政治機關たる憲法政治を彼等の手に委ねることが、果して印度全體の統治上得策なりや如何と云ふことにあつて。此點に於ては印度の政治問題は獨り印度の問題たるに止まらず、東洋全體の問題と云つても決して過言ではない。何人も我立憲政治の運用が成功しつゝありとは云ひ得まい。況んや支那に於ける立憲政治は慘憺たる失敗であつた。支那に於ける政治上の實際は專制政治であつた清朝の末路よりも寧ろ哀れなものがある。支那と同様人種言語の複雑し、且つ人民の多數に文字なく、政治思想の缺乏せる印度に於て、立憲政治の完全なる發達は寧ろ疑問なりと見た方が安全なる觀察であるかも知れないのである。

印度の政治運動の中心たるアリアン族が好戰的人種でないことは前述した通りである。彼等は肉食の結果であるか、又は熱帯に居住せる爲めか、強壯なる身體を有して居ない。従て印度の防備には直接に貢獻する所なきものである。將來軍備の撤廢され、國內の秩序が兵力無くして維持される時代の到來せざる限り、國防問題は政治上の重要問題を占めることに相違はあるまい、英人は印度の統治上、政治上はブラマン族を使役したが、其軍隊を組織するに當つては、他の人種

好戰的人種

に依頼せざるを得なかつた。此人種は何時かの時代に北方の氣候寒冷、土地礮礮、物資缺乏した地方から、侵入土着し來つたものであつて、印度にあつても比較的温帯地方に居住せるものである。即ち夏季酷熱である代りに、冬季寒氣峻烈であることは、自然精神を緊張せしめ、其四肢を發達せしめる効果ある。此地方民は従て體力強健、皮膚もベンガル其他に居住せるブラマン族其他の種族の如く暗黒ではないと稱されて居る。

印度の軍

印度の國防上の中堅は云ふまでも無く、英本國の軍隊である。印度の叛亂以來、印度の防備を全然印度人に依頼するの危険を見た英國政府は、爾來此方針を棄て得ないのであるが、下級士官及び兵卒の大多數を占める印度軍の編成に當つて、當局者の使役する印度人は印度の北方パンチヤブに居住するシクである。シクはヒンヅー教より別派を立てた一個の宗教であるが、此宗教に屬するものは好戰的人種であり、歐洲大戰中顯著な働き振りを見せた。それから各種の人種から成るモハメダン宗徒も詭向の軍人であつて、古來征服者に重用された丈けに、大戰に貢獻した。騎兵としてモハメダンは東洋人種中優越せる技術を有すと稱される。グルカは支那民族に屬するネパール人で古來印度軍隊中重きを爲して居る。上海香港に見受ける印度巡査は多くこのグルカである。ラヤブタナ地方ユナイテッド・プロビンセス及びウード地方に居住せるラヤブトも古來

好戦人種として知られ、ブラマン族によつて建てられた國家の軍隊として使役されたのも此人種であつた。其他ガルワリス、ヤツツ、ドグラスの如き、マハラツタ帝國の軍隊の中堅を爲して居たマハラツタの如き悉く印度軍の一部を爲し、互に歐洲大戰に於ける戦功を誇つて居るのであるが、ブラマン族は毫も與る所なきものである。

是等の人種が軍人としての特長を有することは、同時に彼等が政治家としての特長に於て缺けて居ることを意味する。之れと反對にブラマン族が政治家として特長あることは、議會政治に於て彼等が常に優越な地位に置かれ、政權を收め他の民族に不利益を齎らす危険ありとされて居る所である。而して最も不利益の立場にあるものは、平生相反目せるモハマダンである。彼等は單に口舌の徒であるブラマンの爲めに統治されることを喜ばないのである。(註二)

二、スワラヂ運動

政治的自覺

印度に於ける自由開放運動は、日本支那に於ける運動と同様、西歐文明の咀嚼理解から來て居る。純然たる英國流の教育を受けた印度の青年が、歐洲の近世史を支配して居る民族獨立の運動即ち獨逸、伊太利、白耳義の建國より、希臘、羅馬尼、ブルガリア、セルビア等が土耳其の覇

を脱却した歴史を見、顧みて自國の狀態に直面した時、印度獨立自治を絶叫したのは極めて當然であつたと思はれる。然し彼等をして眞に自覺せしめた動機は日本の勃興、殊に日露戦役に於ける日本の大捷であつたとは、英國の評論家の一致した觀察である。世界の形勢は此戦役を以て一轉化の時期を劃したのであつて、コロンバス以來白人東漸の潮流は此時を以て阻止され、茲に東洋民族に強大な刺戟を與へた。支那、印度、埃及に於ける民族的自覺は、若し日本の勃興なる事實が、彼等に白人種の絶對優越なるものに非ざることを教へなかつたならば、或は起り得なかつたかも知れない。印度に於ける英人の賞讃すべき統治、英國官吏の行動は殊に印度人に對し、異人種の優越の印象を二百年間刻まして居たのであるから、白人たる露國、常に印度の西北邊の平和を脅かしつゝある強國が蕞爾たる小國民日本の爲めに惨敗の憂目を見せられたことは、甚大な精神的影響を與へたのであつた。如何なる缺點を持つて居るにせよ、精神的文明に於ては印度は西歐文明に劣るものではない。物質的文明に於ては、印度は無論劣つて居るが、日本の如く之れを採用し咀嚼すれば良いのである。殊に英人は印度の軍隊を使役して支那、スーダンの戦役に使役して居るのであるが、若し印度人にて英人の旗下に走ることを拒絶すれば、英國たるもの果して今日の帝國を維持し得るや如何とは印度人の胸裏に湧いた第一の疑問であつた。

國民會議
の組織

一八八六年にボンベイで印度國民會議が始めて開催され、主として歐洲で教育を受けた印度人の代表者が集合した。此會議の目的は印度人の利益を保護し増進するにあり、殊に政治上の希望を貫徹する爲めに、印度人全般の一致團結を計るにあつた。此會議の組織は印度の國民主義の運動の一時期を爲したものと云ひ得る。此會議は印度人の知識階級の不平を吐露する機關であつて爾來毎年一回召集されることとなつた。前述の如く此知識階級は印度政府が下級官吏養成の機關として設立した大學の産物たること、我帝國大學の制度と同様であつた。彼等の不平の第一は官廳の上級の地位が英人によつて占有されて居り、是等英人は英人たる故を以て高給を貪り、退職後は莫大な恩給を貪り、安樂な生活を營んで居ることであつた。上は印度總督各州知事、司令長官より下級官吏、士官に至る迄、印度の國庫から英國人の受取る俸給、恩給は實に莫大の額に達して居るが、是等は印度人が收めて居る租税であること勿論である。尤も此優遇な地位を與へられて居るが爲めに、英國人は其最も優秀な子弟を印度に送り、過去に於て立派な治績を挙げしめたのであり、今日英國の社會にはアングロ・インド家族なるものがあつて、英國全體としては、英國の議會の印度に關する討論に表はれてる如く比較的冷淡ではあるにも拘はらず、印度の事情に精通してゐるものが多い。貴族社會、其姻戚等英國の名家には其祖先が印度に於て文武の勳功を

英人統治
に對する
不平

挙げたものが多い。従て彼等は傳統的にも印度及び印度人に對し理解力を持つて居るのである。又英國人の如く至る所世界に亘つて旅行し、居住し、之れと利害關係を有して居る國民は他に無いが、別して印度の經濟、金融等は總て英國人の投資關係してゐる所であるだけ、英國人の印度に關する利害關係は甚大なるものがあり、従て彼等は印度の國情に對し無關係である譯には行かないのである。然し印度人の立場から見れば、英國の印度に對する利害關係の甚大であるだけ、英人が自家の利益の爲めに印度を支配するものであつて、それだけ印度及び印度人に對し不利益であるとの自覺が年と共に増大し來つたのも亦自然であつた。印度政府が印度に勃興しつゝあつた綿花工業の産物に對し消費税を課し、輸入品の税率と同一にした如き、明瞭にランカシアの同業者を間接に保護したものととして、中外共に批難を蒙つた如き其最も著しき列證である。今日コーンウォールの錫鑛業を保護するが爲めにマレー半島の錫の輸出品に輸出税を課して居る如きも一個の本國本位の政策たるを免れない。況んや印度人の教育の進歩と共に、印度政府の使つて居る下級官吏の地位は英人と同様教育ある印度人が取つて代つても毫も差問なきのみならず、印度の國情に通曉せること英人に勝る地位にある印度人の方が、立派な成績を挙げ得べしと印度人が確信し出したのも當然であつた。

英人官吏の素質

更に進んで今日の英國官吏は昔日の先輩の如く優秀なもので無くして、其素質低下せりとの批難が下されぬでも無い。往昔印度に赴いた英國の青年は眞剣であつた。クライヴ其他印度で勳功を擧げた英雄は一介の貧困階級より身を起し、一生を印度の發展の爲めに捧げたものであつて、印度人の表裏得失を印度人よりも詳しく諒解して居た。然るに今日の英國人は國富み、上下共に安樂なる生活を爲し得る所謂爛熟時代にあるから、昔日先輩の如き熱心を缺いて居る。數十年前迄は交通不便である爲めに、官吏と雖も其長期に亘る休暇を印度に送つて居た。それだけ印度人と接觸し、印度の國情に通曉して居たのであるが、今日交通開けた爲めに、英國官吏にして其休暇を本國に送らざるものは稀である。それだけ印度の國情に迂遠たるを免れなくなつて來た。殊に知事の地位は英國の政黨の幹事長と云ふ劇職を永年勤めた故を以て與へられると云ふ惡弊は最近に於て起つて來た。

斯くの如く時勢の變遷は是等知識階級をして印度の現状に對する不平となり、先づ其不平は大學生の政治運動として表現し來つた。此點は支那の状態と相似たるものがある。支那と同様、印度の改革運動には學生が急先鋒となり、其指導者の煽動に従ひ、或は示威運動を行ひ、或は露國の虛無黨の如く暗殺團の組織となり、(日本に於ては最近に至る迄學生の政治運動の起らなかつた

ことは、行政上の取締の嚴重であつた爲めと、學生の就職の容易であつたことが主要な原因を爲して居ると思はれるが、此點に於ては印度、支那の國情と至大の相違である)年少客氣、熱帶特有の狂熱的態度を發揮したのであつた。

印度自治の要求

此運動の目的はスワヂシの名の下に英國よりの輸入品をボイコットせよと絶叫した位のものであり、且つ國民會議も極端な説を主張するものと、溫和派に分離し、單に壓迫された國民の不平を一時的に爆發する位の程度に止まつたが、一九〇六年、即ち日露戰役終了の翌年に於て國民會議は一個の決議案を通過し、英帝國內の他の僚邦が享受してゐる自治の特權を印度にも適用せよとの政治的目標を掲げてから、茲に全印度の知識階級の意見の一致を見るに至つた。之れと同時に七千の信徒を有する回教徒の指導者も別に回教徒聯盟を組織して、ヒンヅー教徒に對抗し、其政治的、社會的、宗教的の目的を達すべく努力し始めたのであつた。

英國政府の態度

此政治運動に對する印度政府並に英國政府の態度は我國の政治運動に對する當局者の態度に髣髴たるものがある。但し我國の場合では政權の擴張を要求するものも、現在政權を掌握するものも同一の國民であつて、維新の歴史が單に其政權の所在を偏重せしめたに過ぎなかつた。即ち維新の歴史が主として薩長兩藩の人物によつて成就された關係上、薩長自身の政治家が永く政權を

維持したに過ぎなかつた。所が印度の場合では政權は全然人種宗教を異にした英人の手に握られて居る。のみならず、政權の擴張を要求する印度人の過去に於ける政治的成績は歴史の示す如く頗る不良であつた。英人の統治する以前の印度は宗教上印度の社會がブラマンによつて統一され之れに對立して回教徒と兩々相反目し、紛争を事とした以外に多くの治績を残して居ない。從て印度人に政治的能力ありやとは何人も疑問とし、又しつゝある所のものである。且つ政治運動者の多くは辯護士出身及び學生であつて、全印度を代表するものとは云ひ難い。而して此辯護士出身の多くはブラマン族であつて、此種族は社會的には他の印度人種に對し、印度以外に例を求め難いキヤーストの下に極端なる排外的、壓迫的、非調和的態度を執つて居る。此態度は彼等が教育せられ、襲用しつゝある自由、四民平等の民主思想と根本的に相容れざるものである。若し政權を彼等の要求する如く與ふるに於ては、政權は是等ブラマン族、殊に辯護士階級に壟斷せられ、他の人種、キヤーストに屬するものは此階級の下に抑壓を蒙るに至るべしとは英人の最も憂ふる所であつた。ブラマン族は最初から英人に接近して居る爲めに、英語に習熟して居るが、印度の文化は必ずしも英語を解すると否とによつて判斷さるべきもので無い。印度特有の學問に通曉せるものであつて、知識階級に屬すべきものは、此政治運動に参加せず、政權の擴張を要求して居

ない。是を以て所謂政權擴張を名として街頭に絶叫し、徒らに喧騒を極めて居るものは印度人全體の聲ではないとは一部の英人の間に唱へられた所のものであつた。(註三)

斯かる状態の下にあつて、印度に自治制を布くなどの考は、英國當局者の念頭に起り得なかつた所のものであるかの如く思はれる。モーレー卿の如き民主主義の信仰者も印度事務大臣の職にあつて、印度人の政治運動者の意見を聞き、且つ印度に於ける經驗者の意見を聞いた後は、モーレー・ミントー改革案を決定するに當つて、左の如き意見を決定するに至つた。彼は印度總督ミントー伯に答へた書翰に於て、次の如く述べて居る。

西歐で使用される意義に於て、印度に代議政治を敷くべしと印度政府は主張するもので無いとの閣下の意見は當方に於て期待した以上ではありませぬ。歐洲に於ける代議政治を最も強烈に主張するものも、印度に於ける經驗からして、閣下の云はれてる通り、「代議政治は印度帝國の人口を組織して多様な人種の本能と一致することが出来ない。其理由の一としては、地方政府を論じた閣下の通牒中に示してある通り「地位のある印度の人士は或は選舉運動を爲すことを嫌ひ、或は劣等なる格式の反對候補と争つて敗戦の屈辱を冒す危険を顧みて、立候補することを敢てしない」閣下の政府の意のある所は歐洲流の代議政治を印度の地に移植せんとする意

モーレー卿の意見

志若くは希望を排すると同時に「教育社會の自然的渴望を認めて、其國の政治に參與せしめる爲めに」現存せる機關を改良し、又は新たな機關を發見するにあるが、此計劃たる陛下の政府の満腔の一致を表する所である。

ホワイトホール（英國政府所在地）にあるものとカルカッタ（當時印度政廳所在地、後にデリーに遷さる）にあるものを問はず、印度統治の方針の指導に當るものの一個の大本とし基調とする所は新たな計畫案が印度の統治權の堅實に及ぼす影響如何を見ることにある。政權を讓與し、渴望を満足せしめるも、改革案にして同時に、印度に於ける平和と秩序と公共の利害の總ての要素の因つて以て立つて居る權威の基礎を強固にするもので無ければ、印度政府にとつては、何の役にも立たない。云々

モーレー卿の意見にも見えてる如く、東洋文明の淵藪ではあるが、專制政治以外に政治的に何等の訓練のない印度人が、西歐文明の産物たる代議政治を巧みに運用し得べしとは英國政府の思考し能はざる所であつた。然し教育人士の渴望不平が不道理であるにせよ、道理あるにせよ、之れを無視することの結果は、直ちに民衆の煽動となり、地方の騒亂、暗殺團の計劃、秘密結社となり、軍隊警官の發動となり、茲に爲政者として好ましからぬ現象に直面しなければならぬ。

政治運動
者と宗教
心

此種の事件は頻發しつゝあつたのである。印度の政治運動者の持つて居る強大な武器は人民の強烈な宗教心に訴へることであつて、日本にも、支那にも、埃及にも、又土耳其にも例のないことである。是等の國にも此宗教心に訴へたことは多少の程度に於てあつた。然し何れも其反響は微弱であつた。宗教心の最も強烈である土耳其に於てさへ、回教の大本山たるサルタンは弊履の如く路傍に棄てられ、宗教と政治は明白に分離して居る。西歐文明の教育を受けた日本の新時代は神教、佛教、儒教を放擲して顧みんともしない。然るに獨り印度の運動者には今日物質文明の基礎たる自然科学の知識は全然無關係なるものの如く、印度の古代文化の結晶たる精神的文明の西歐文化に優越せる所以を高調して、民衆に訴へ、之れを煽動するに成功して居る。彼等が民衆に訴ふる場所は多數の衆合する寺院であつて、政治上の得失を訴へるよりも、其宗教心に訴へる方が便宜であること、且つ多數の民衆は無教育であつて、西歐文明も、自然科学も何等直接接觸することなき事情も、知識階級をして印度人の自負心を利用せしめる所以であるかも知れない。然しチラツクを始めとし、ガンデーに至る迄、改革運動の首領は悉く此方針に出で、且つ成功を収めて居たのであつた。而して是等の煽動するや、印度人の自負心は其熱烈な宗教心に投合して、騒亂起り、流血の慘事を繰返したのであつた。

斯る事情に處するには、如何なる政府と雖も、頑強な態度を執るを許さない。そこで英國政府の執つた態度は漸進的であつて、一步一步政權の一部分に印度人を參與せしめ、其政治的渴望を醫すること、知識階級の不平の爆發を言論的機關たる立法機關の形式で、自由に行はしめる方法を執つたのである。モーレー・ミントー改革案の如きはそれであつた。此案の内容を説明するは本書の紙幅の許す所でないが、其骨子は行政權を完全に英人の手に維持し乍ら、其一部の椅子に印度人を任命し、且つ兎も角も形式的に立法機關を設置して、之れに若干の印度人を割込ませしめることにあつたが、無論印度の知識階級の満足すべきものではなかつた。而して失望の意志表示は一九一二年印度總督ハーチング卿が東洋的の偉風と華美に満ちた就任式の行列中、路傍の家屋中より投ぜられた爆彈となつた。

三、歐洲大戦と印度の努力

聯合國の
旗印

然し印度の政權運動者にとつて最大の機會を與へられたものは歐洲大戦であつた。戦争の發端が中歐帝國側にあるにせよ、聯合國側にあるにせよ、聯合國側、殊に英國の政治家が其國論を統一し、人事資源の限りを盡し、敵に當るには、自國側は正義の爲めに戦ふのであつて、聯合國に

して敗戦するに於ては、聯合國の政治社會の根本たる民主主義の政治組織は破壊され、獨逸帝國に依つて立つ所の專制政治の勝利に歸し、國民の自由は蹂躪さるべしと云ふことを中外に聲明し國民の戰鬪心を鼓吹し、中立國民の同情を求めることにあつた。英國が大戦に参加した直接の原因は白耳義の中立が獨逸軍によつて理由なくして蹂躪されたる爲めであり、白耳義の獨立維持は英國の傳統的政策であつたこと勿論である。此政治的旗印は結果に於て大成功であつて、遲蒔き乍ら躊躇した合衆國の大戦参加も此『民族自決』の旗印があつた爲めである。即ち聯合國の戦ふ所以は此民族自決であつて、歐洲の近世史を支配した國民主義の擁護であつたのであつた。然し英國は素より米國の政治家が此主義を絶叫高調するに當つて、彼等が白耳義其他白人種の境遇以外異人種の地位に想倒したか疑問である。理論的に異人種の地位に想倒したとしても、感情的に彼等の唱導した主義なるものは、白人種の社會、若くは基督教徒の社會であつて、回教徒、若くはヒンヅー教徒の異人種にも無制限に其主義が及ぶべきものとは恐らく思考しなかつたと推測される。

然し乍ら土耳其人、埃及人、印度人にとつては此主義は白耳義の獨立、波蘭國家の建設と同様重大であつた。彼等の國民運動が此主義の高調の爲めに至大の刺戟を受けたことは想像するに難

くない。民族自決主義が白耳義や、波蘭に適用さるべきものならば、埃及にも、印度にも等しく適用さるべきものであるとは、現在他國人の覇畔の下にある人種の一擧に叫んだ所のものであつた。此要求に對しては主義として英國の政治家が拒絶すべき口實を有さないものであつた。

獨り之れ許りで無く、英國の政治家が印度に對し、甚大の同情と感謝を拂ふべき理由があつた。それは大戦に於ける印度の努力貢獻である、印度は英人の統治にある以上は、印度人の好むと好まざるとに關らず、其廣大なる資源が大戦の爲めに閑却さるべき理由は無かつた。然し兎も角も印度は、國內何等の不平なく、其全力を擧げて英帝國の爲めに戦ひ、直接印度政府の統治の下に置かれてない印度の諸侯も印度政府の要求に應じた。印度は二十四億圓の戦費を支出した。印度の全兵力百四十萬、其中九十萬は外征の師であつて、死傷者の數も莫大に上つた。殊に大戦の當初、英軍が小規模であつて、新募の本國兵、濠洲兵、加奈陀兵の教練が實戦に間に合はなかつた時に於て、グルカ、シクの印度軍隊は氣候風土の全然異つた佛蘭西の戦線に繰り出され、英軍の微弱なる兵力を補充し、勇敢以て獨軍の精銳に當つたのであつた。

『幻影の
新たな角』

民族自決主義に配するに印度人の戦勳を以てしては、英國の政治家が黙々として座視することは、到底爲し得なかつた所であつた。首相アスキス氏が議會に於て將來印度の問題は『幻影の

新たな角度』から見るべきものと陳述したのは一片空虚な御世辭ではなかつたのだ。又一方に於ては印度の知識階級に於ても戦争が久しく續くにつれ前途に不安があり、此機會を逸することの不得策を察するものがあつて、一九一六年末ヒンヅーの國民會議、回教聯盟は共通の目的に到達する上から、從來の反目嫉視を一時的に放擲して、同じ週間に、場所こそ異なれ、ルクナウ市に集會を開き、憲法改革の同一建議をなし、一種の示威運動を試みた。兩教徒の一致と云ふことは印度の歴史上の一大事件たるは云ふまでも無い。所謂人心恟々であつて、此まゝで推移するに於ては或は叛亂が起るか、或は陰謀となるか、何人も豫測し難い形勢となつた。英國の方針が從來の專制を維持するのであるか、又は此際知識階級の要求に對應すべき手段に出るか、日常印度人に接し、直接治安の維持に當つて居る英人官吏の立場は實際困難となつて來たので、本國の大方針如何を知ることが、彼等として最も必要のこととなつたので、印度政府は本國政府の態度決定を内々要求するに至つたと傳へられる。(註四)英國としては戦局の前途が不明であつて、印度の内紛を未然に防止し、之れをして積極的に戦争に努力させることが焦眉の急務であつた。斯る形勢の下に英國政府の執つた政策は印度の代表者を英帝國會議に参加せしめることであつた。是れまゝの帝國會議は白人種の會合であり、自治國家の機關であつたが、茲に至り英帝國の全體の

政治機關となり、面目を一新することとなつた。印度の國民主義的政治運動が漸次勢力を加へ來ると共に印度政府の態度も、從來の如く英本國人の利益の爲めに統治する方針を維持することは出来なくなり、他の自治領に於ける印度人の對遇問題等に對しては、印度人の利益を主張することに其態度を改めて居たのだが、茲に至り形式上印度は英帝國の政治組織上の一分子として他の自治領と同様、僚邦たる地位を占めることとなつた。之れは印度の政治上一大進歩であつた。多年政治運動に志ざした印度の知識階級の希望が實現される機運は將に開始されんとしたのである。一九一七年八月二十日オースチン・チャンバレン氏に代つて印度事務大臣となつたエドウィン・サミュエル・モンターギユ氏は下院に於て次の如き有名な宣言を爲した。

印度大臣
の宣言

印度政府と全然一致して居る陛下の政府の政策は、英帝國の有力なる一部分としての印度に責任政治を漸次實現する見地からして、行政官廳の各部門に益々印度人を採用し、自治制度の漸進的發達を庶幾するにある。政府は茲に見る所あり、此方針に達する實際的準備を速行すること、而して此準備を爲す前提として最大の急務は本國及び印度に於ける官憲が、腹藏なく非公式の意見を交換するにありと決定した。是に於て陛下の政府は、陛下の勅許の下に、余が總督の招待に應じ、印度に赴き、總督及び印度政府と諸般の事情を討議し、總督と共に地方政府の改

革案を攻究し、總督と共に、各代表團體の意見を聴かしめることとなつた。余は此政策は一步一步順序をふみて完成さるべきことを附言せんとす。印度の人民の福祉進歩に對し全責任を負ふ英國政府、及び印度政府は各改革案の施行時期及び方法に關する審判者たるべく、改革によりて有用の地位に立つべき人士の協力により、且つ彼等が責任觀念を發揮して、吾人に自治政治に堪へ得るやの信念を與へる範圍に従つて政府の態度を決定すべく、之れが爲めには適當の時期に議會に提出さるべき議案の討論批評に十分なる機會が與へられることになつて居る。(註五)

モンターギユ氏は曩きにモーレー卿の下に印度省の政務次官であり、印度の商業と關係淺からぬ、而して世界の銀相場を支配して居るモンターギユ商會の姻戚である猶太人系の青年政治家であつた。彼は英人特有の印度に對する偏見を持たない公平の立場にあつた。而して聯立内閣に於てロイド・ジョージ氏の下に自由黨に屬して居たことは、彼の見解をして更に自由ならしめたのであつて、彼が四個月の視察、會合、研究の後、一九一八年四月二十二日夏季政廳シムラより印度總督チエラムスフォード卿と共に提出した印度憲法改革に關する報告は實に堂々たる經世的大意見であり、印度の現状を知るものの必讀すべき文獻である。本書に於て三百頁に達する此報告書を紹

介するは不可能事であるが、要するに彼の意見は、印度に對する過去に於ける英國の方針は印度人を英國流に教育して、印度人をして印度を統治せしめることにあつたこと、印度の知識階級は此方針の産物であつて、『今日印度に知識的及び道德的不安あることは吾人の事業に對する批難で無くて、むしろ當然の歸結である。印度の精神が之れに反響する所が無かつたならば、英國の統治も一個の機械的で冷血鐵の如きものと化し去つたに相違ない。』(註六) 知識階級が主として政治に走り、空理空論を喜ぶは賞讃に値しないが、印度の工業が發達したならば、彼等の精力はやがて此方面に轉ずるに相違ないと一部悲觀説を排し、民主主義の深大な信仰者の立場から、改革案の作成を企てんとした。

然し如何なる理想家にせよ、同時に責任ある當局者としては印度の現状を直視しない譯には行かない。過去の政治家が建設した今日の印度帝國、印度全人民の福祉を預つて居る以上は、理想一天張りて押し通す譯には行かなかつた。一九一九年の印度政府法(註七)は一個の案であつて立憲的に何等の訓練なき印度の政治家及國民に、一個の憲法を與へ、代議政治の運用をなさしめた點に於て、世界憲法史上の一大事件である。此改革は立案者が最終的と思惟した譯で無く、一個の試験的のものであつて、印度の國民が之れが運用の成績如何によつては、國民の權利は更に

一九一九年
の印度
政府法

擴張さるべきものであるが、印度が英帝國內に平等の權利を獲得して居る一方、印度の行政權は依然英國政府の掌握する所で、印度人の有する自治權は不完全のものであると云ふ點が、英帝國の他の僚邦との著しき相違點である。即ち加奈陀が一個の獨立國家であると云ふ意味と、印度が獨立國家であると云ふ意味との間には、兩者が齊しく國際聯盟の一員であり乍ら、大なる相違を免れ難い。即ち加奈陀總督は皇帝の代表者で、同國の内政に何等の干渉權を持つて居ないが、印度總督は英國政府の命令の下に行動する印度の最高行政官であつて、議會に對して責任を負ふて居ない、依然たる專制制度である。他の僚邦にあつては議會に多數を制する政黨の首領が政治上の責任者であるが、印度に於ては議會内に於ける政黨の消長と政權とは無關係である。此相違は國際法上印度の地位を曖昧にするものであつて、非常任理事國として加奈陀を迎へる如く、印度を迎へることは、他の聯盟國の首肯し兼ねる所だと思はれる。(註六)

印度人に憲法を與ふの可なりや、印度人は果して立憲政治に堪へ得るや如何の根本問題に關しては、印度を解する英國の評論家、實際政治家の間に悲觀的の議論が起つたのは當然である。然し同時に樂觀論者も少なからずして、サー・コートネー・イルバートの如き、メズトン卿の如き、サー・ヴァレンタイン・チロールの如きは之れに屬して居る。

二種の印

印度に二種ある。一は英領印度であつて、直接英國政府の行政權の範圍に屬するものである。普通印度と稱する場合は此英領印度の外に七千萬の人口を占めて居る印度の諸侯の領土を包含して居るが、英國政府は直接統治權を行使しない代りに、一種の監督權を行使して居る。一九一九年の印度政府法は英領印度に丈け適用されるものである。

英領印度の行政区

英領印度の行政区は九個の地方及び六個の附屬地に分れて居た。九個の地方とは東印度商會の植民地から發展したマドラス、ボンベイ、ベンガルの三州、ユナイテッド・プロビンセス、パンチャブ、プルマ、ビハール・オリサの副知事を置く地方、セントラル・プロビンセス、アサムの長官を置く地方是れである。六個の附屬地とは北西邊境、英領パルチスタン、コールグ、アジュマー、アングマン、デリーで、軍事上其他の理由で特別の行政区を爲して居るものであつた。是等の行政区を管轄するものに、英國の議會に責任を負ふ印度省あり。其代表者たる印度政府があつた。總督は印度政府の最高官憲であつた。知事、副知事、長官等の名稱は歴史的產物に過ぎなかつたが、改革の結果は是れを統一して長官を知事として同一の名稱を與へた。而して同時に

地方分權

從來印度中央政府の仕事であつたものを地方政府に移し、地方政府の權限、義務、責任を重大ならしめた。軍事、外交、稅率及び稅關、鐵道、郵便、電信、所得稅、通貨、貨幣、公債、商業、運漕、民法、其他の件は中央政府の管掌する所であるが、其他の件は總て地方政府の所管とし、權限の曖昧なものは總督をして其所管を決定せしめた。

保留事務と移轉事務

それから地方政府の行政事務を二分して、保留事務と移轉事務に分ち、保留事務は知事の下に皇帝の任命した從來の行政官をして之れに當らしめ、移轉事務は新たに設けられた地方議會に選出された議員の中から、知事が任命して之れに當らしめることとなつた。此保留事務中には、司法、警察、土地稅、及び借地權、森林、灌漑事業、飢饉救濟事務、産業事務、財政、其他若干の事務が包含され、其行政長官は知事の指揮を仰ぎ、印度事務大臣を通じ、英國議會に對し責任を負ふものである。其長官が英人たると印度人たるとを問はず、皇帝の任命する所であつて地方議會に對し責任を負ふ必要はない。移轉事務中には市町村制度、衛生病院、鐵道運河以外の交通事務、農業、消費稅、其他若干の事務が含まれて居て、其責任は直接地方議會に對して負ふべきものである。移轉事務管掌の大臣にして地方議會に信用を失へば、知事は當然之れを辭職させ、議會に信任ありと認められたものをして新たに任命せしめる譯である。

知事の権限

知事は地方政府の最高官吏であつて、保留事務を司る長官は其部下に過ぎないが、移轉事務を司る大臣に對しては其地位は立憲政治に於ける英國の皇帝のそれであつて、形式上からは無責任であるが、此双方の事務は事實上對立を許さず、一個の内閣の政務と同様であつて、兩者の調和が完全に保たれなければ「ダイアーキー」の制度は失敗に歸する譯であるから、新制度に基く知事の地位は決して容易でないのである。

行政長官が二種に分れ、移轉事務を掌管する大臣は地方議會に多數を占める議員から選ばれることは、同議會の信任を失ふた結果は辭職すると云ふ立憲的慣例に従つて、印度政府法が立案されたからであるが、實際の困難は此運用にある。即ち英國の如く選舉制度發達し、政黨の訓練が行き届き、議會内に多數を占むる政黨にして始めて政治上の責任をとると云ふ慣例が出来れば、新制度の運用も困難ではないが、印度に於ける如く立憲政治も、又政黨政治も創業時代に屬し、制其運用の結果如何は全然未知數である場合には、此制度も單に試験的と云ふの外はなく、又試験的の意味の下に制定されたものと見てよいのである。但し地方政務の主要な部分は此保留事務中にあるから、地方議會の爲めに政務の滯滞を見る危険は比較的に少ないのである。

所謂「ダ

此行政事務の二分が所謂「ダイアーキー」と稱せられる所のもので政治上一個の變體である。

「ダイアーキー」の運用

此「ダイアーキー」とは官僚政治家ミルナー卿門下の秀才「ラウンド・テーブル」誌主筆リオネル・カーチスがオックスフォード大學内の一室に印度省の専門家と「如何にすれば印度に自治政治を敷き得べきか、而して漸進的に且つ平和的に發達せしめ得べきか」の大問題を鳩議し、其練りに練つた成案をサー・ウイリアム・デュークが筆を執り、ベンガル州を試験臺として紙上に「ダイアーキー」制度の運用を試みた意見書を起草したものが、起原だと稱されて居る。カーチス氏は「印度の人民に與ふるの書」なる公開狀を發表して、チエルムスフォード・モンターギユ報告書の發表に先ち 印度の知識階級に來るべき改革案の如何なるものかを暗示する處があつた。

「ダイアーキー」即ち專制立憲兩政治思想の双立は政治上の理想ではない。一種の變體であつて過渡時代に處する一個の便法に過ぎない。チエルムスフォード・モンターギユ報告書も此制度を採用するにあつて、百方躊躇の後、他に現狀に充當さるべき良制度なき爲め、已むを得ず之れを採用したのであると辯明に力めて居る。此兩起草者の理想は、將來此地方行政區劃は完全なる自治權を享有せるものとし、此上に一個の中央政府のあること、合衆國の憲法の如からしめるにあつたやうだ。然し現在の印度では英領印度以外に内政上獨立して居る諸侯の國家がある。此國家には一九一九年の改革案が及んで居ない。此國家内の政治改革はそれ自身の發展にまかせる外は

ないのであるから、今日印度全體の問題を総合的に考へることは不可能であるのだ。此行政上の一區劃たる州丈けでも數千萬の人口を包擁して居るのであるから、民主政治の單位としては之れ丈けでも多過ぎる。又一州内の言語も不統一で、議會内の討論にも不便であるから、現在の行政區劃は更に分割され、州の數は増加するかも知れない。

立法機關

印度の政治改革はチエラムスフォード・モンターギユ報告書の示す通りに従つて決定されたが、之れは大體の方針丈けであつて、印度の國情に照らし、選舉法を如何に制定すべきかは、容易ならぬ問題であつた。又中央政府地方政府間の事務管掌の如き重大問題の決定も残されて居た。印度政府對印度省の關係の如き改革を必要とした。之れが爲めにサウスポロー卿を會長とする二個の委員會・クリュー卿を會長とする一個の委員會が組織され、其報告に基き一九一九年末印度政府法の制定を見たのであるが、選舉法の如き細則は之れを命令に委ねることとなつた。即ち各州の立法機關の組織も「ダイアキー」の主義に基き立案されて居る。行政長官は英國議會の流議に従ひ、當然議席を占めて居るが、此外に議員數の二割は政府の任命する所であつて、少くとも七割は國民の直接選舉したものである。而して議員數は各州人口の多少によつて相違はあるが次の如き數となつた。

マドラス州	一二七	内民選	九八
ボンベイ	一一一		八六
ベンガル	一三九		一一三
ユナイテッド・プロヴィンセス	一二三		一〇〇
パンジャブ	九三		七一
ビハール・オリサ	一〇三		七六
セントラル・プロヴィンセス	六八		五三
アッサム	五三		三九
ブルマ (註七)	一〇一		七八

選舉資格者

一九一一年の國勢調査によると英領印度の男子人口の一割一分は兎も角も文字を解するものであつた。女子人口の一分は文字を解すとせられた。であるから全人口に對する男子の文字あるものの比例は六分以下となる。有權資格者は收入一三磅六志八片あるもの、又は家賃二磅八志を拂ふもの、耕作地の地代三磅六志八片を拂ふもの、此半額の地稅を拂ふもの、退職士官、下士官、正規兵に屬したものであつて、總有權者數は前記ブルマを除く八州人口の百分の二・三分の一に當り

約五百萬餘である。今統計を示せば次の如し。

	一九二〇年	一九二三年
マドラス	一、二五八、一五六	一、二八三、九二三
ボンベイ	五四八、四一九	六三〇、四七八
ベンガル	一、〇二一、四一八	一、〇四四、一六六
ユナイテッド・プロヴィンセス	一、三四七、二七八	一、五〇九、一二七
パンジャブ	五〇五、三六一	六二七、五一三
ビハール・オリサ	三二七、五六四	三三八、五〇七
セントラル・プロヴィンセス	一四四、七三七	一五二、五六八
アッサム	二〇三、一九一	二二四、〇六三

選挙方法

次に選出方法は複雑であつて、人種別である。之れは少数である回教徒が多数であるヒンヅに壓迫される危険を防止する爲めである、無論ヒンヅに属するものは大多数であるが、回教、シク教の選出の外に歐洲人、地主、商業會議所、大學をめぐり議席を與へられて居る。今ベンガル州の一例を引用すれば、選出議員の議席百十三名中左の如き割合である。

選挙區の種類

非回教徒	四二
回教徒	三四
歐洲人	三
歐亞混血人	一
地主	五
大學	一
商業及工業	八
合計	九四

此種類に属する選挙區數

選挙區より選出される議員數

非回教徒	四二	四六
回教徒	三四	三九
歐洲人	三	五
歐亞混血人	一	二
地主	五	五
大學	一	一
商業及工業	八	一五
合計	九四	一一三

地方議會の議長は、議會制度の慣例、議事進行の方法に議員をして習熟させる爲めに一九二五年迄は官選であつた。知事は議會の選挙した議長を任命する権限を持つて居り、議席を有しないが何時でも出席して其施政方針を述べることが出来る。

議員の言論の自由等に關する規定は他の立憲國と同様である。新改革は立法部に財政上、其他一般の立法權に大なる権力を與へて居るが、同時に行政權に立法上の権限を保留した。即ち保留

事務に關して立法部が行政部の要求を拒絶した場合には、知事は其拒絶に係はらず、其提案に要する經費を支出し得ることとした。但し移轉事務に關しては其事務長官が立法部出身である點から、該官廳所管の提案は立法部の承認を要することとし、危急の場合には事務の澁滞を防ぐ爲めに、該費目が州内の安寧秩序維持に必要なと思考した場合には、獨斷之れを支出し得る權限を與へて居る。又保留事務に關する法案にして立法部が通過しない場合は、知事が之れに署名することによつて法律となり、中央政府に具陳し、印度皇帝の裁下を経て、其効力を發生することとした。此場合英國政府は英國の議會に通知し、其討議をなさしめなければならぬ。

議員の年限は三個年である。

中央政府の立法部

中央政府の組織には前述の如き「ダイアーキー」の制度は適用せられない。行政部は總督の下に行政長官があつて、英人たると印度人たるとを問はず任命されることになつた。立法部は上下兩院から成つて居る。參議院は六十名を越えざる議員から成り、此中二十六名以下は官選で他の三十四名は民選である。立法會議の議員數は百四十四名、其中百四名は民選で、四十名は官選である。此議員數の増加した場合にも民選官選の比例は保たれることになつて居る。參議院議員の年限は五個年、立法會議の議員の年限は三個年である。各州は左の如き數を中央議

會に選出し得る。

	立法會議	參議院
マドラス	一六	五
ボンベイ	一六	六
ベンガル	一七	六
ユナイテッド・プロヴィンセス	一六	五
パンジャブ	一二	四
ビハール・オリサ	一二	三
セントラル・プロヴィンセス	六	二
アッサム	四	一
ブルマ	四	二
デリー	一	一
合計	一〇四	三四

選舉資格 此百四名の中四七名はヒンズー教、二八名は回教、八名は歐洲人、二名はシク教、六名は地主、

二名は商業、四名はブルマ、一名はベハール、一名はデリー、其他五名は各種の利益を代表せるものであつた。下院議員の選挙資格は六六磅一三志四片の収入あるもの、又は一二磅の家賃又は一年一〇磅の地代又は地租を支拂ふものであつて、其選挙資格は地方議會の場合よりも更に制限されて居る。上院議員の選挙資格に至つては更に制限せられ、或る州に於ては六六六磅の収入あるもの、又は此半額の租税を収むるものたるを要件として居るが、別に行政上の経験あるもの、議員たりしもの、商業會議所の會頭たりしもの、大學教授たりしもの等、社會上の有力者にも選挙権を與へ、參議院をして一種の元老院たらしめる實を擧げんとして居る。

立憲政治は即ち選挙政治であつて、國民の政治知識が進歩し、立法部に選ぶべき其代表者を自己の判断によつて投票し得なければ折角與へられた代議政治、印度の知識階級の求めた新制度の運用は満足に行へるものでない。民智の程度があまりに低い現状は印度に立憲政治を敷くことの無用であるとする論者の主張の根底である。支那の知識階級は立憲政治を要求したが、支那人は選挙の何ものたるかを解せず、結局選挙は無意義に終つた。印度に於ても選挙が果して満足に行され得るかは如何なる樂觀論者にも懸念なしには居れなかつた。又普通の方法では印度の投票者には容易に諒解熟練し難き處があつたかも知れなかつた。そこで案出されたのが、投票用紙に

投票方法

虎だとか、獅子だとか、其他動物の印を繪き其下に候補者の名稱を記し、投票者は唯其端に記號をつければ良い事にした。日本の如き自己の名稱を書き又は候補者の名稱を書き得なければ投票が出来ないと大なる相違である。斯の如き容易な方法を用ひても、選挙の結果は良好では無かつた。それには非協同運動の影響もあつて、ガンデー一派は國民に投票せぬやう百方勧誘する所があつたからであるが、スワラヂストが作戰計劃を變更して、議會選挙に代表者を送るに決した第二回の選挙の時の中央議會に送る代議士選挙に於て、有権者數は百萬に比し、實際の投票者數は十九萬に過ぎぬ不成績であつた。之れを以て見ても印度の選挙制度の運用の前途が容易で無く、英國政府が廣汎な自治権を與へることに躊躇し、漸進的改革の方針を執つてる態度が是認められやう。

總督の権限

總督は兩院の何れの解散、召集、期限の延長を爲す權限を有し、解散後新議院の召集期等に就ては印度總督の命令によつて規定してある。

總督の下にある行政長官は上下兩院の孰れかの議員に任命されるが、同時に兩院の議員に任命されることは出来ない。但し他の議院に出席して、發言を求め得る。

會議の権

會議は財政上の廣汎な監督権を與へられてるが、左の如き制限がある。

四 印度の憲法政治

- 一、國債の利子、減債基金
- 二、法律上に基き要する經費
- 三、官吏の俸給、及び恩給
- 三、高等委員及司法委員の俸給

五、總督の命令により(a)宗教上、(b)政治上、(c)防禦上に分類された經費

豫算案が此制限内にありや否やを決定する権限は總督にある。立法會議は其制限以内の豫算案に對する同意を拒絶し、費目を省減し得る。立法會議の同意を経た豫算案は總督府に提出されるが、總督は立法會議の拒絶した政府提出案にして其責任の遂行上必要だと思つた場合には、其同意により該案が通過したと同様之れが實行を裁下し得る。又總督は上述の規定に拘はらず緊急の場合には英領印度の安寧秩序の維持に必要な經費支出を爲す権限を賦與され、我帝國憲法の與へた行政權よりも更に廣大な権限をもつて居る。

參政院

總督の下には補佐機關として參政院カウンスラーなるものがある。其官吏は皇帝の任命する所であつて、普通總督府を稱して「參政院に於ける總督」なる文字を使用して居る。但し參政院は内閣の如き會議制度では無く、總督の下級官吏であつて、之れを補助するに過ぎないが、立憲國たる英國の慣

例として個人の専制を嫌ふ爲めに斯る制度が維持されたものである。參政院の官吏、即ち參政は行政部門の各長官であつて、印度軍司令官は「非常會員」として此參政院の一員であり、同時に總督府内軍事部の長官である。此外總督府内の行政部門は教育衛生土地、司法、鐵道、商業、宗教、財政、工業勞働、外交の各省に區分され、總督は自ら外交省の事務を擔任して居る。司法部の長官は以前英國で五個年辯護士の經驗ある資格を必要としたのを改めて、期間を十個年とし、印度の高等法院で同様の經驗を積んだものに此資格ありとし、印度人登用の路を開いた。

立法會議の議員中より各行政長官を補佐して、行政事務を習得せしめる參與官の制度も設けられた。

印度省の改革

財政上の著しき變革は、從來印度省の經費は印度事務大臣の俸給を始めとし、印度政府の國庫から支辨されたが、此慣例は印度自治の原則と矛盾すると云ふ理由で、爾後は英國の國庫から支辨されることとなつたことである。又印度事務大臣の下に總督府制と同じく參政院なるものがあつたのを廢止して、印度の政務に對する責任を總督に集中せしめることとした。

五、非協同運動の失敗

以上は印度の憲法制度の大要である。憲法政治の行はれてから僅かに數年を経過したに過ぎない今日、其成功不成功を論斷するは時機尙早を免れないが、今日の處成績甚だ有望だと稱し難いものがある。新改革は印度の知識階級にとつて頗る不満足なものであつた。名は立憲政治と云つても、實權は依然英國政府の掌中にあつて、印度の自治の要求と相去る處多大である。然し乍ら兎も角も立憲政治の道は開かれたのであるから、之れを基礎として漸次印度人の權利を擴張し、實權を其手に收めることは建設的政治家の爲すべき道であつた。英國人は印度人に自治を與へることを決して拒絶して居ない。只印度人は多年專制政治に馴れ、立憲政治の訓練を有しないから之れが運用は經驗を積んだ後で無ければ、失敗に終るべく、印度人に任せて置いては、印度の平和秩序の維持は出来まいと確信して居るのである。立憲政治を完全に獲得した支那が、四分五裂の形勢に陥り、其統一は何年の後であるか、今日何人も見當がつかない實例がある。印度も之れを繰返さないとも限らないのである。印度の知識階級にとつて此際二個の途があつた。其一は英人との協調をとつて與へられた權利を實行することで、其二是之れと反對に全然協調を排斥し、完全な自治獨立を要求することであつた。此點に於ては愛蘭の政局と相似たるものがある。愛蘭の完全な獨立は印度人の要求よりも合理的であつた。此國民は歐洲人であり、英國と殆んど同一

の文明程度、同一の能力を有する點に於て、民族自決の主義上、完全な獨立を與へられない理由は無かつた。彼等は之れを得んが爲めに干戈に訴へて、英國の軍隊警官と戦ふを辭せなかつたのである。英國政府は武力を以て、之れを彈壓することが出来なかつた程、國民の獨立思想と勇氣は旺盛なものがあつた。然し英國として隣國の愛蘭をして獨立せしめることには、國防上至大の不安を免れなかつた。加ふるに北部愛蘭の人民は愛蘭の一部分たることを好まなかつたのである。斯る形勢の下にあつて愛蘭の建設的政治家は英國政府と協調の方針をとり、愛蘭自由國の建設に満足し、今日に至つて居る。尤も完全な獨立を主張するものは此國に多大の勢力を有し、其黨に屬する議員は久しく議會に出席することを拒絶したが、最近に於て其態度を一變した。英人に對する惡感情に於て決して人後に落ちない南阿聯合に於ても、英國との協調を是認する一派と獨立を主張する一派は、對立して二大政黨を形成したが、此黨派は國民的感情を利用して政權を獲得するに成功した後にも、其政綱の第一たる獨立を實行することを敢てしない。即ち愛蘭に於ても、南阿に於ても、建設的政治家の勢力が國民の信頼を得て居る。所が印度に於て其政局を支配したものは、破壊的指導者であつた。之れは印度の立憲政治の前途から見ても多大の損失である。印度の國民會議を指導したガンヂーの主張は全然英人との協調を拒絶するにあつた。彼は印度の

精神的文明が歐洲の物質的文明に優れたことを高調し、英國の羈絆を脱する方法は、之れに對し消極的に協同せざるにありとした。彼の主張によると歐洲の物質文明の産物たる鐵道、電信、電話、醫術の使用をも否認することであつて、其實行は不可能であつた。彼は精神的文明の維持の必要から、國民に英國製の紡績製品の購買をやめよと叫び、自ら手製の木綿を着用したが、一度盲腸炎にかゝるや、英人醫師の手術を受けたと云はれて居る。彼の無抵抗主義は納税の義務を怠れと云ふにありて、一種の消極的反抗を教へるものであつた。其結果は各地不穩の形勢を馴致し、其後一大不祥事件を生ぜしめるに至つた。

一九一七年末以來、印度の形勢は不穩を免れなかつたが、印度政府は非常法として英本國に於けると同様、言論集會取締の治安維持法を發布し、辛うじて治安を維持したが、平和克復後に於ても、此形勢は依然繼續した。殊に最も多く戦役に服したパンジャブ州のシク族は其壯丁中に多數の死傷者を出し、生業に困難を感じたことと、英國が土耳其に對し抑壓の方針をとつたことは、土耳其のサルタンを盟主と仰ぐ回教徒の不平を爆發せしめる上に煽動者に武器を與へたものであつた。ラマン族と反對に、シク族、回教徒は慍悍尙武の人種であるだけ、之れが叛亂不穩は印度の治平上容易ならぬ問題である。而して英人に對する自治要求の共同的目的よりして熱狂的な

印度統治の危機

ヒンヅ、回教徒の指導者は提携し、回教徒は其殿堂に於てヒンヅの指導者をして説教せしめる奇觀を呈したのであつた。二十萬の軍隊と十萬の英人官吏をして三億萬の民衆を統治することは斯る形勢の下にあつては容易で無かつた。第二の叛亂が起り、英人の生命は再び危急に陥りはしないかと此際英人の胸中を支配した心理状態であつた。現に少規模の暴行は時々繰返され、英人は屢々殺害されたのであつた。

印度に於ける不穩状態が果して英人の恐るゝ如き非常手段の採用を必要としたか、否かは、後世に大なる疑問として残るべき問題である。然し廿世紀の初以來、暗殺團の流行を初め、印度の政治運動は險惡の傾向を増加し來つた。殊に露國に過激派が勢力を得てから、其第三共産主義の目的は印度の統治を攪亂する爲めに、印度國境に近き中央亞細亞に印度の青年を教育して、民心の煽動を計らしめることであつた。之れを防止する方法として印度政府は平和回復後、且つ憲法政治實施の大方針を決定したにも拘はらず、印度人の自由を拘束する法律を發布し、行政府に特種な權限を與へたのであつた。ローラツト法なるものは是れである。此惡法はガンヂーの如き眞面目な精神家をして英人の誠意を疑はしめ、反抗の氣勢を揚げしめたと云はれて居る。即ちサチアグラハと稱せられる無抵抗主義は之れを發端として開始された。

英軍隊の
印度人虐
殺

ローラット法は英人の政治的能力失墜の一個の證左であるが、更に之れよりも悲しむべき事件が起つた。不穩の形勢に襲はれて居たベンジャブ州では、治安維持の爲めに集會を禁止されたのであるが、アムリツアル市の空地に數千の群衆集合せりと聞き込んだ駐屯軍の一司令官ダイアール少將は、部下を引率して其場に臨み、其集合が何等の武器を有せず、且つ平和な民衆、然も婦人小兒であるにも拘はらず、無警告に千六百五十發の銃火を浴せ、三百七十九名を屠殺し、千二百名を負傷せしめた。之れは一九一九年四月十三日の事件で上海の五卅事件を數百倍にせる一大罪惡であつた。當時一部の英本國新聞中には此將軍の行動を是認し、印度の英人及び本國人も直ちに就職された同將軍に同情し贖金するものもあつた位であるが、公平なる觀察者中此將軍の狂氣逆上の沙汰を非難せざるは無い。實に英人失政の最大事件であつた。印度人の反感の火に油を澆ぐ効果があつた。此善後策に對する英國政府の處置も怠慢で、遠く英國よりして印度を統治するの不合理なるを證據立てるに過ぎなかつた。(註一〇)

無抵抗主義は英人の失政、並にガンヂーの崇高なる人格と雄辯の感化の爲めに一個の大勢力となつたが、彼が建設的政治家でない一大缺點は、英人に對し一大反省を促した道徳上の効果と、印度の國民精神を高調せしめた外は、多く得る所が無かつた。印度の知識階級、即ち政治運動者

消極的抵
抗主義

の大部分を占めて居る辯護士は、法廷に出席しないことによつて、其生業を失はなければならなかつたし、政府の建てた立派な校舎をすて、非協同派の林間學校に入つた小學生徒は、久しく其不便に耐へることが出来なかつた。

消極的抵抗主義は、愛蘭人や南阿人の如き好戰的性格に缺けて居るベンガル人の執るべき唯一の方法であつたかも知れないが、民心動搖の際、秩序的行動に止まるを許さず、結局は流血の慘事を見るの外無かつた。煽動家としてのガンヂー、回教徒のマホメッド・アリー兄弟は投獄され、首領を失つた消極的抵抗主義、非協同主義は其原動力を失つて、國民會議は老獪な政治家ダス一派とガンヂーの黨與とに分裂した。

前述せる如く印度の憲法なるものは極めて制限された権限を議會に附與してゐるに過ぎない。議會政治家は如何に努力を拂ふも、政權を獲得するの機會を與へられないものであるから、民衆を味方とするの最良の策は政府に反對するにある。此政策は何れの國家にあつても、民衆政治家の執つた方法であつて、政黨内閣成立前の我憲法政治に於て之れを経験し、加奈陀、合衆國其他の政治も之れを経験してゐる所である。印度の立憲政治が同一の道程を徹みつゝあるは敢て奇とするに足らない。而して民衆政治家は常に政府に反對する事によつて其人望と勢力を維持し、之れと

協調することによつて、其勢力人望共に失墜しつゝある。従て實力あり、堅實に英國人と協調を保ち、漸進的に印度の地位を向上せしめんとする穩健派は國民會議に於て少數派たるを免れ難い。然し印度の政局にとつて悲觀すべき現象は、政府對議會の反抗よりも、ヒンヅー教徒と回教徒の反目抗争にある。

六、ヒンヅー教回教間の紛争

印度の平和に對する危險は過去に於て其西北邊境にあつた。印度が何回と無く中央亞細亞より來る慍悍勇敢な人種の侵入を蒙り、殺戮、掠奪、破壊、頽廢の歴史を繰返したことは、茲に説述する迄も無いが、回教徒が侵入土着し、土民を教化するに及んで、ヒンヅー教徒は不斷の脅威を感ずるに至つた。此兩教徒は根本に於て相容れざる宗教を奉じて居る。一方は慍悍にして強健であり、他方は平和で、人口の多數なるに拘はらず虚弱である。一方は偶像を拜し、他は之れを蔑視して居る。然し共に宗教的狂熱に動かされる點に於ては他に比類なきものである。メストーン卿曰く、(註一一)

回教徒とヒンヅー教徒間の紛争は常に公安を攪亂する種となつて居る。十日の中九日迄は此

犬猿音な
らざる兩
教徒

兩社會が兩々平和的に生活出来ない理由は無い。彼等は相携へて仕事し、相共に遊び、双方商買をなし、結婚以外何でもやらないことは無い。然し二個の矢さけびが擧げられるや、其聲と共に、總ての好意は中止され、人民は其異つた宗教の旗印の下に集合する。其一是偶像であつて、他は畜牛である。回教徒は偶像禮拜を馬鹿にし、之れが自分の敬神の儀式の邪魔をするのを怒つて居る。ヒンヅー教徒の祭禮や結婚の騒々しき式禮が其寺院の靜肅を破り、又は或時期に行はれる祈禱の邪魔をする時に、忽ちにして感情爆發し、暴力に訴へることは蓋し稀ではない。更にヒンヅー教に如何なる妥協をも許さない其信仰上の一點は畜牛の神聖と云ふことである。此信仰は畜牛が人類の親友であつた古代から傳へられたのであるが、今日ヒンヅー教徒の農家には畜牛は大切なものとなつて居る。所が故意ではないが、意地悪るくも、北部印度の回教徒は此牛を平氣で殺すのであつて、毎年或る時期には多數殺し、之れを祭壇に供する。他の國では駱駝、羊、野羊も供へられるが、印度では専ら牛が犠牲となるのである。安價だからと云ふ理由もあるが、ヒンヅー教徒が嫌ふから強いてやる傾向が無いでも無い。んな譯で此二個の原因からして兩者の積もり積つた反目の深さを外觀では推測し難い。一再ならず此の爲めに兩者は腕力に訴へて争ひ、其怨恨は後に殘される。兩者間にもゝわかつた連中は此の悪い

事を知つて居るが、一度紛争が起れば、渦中に巻き込まれざるを得ない。

選挙法と
教徒争奪

ヒンヅー教のガンヂーと回教のマホメツド・アリー兄弟が一堂に會し、兩々相提携し、政治改革を叫んだ時は此兩宗教の紛争も、劃期的に絶え、兩者の調和を見るに至るのではないかと思はれぬでも無かつた。兩者の紛争を常に目睹して居た英人にとつては自己の目を疑つた位であつた。然し根本的教儀を異にして居る兩者の表面的調和は永續すべくも無かつた。其寺院にヒンヅー教徒の演説を許した回教徒はやがて、之れが爲めに神聖を冒瀆したことを後悔し始めた。次で中央印度の西マラバルに於けるモブラハ族の回教徒は叛亂を企て、無辜のヒンヅー教徒多數を殺したことは、後者の反感を買つた。回教徒の英國政府に対する不平は其排土耳其政策であつたが、ケマル・パシヤが宗教政治の分離を斷行し、サルタンを驅逐し、ローザンヌ條約締結された後は、回教徒は英國反對の口實を失ひ、回教徒ヒンヅー教徒の關係は既往の如く險惡を呈し、一年間少くとも廿回の騷擾は繰返されることとなつた。此傾向は最近に於て一層甚だしくなつて居る。民主主義の原則に従へば、政權は立法部に過半数を占めたものゝ手に歸し、少數者は其意見に服従しなければならぬ。そこで一個の宗教が他の宗教を壓迫して優越權を得る方法は此過半数を得ることにあるので、此兩教徒は盛んに改宗運動を開始した。之れは印度が立憲政治となつた以後

の事件である。選挙法は印度特有の教徒の數によつて宗旨宗旨で候補者を選定することになつて居り、候補者の數は十年一回の國勢調査の結果で決定するのであるから、教徒の數が増加すれば候補者數も從て増加する譯であるから、改宗運動が起る譯だ。此信徒の争奪戦が兩者間の反感を激發し、紛擾を誘引しつゝあるのであつて、選挙法制定者の期待と反對の結果を齎らすことになつた。

此争奪戦の最中起つた事件はヒンヅー教の論客が回教主マホメツドの私行を攻撃し、不品行を摘發し、マホメツドの言つて居る事は良いが、其行つた事に習つてはいけぬとの意味を小冊子にしたので裁判所に持ち出されたが、二審で有罪となつた後、高等法院では無罪となり、回教徒の憤慨を買つたので、最近の中央立法部は教主を攻撃することを禁止する法律案を通過し、將來宗教上此種の争の繰返されることを防止することにした。

七、社會改革運動

メヨール
史の『母
印度』

最近カザリン・メヨール女史が米國婦人の立場からして、印度の現状を目撃し『母印度』と題した著述に於て無遠慮な筆鋒で、猛烈に印度の社會状態及び其組織を摘發し、筆誅を加へたことは

印度内にも多大の反響を惹起した。女史は一々權威ある根據からしてヒンヅー教の潰弊、少女結婚の害悪、淫猥な風俗の普遍的に行はれること、キヤースト制度の不合理な弊害、上下を問はず行はれてる不潔な習慣、動物虐待の實行、懶惰、虚偽、不信實、臆病、個人的腐敗の風習を列擧し、國民全體平然として看過し、改革せんとする氣力なしと斷言して居る。印度の人口は過去五十年間に五千萬人増加した。之れは英國の統治の賜であるが、人口の最も増加したのは最下等の人間であつた。此儘で行けば此傾向は益々甚しくなる計りである。結局英人が印度を放棄して北方の勇敢な回教徒をして印度を征服せしめ、是等不潔不道德淫亂なヒンヅーを撲滅させ、世界の惡疫流行の根源を絶滅させた方が、却て世界の爲めではないかとは女史の著書を読んだもの受ける感じである。女史はまた少女結婚の弊害を列記して五歳の少女が五十歳の老人と結婚し、身體を傷害された實例を病院の報告からあげて其弊風を鳴らし、ガンヂー、タゴールの如き代表的ヒンヅーすら、春情發動期以前に結婚する現制度の是認者たることを憤慨し、印度の社會改革はヒンヅーの手ではとても出来ない^と迄斷言し、ヒンヅー教が立法による干渉を嫌つて、其唾棄すべき惡風を維持して居ることを呪つて居る。又ヒンヅー教の男兒が色慾の實行を宗教的に獎勵されて居る結果は、歐米の青年がスポーツに夢中となつて居る年配で、印度人は既に老衰して居る事

實を擧げて居る。不潔は日本の統治以前朝鮮に於て吾人の實見した所であつた。我官憲の干渉取締は此汚習を拭ひ去らざる迄も、表面から取り去ることを得た。支那人の不潔も教化の結果、朝鮮同様減少せしめ得るかも知れない。然し印度人の不潔は宗教上に根源を有する丈け其艾除は困難である。印度の有識者は宗教上の迫害を恐れて之れが改革を主張する勇氣なしとは女史の結論である。

是れ迄政治運動者が社會改革に冷淡であることは常に^等に對する批難の焦點であつた。女史の説述した所のは決して誇張の言ではない。然し乍ら印度が西歐文明の精神を採用して、民主主義の制度を實行しつゝある以上は、此主義と根本的に相容れないヒンヅー教の迷信に基く幾多の習慣が永久に維持さるべしとは信じ難い。ガンヂーの如きヒンヅー文明の擁護者が如何に絶叫するも、科學の力は印度に侵入しつゝあるのであるから、何時迄も牛の糞尿を藥用にする習慣が保たれるとは想像出来ないのである。政治上の自由を得た印度人の向ふべき道は、此社會改革たるべきは當然であつて、戦後西歐の刺戟によつて微弱ではあるが、此改革の曙光を見つゝある如く思はれる。

キヤースト制度に就いて前述する所があつたが、人口の五分の一を占める穢多階級をどうする